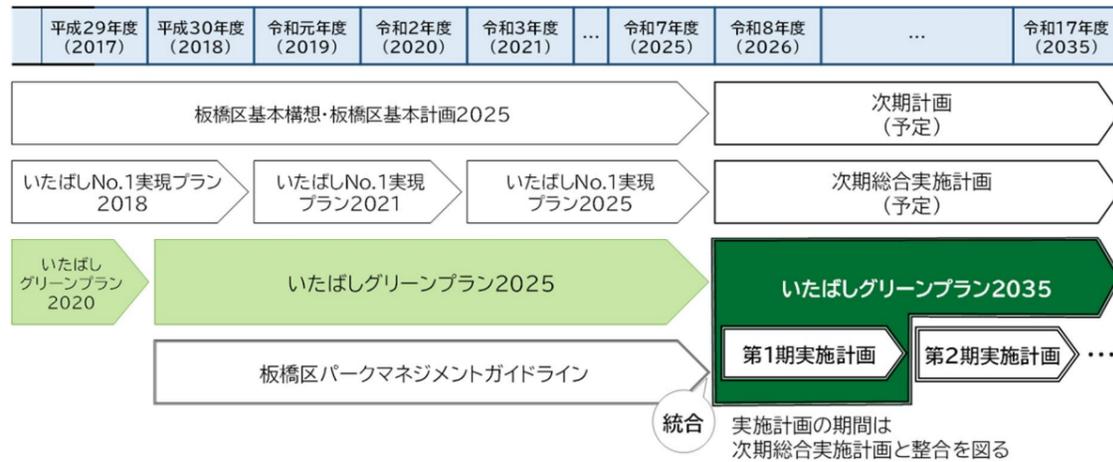


「いたばしグリーンプラン 2035」(素案)について

1 緑の基本計画とは

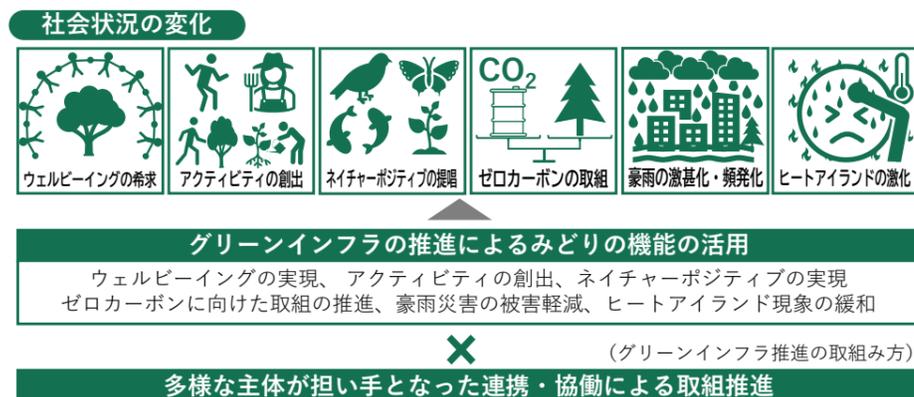
緑の基本計画は都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全や緑化の推進に関する目標、方針、施策や、都市公園の整備、管理の方針などを定める基本計画です。平成30年にいたばしグリーンプラン2025(以降、「前計画」という)を策定した後の社会状況の変化を捉え「いたばしグリーンプラン2035」を策定します。前計画と同時期に策定した板橋区パークマネジメントガイドラインについても、いたばしグリーンプラン2035に統合した上で、改定します。



2 社会状況の変化に対応した改定方針

前計画を策定した後の社会状況の変化、①ウェルビーイングの希求、②アクティビティ創出への期待増大、③ネイチャーポジティブの提唱、④ゼロカーボンに向けた取組強化、⑤豪雨災害の激甚化・頻発化、⑥ヒートアイランド現象の激化等への対応が課題となっています。

次期計画であるいたばしグリーンプラン2035では、グリーンインフラ※1の推進によりみどりが持つ多様な機能を活用し、多様な主体との連携・協働により課題解決を図るとともに、あり方検討会※2で提言された様々な取組を進めることにより、めざす将来像を実現します。



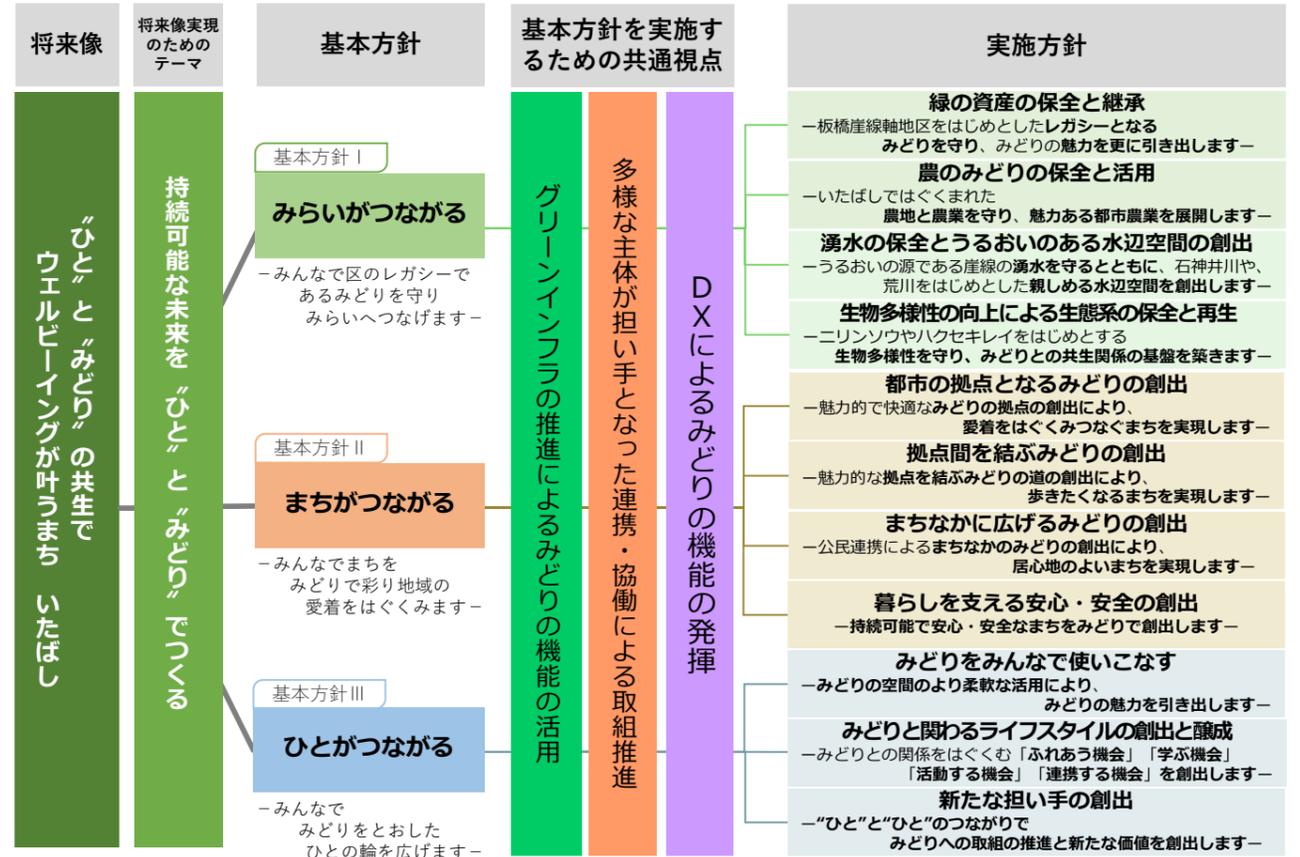
※1：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方

※2：国土交通省「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」(令和4年10月)

3 施策体系

将来像実現のための3つの基本方針に基づき、実施方針及び施策を展開します。

本計画では「グリーンインフラの推進によるみどりの機能の活用」と「多様な主体が担い手となった連携・協働による取組推進」を主軸とし、「DXによるみどりの機能の発揮」の考えを取り入れつつ施策を展開することにより、「ひと」と「みどり」が共生したウェルビーイングが叶うまちをめざします。



骨子案で示した範囲

4 将来像実現のための基本方針と施策一覧

基本方針	実施方針（目標）	実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）	
I 「みらいが つながる」	1 緑の資産の保全と継承	01 樹林地の保全と継承 ○	
		02 歴史ある大径木等の保全	
		03 板橋らしさを代表する緑の景観の保全 ○	
	2 農のみどりの保全と活用	04 農地の保全と継承 ○	
		05 農業の保全と継承 ○	
		06 未来へつなげる農作物の活用 ○	
	3 湧水の保全とおいしいのある水 辺空間の創出	07 湧水の保全	
		08 親しめる水辺づくり ○	
	4 生物多様性の向上による生態系 の保全と再生	09 自然環境実態調査の実施	
		10 エコロジカルネットワークの形成 ○	
	II 「まちが つながる」	5 都市の拠点となるみどりの創出	11 まちづくりによるみどりの創出 ◎
			12 公園改修・拡張による区内外のみんなが集う空間の創出 ○
6 拠点間を結ぶみどりの創出		13 みどりの回遊性の創出 ○	
		14 歩きたくなるまちに向けた魅力発信	
7 まちなかに広げるみどりの創出		15 街並みの緑化推進 ○	
		16 公園の新設・改修による地域のみんなが集う空間の創出 ○	
		17 公園施設の改修	
		18 学校のみどりの保全と活用 ○	
8 暮らしを支える安心・安全の創 出		19 森林環境譲与税の活用促進 ◎	
		20 安心・安全なまちへ向けたみどりの活用 ○	
III 「ひとが つながる」	9 みどりをみんなで使いこなす	21 柔軟なルールの検討 ○	
		22 みんなのやりたいを実現させる仕組みづくり ○	
	10 みどりと関わるライフスタイル の創出と醸成	23 みどりとふれあう機会づくり	
		24 みどりを学ぶ機会づくり	
		25 みどりと活動する機会づくり	
		26 みどりで連携する機会づくり ○	
	11 新たな担い手の創出	27 みどりとひとをつなぐ仕組みづくり ○	
横断的施策	DXによるみどりの機能の発揮	28 デジタルツールの活用 ◎	
		29 E BPM(根拠に基づく政策立案)の実施 ◎	

◎：新規の施策

○：バージョンアップ

5 今後のスケジュール（予定）

日 程	会 議 等	備 考
令和7年 8月27日	第5回改定委員会（学識経験者等）	計画素案 審議
令和7年 10月21日	庁議（連絡調整会議）	計画素案 報告
令和7年 11月 6日	都市建設委員会	計画素案 報告
令和7年 11月10日～24日	パブリックコメント	広報いたばし 11/8号に掲載
令和7年 12月 3日～10日	第2回ワーキンググループ（係長級職員）	計画原案 審議
令和7年 12月24日	第4回庁内検討会（課長級職員）	計画原案 審議
令和8年 1月29日	第6回改定委員会（学識経験者等）	計画原案 審議
令和8年 3月26日	庁議（経営戦略会議）	計画原案 審議
令和8年 4月16日	都市建設委員会	計画原案 報告

参 考 資 料
令和7年11月6日
土木部みどりと公園課

板橋区緑の基本計画

いたばしグリーンプラン 2035（素案）

いたばしグリーンプラン 2035 第1期実施計画

～“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち“いたばし”～

令和7年11月

はじめに



区長の挨拶文が入ります

(原案時点でお示しします)

目次

2035年の板橋区の将来イメージ	1
第1章 いたばしグリーンプラン 2035 の基本的事項	
1 緑の基本計画とは	5
2 “緑”と“みどり”の定義	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画期間	6
5 本計画の構成と読み方	7
第2章 板橋区を知る	
1 板橋区の地形、みどり、水の骨格軸	11
2 板橋区の魅力・つよみ	12
3 板橋区の地域ごとのみどりの特徴	20
第3章 これまでの振り返りと課題	
1 みどりに関わる社会状況の変化	25
2 国や都の動向	29
3 板橋区の現状	34
4 前計画の進捗状況と課題の整理	37
第4章 いたばしグリーンプラン 2035 における取組	
1 計画改定のポイント	51
2 将来像	54
3 基本方針	56
4 計画の目標	59
5 みどりの配置方針	63
6 施策展開の視点	66
7 実施方針	73
第5章 いたばしパークマネジメント（公園や緑地の整備・管理に関する方針）	
1 はじめに	83
2 パークマネジメントの基本理念	85
3 パークマネジメントの目標と実施方針	88
4 公園種別ごとのマネジメントの方針	89
第6章 いたばしグリーンプラン 2035 第1期実施計画	
1 第1期実施計画について	101
2 実施する施策	103
第7章 プランの推進と進行管理	
1 全体的な進め方	137
2 計画別の進め方	138
第8章 資料編	
1 板橋区のみどりの現況	資-3
2 みどりに関する区民意識	資-5
3 みどりに関する子どもの意識	資-11

◆2035年の板橋区の将来イメージ

“ひと”と“みどり”の共生で ウェルビーイングが叶うまち いたばし

みらいがつながる ▶ P56

河川や崖線、農の風景などみどりのある景色と自然体験に癒されています



桜のライトアップ
(板橋十景・石神井川の桜並木)



収穫体験（農業体験農園）

まちがつながる ▶ P57

まちや公園を共にはぐくんでいます

まちなかの木々が緑陰をつくり夏でも
省エネで快適な生活を送っています



区民と共にはぐくむ風景の創出
(上板橋駅南口再開発)



区民とみどりをはぐくむ協働スペースの創出
(板橋公園再整備)



まちなかの木々による緑陰の創出

※画像は完成予想イメージです。変更となる可能性があります。

ひとがつながる ▶ P58

コミュニティガーデン、公園での花づくりや美化活動でご近所同士の会話が弾んでいます



公園でのコミュニティガーデンの創出



農業園での収穫体験（赤塚植物園）



こども動物クラブでの職業体験（東板橋公園）

第1章



いたばしグリーンプラン 2035 の 基本的事項

- 1 緑の基本計画とは
- 2 “緑”と“みどり”の定義
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間
- 5 本計画の構成と読み方

第1章の概要

緑の基本計画とは

- 緑の基本計画の法律上の位置づけを示しています。

“緑”と“みどり”の定義

- 板橋区では“緑”と“みどり”を使い分けています。ここではその定義を示しています。
- 本計画は、植物としての緑や、公園・緑地などのオープンスペース、河川、それらに住む鳥や昆虫などを含めた広い意味での“みどり”を対象としています。

計画の位置づけ

- 基本計画など板橋区の他の計画、および東京都の計画と本計画との関係について示しています。

計画期間

- 本計画と前計画や関連計画との計画期間の関係を示しています。

本計画の構成と読み方

- 本計画は8章立てになっており、第4章は計画全体の計画目標と実施方針を、第5章は第4章を特に公園・緑地の管理運営視点で整理した章、第6章は今後3年間で実施する事業について記載した章となっています。
- このほか、各章の関係について説明しています。

1 緑の基本計画とは

都市緑地法に定められている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地を守り、緑を増やす目標、方針、施策や、都市公園の整備、管理の方針などを定める基本計画です。板橋区の場合は、計画の愛称を「いたばしグリーンプラン」としています。なお、今回の「いたばしグリーンプラン 2035」では、前計画まで別途策定していた「板橋区パークマネジメントガイドライン」を統合し、みどりの保全・創出から管理運営までを一体的に進める計画として改定しました。

都市緑地法では、「緑の基本計画」に以下の項目を規定することとしています。

緑の基本計画で規定するもの ※都市緑地法第4条より

みどりに関する板橋区の目標

みどりを“守る”ための方針

緑化推進のための方針

公園や緑地の整備・管理に関する方針

2 “緑” と “みどり” の定義

本計画では“緑”と“みどり”を使い分けています。

緑 = 樹林や樹木など植物としての“緑”

みどり = 植物としての緑のほか、公園・緑地などのオープンスペース、そこで生まれる交流の空間、農のみどり、河川の水辺や湧水、鳥や昆虫などの自然要素を含む、広い意味での“みどり”

そのうち、本計画で対象とするのは広い意味での“みどり”です。



樹林や樹木など植物



公園などのオープンスペース



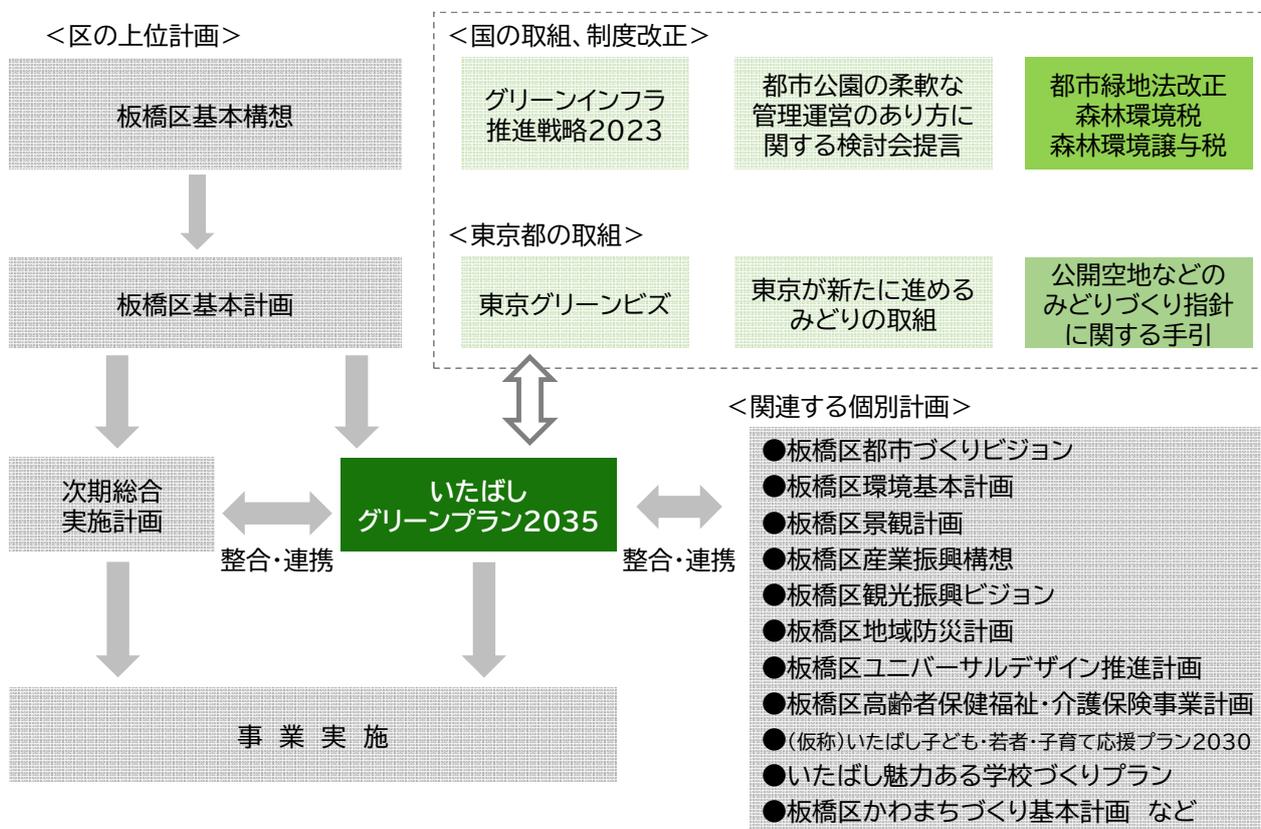
河川の水辺や鳥などの自然要素



農のみどり

3 計画の位置づけ

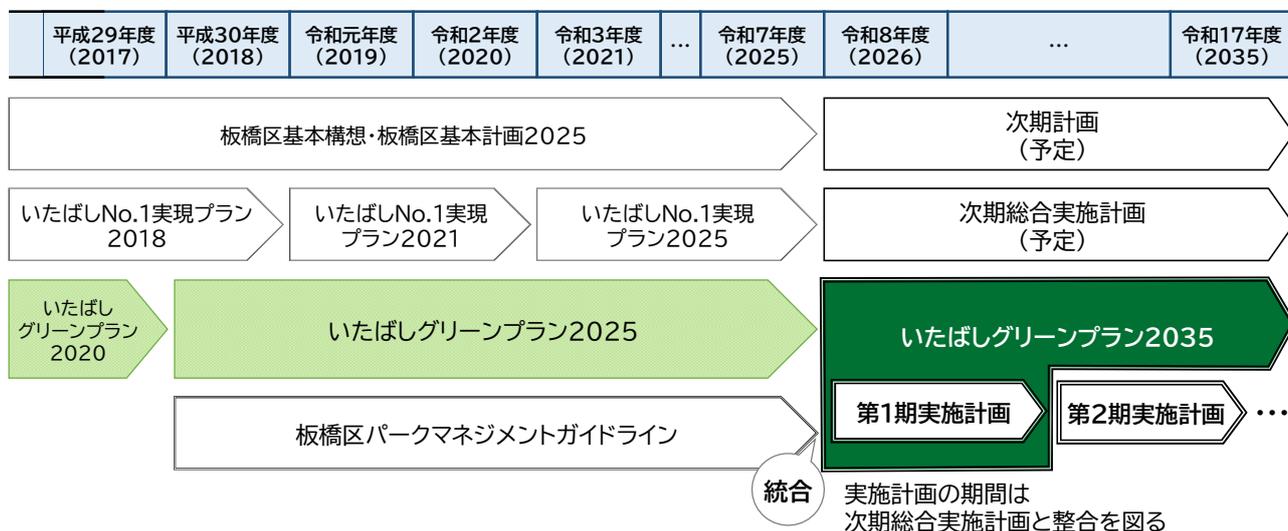
いたばしグリーンプラン 2035 は、板橋区基本構想、板橋区基本計画及び各関連計画と内容をそろえ、協力して進めます。



4 計画期間

次期「板橋区基本構想」や「板橋区基本計画」の計画期間と整合を図り、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間で。

各施策の実施計画は、次期総合実施計画の計画期間に合わせます。



5 本計画の構成と読み方

いたばしグリーンプラン 2035 の各章の構成と役割を以下に示します。今回の改定では、これまで別途策定していた「板橋区パークマネジメントガイドライン」を第5章に統合し、公園・緑地の管理運営についての方針も一体的に示している点が大きな特徴です。

第1章 (この章です)	いたばしグリーンプラン 2035 の基本的事項
	本計画が都市緑地法に基づく「緑の基本計画」であることや、計画内で用いる“みどり”と“緑”の定義など、計画の基本的な事柄を説明します。
第2章	板橋区を知る
	計画の対象となる板橋区の地形やみどりの現況、そしてその魅力について解説します。
第3章	これまでの振り返りと課題
	これまでの計画の成果と社会状況の変化を整理し、次の10年へ向けた課題を明らかにします。
第4章	いたばしグリーンプラン 2035 における取組
	本計画の最も中心となる章です。 10年後の板橋区の将来像と、その実現に向けた方針、具体的な取組の方向性を示します。
第5章	いたばしパークマネジメント（公園や緑地の整備・管理に関する方針）
	本計画が対象とするみどりのうち、特に公園・緑地の管理運営（パークマネジメント）に関する考え方や方針を詳しく説明します。
第6章	いたばしグリーンプラン 2035 第1期実施計画
	いたばしグリーンプラン 2035、いたばしパークマネジメントの10年間の計画のうち、最初の3年間で具体的に着手する事業をまとめたアクションプランです。
第7章	プランの推進と進行管理
	第4章～第6章の各計画の進行管理を説明します。

第2章



板橋区を知る

- 1 板橋区の地形、みどり、水の骨格軸
- 2 板橋区の魅力・つよみ
- 3 板橋区の地域ごとのみどりの特徴

第2章の概要

板橋区の地形、 みどり、水の骨格軸

- 板橋区の“みどりの骨格”となる3本の骨格軸を示します。

板橋区の魅力・つよみ

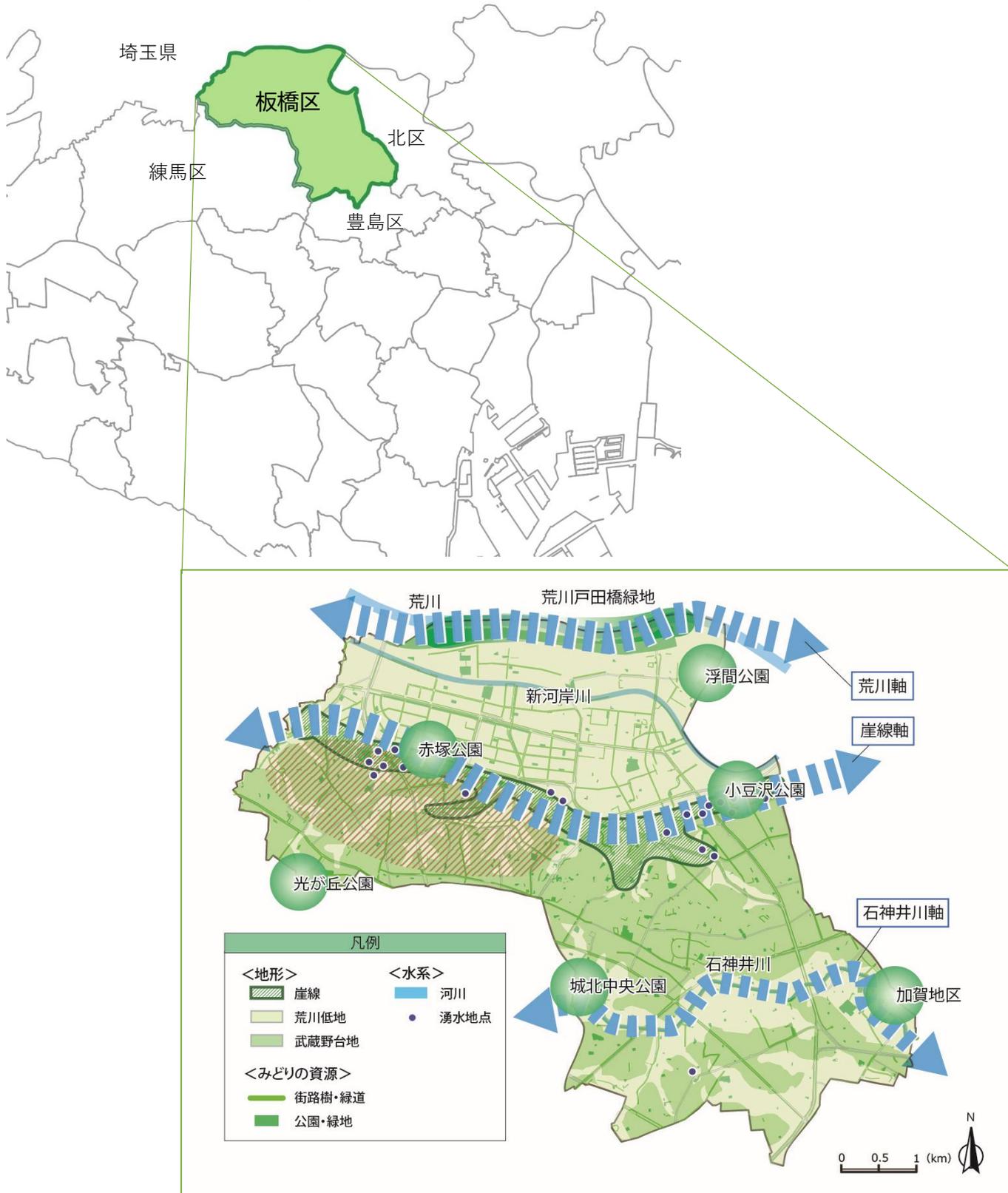
- 板橋区のみどりの特徴や、最近の動き、みどりに関わる区民との協働について示します。
- 板橋区が個性豊かなみどりに恵まれるとともに、区民と共にこれらのみどりを守り、育ててきたことを示しています。

板橋区の地域ごとの みどりの特徴

- 板橋区内の主なみどりの配置状況を示すとともに、区内を8地域に分け、地域ごとのみどりの特徴を簡潔に示しています。

1 板橋区の地形、みどり、水の骨格軸

板橋区は東京都区部の北西部に位置し、地形は、武蔵野台地と荒川低地によって構成されています。その境目には、北区へと続く板橋崖線（崖地）が連なり、みどりの骨格を形成しているほか、荒川が周辺区市（北区・和光市など）へと続く水の骨格軸を形成しています。



2 板橋区の魅力・つよみ

崖線（がいせん）のみどりや荒川の水とみどり、農地の緑など、板橋区には未来へ引き継ぐべき貴重な“みどり”の資産がたくさんあります。板橋区内に残る貴重な“みどり”を、区民共有の財産として大切に守り、支えていくこと、そして次の世代を担う子どもたちに郷土の“みどり”の価値を伝えていくこと、そのことによって板橋区の“みどり”がさらに豊かな“みどり”の資産となって未来の世代へと引き継がれていきます。

(1) 自然・地形・公園

崖線（がいせん）のみどり



板橋区の崖線（がいせん）は、武蔵野台地と荒川低地の境界に位置する急斜面で、高低差約 20 メートルの地形的特徴を持っています。この崖線には区の花であるニリンソウをはじめとした希少な植物があり、貴重な自然環境が残されています。

この特徴を皆さんに知ってもらうためのガイドツアーを区民ボランティアと板橋区職員の手で行っています。また、「板橋区地下水及び湧水を保全する条例」を制定し、この地形が生み出す地下水や湧水を保全し、活用しています。

河川の水とみどり



区の河川のうち、みどり、水の骨格軸として位置づけた荒川と石神井川は板橋区を流れる一級河川であり、区の重要な水とみどりの軸となっています。

なかでも荒川は、都市化された板橋区における貴重な空間であり、自然に触れ合える場、レクリエーションを楽しめる場、震災時の避難場所としての場など、新たな価値を生み出す大きな可能性を秘めています。板橋区は、この魅力的な荒川河川敷の価値を最大限に引き出し、板橋区のブランドとして創造・発信することで、交流人口の増加やにぎわいの創出をめざします。

農地のみどり



板橋区には、多くの農地が残っており、都市部における貴重な緑地空間として機能しています。

農地とみどりを守るために、板橋区では農業振興に努めると共に、皆さんに農と触れ合うことを通して、農の魅力を伝えるため、区民農園・農業体験農園の開設や農業まつりなどの都市農業振興イベントなどを行っています。

みどりの資産

五本けやき（区の景観重要樹木）



昭和初期の川越街道の拡幅工事の際、当時の上板橋村村長であった飯島彌十郎が、屋敷林の一部のけやきを残すことを条件に土地を提供しました。

こうして残された屋敷林が「五本けやき」と呼ばれるようになりました。

川越街道の緑豊かなうるおいのある空間を創出しており、街道の良好な景観形成に寄与していることから、板橋区景観計画における「景観重要樹木」に指定しています。

石神井川の桜並木（板橋十景）



石神井川の両岸には桜並木を主体とした緑道が整備され、花見の頃になると、中板橋付近から加賀付近まで桜が咲き誇り、区内を代表する桜の名所となっています。

ソメイヨシノを中心にヤマザクラ・オオシマザクラなどを楽しむことができます。

高島平団地とけやき並木（板橋十景）



昭和40年代に相次いでマンモス団地が建設されたこの付近も、現在は周囲の樹々と融合した落ち着いた独自の顔を持つようになってきました。

特に団地内を通るけやき並木は、都立赤塚公園前から高島平駅前まで南北に600m程続き、新緑や紅葉の時期には、道行く人もその光景を見上げるほど見事な眺めです。

屋敷林などの民有地のみどり



西光院のイチヨウ
(昭和 54 (1979) 年保存樹木に指定)

板橋区の緑は、公園や公有地だけでなく、区民の暮らしの中に息づく民有地の緑によっても支えられています。市街地に残る屋敷林などにおける、長い年月を経た大径木は、豊かな緑の資源であるとともに、まちの歴史的な成り立ちを伝える貴重な文化資源です。これらの緑はまちの景観に風格を与える地域のランドマークであり、景観の向上や生物多様性の保全に重要な役割を果たしており、地域共有の財産となっています。

板橋区では昭和 54 (1979) 年から、板橋区緑化の推進に関する条例にもとづき保存樹木等を指定しています。令和 7 (2025) 年 3 月末で区内には約 1,600 本の保存樹木、21 か所の保存樹林・竹林、47 か所の保存生垣があります。

コラム

暮らしの中の豊かなみどり ～サンシティの事例～

板橋区中台にある民間の大規模集合住宅団地であるサンシティでは、敷地面積約 12 万 5,000 m² (東京ドーム約 3 個分) の中に広大な緑地が確保されています。多様な樹木が植えられたみどり豊かなオープンスペースは、住民の憩いの場であると同時に、地域の貴重なみどりの拠点となっています。

敷地内のみどりは、サンシティグリーンボランティアが、人と自然の共生、自然性の高い環境作りをめざし、剪定など雑木林 5 万本の植栽と森のケアを行っています。

敷地内の樹林は昭和 63 (1988) 年に保存樹林に、また、樹齢 250 年以上と云われる御神木(スダジイ)は、平成 8 (1996) 年に保存樹木に指定されました。

こうした民間の取り組みも、板橋区のみどりの豊かさを支える重要な要素となっています。



サンシティ内の保存樹木 (スダジイ)



サンシティ内の緑

資料) サンシティ概要 (<https://www.suncity.jp/outline>)

公園

板橋区の都市公園(都立公園含む) (令和7(2025)年4月現在)



公園数

346 箇所



公園の面積

189.8 ha

区全体に
対する割合

5.89 % (23 区中4位)

◆区内の特徴ある公園



東板橋公園 (板橋こども動物園)



小豆沢公園 (あずさわスポーツフィールド)



赤塚植物園



見次公園

園内にこども動物園がある東板橋公園や徳丸ヶ原公園、身近な里山の樹木、園芸種、農産種、野草など、600種類を超える植物が育ち、四季折々の姿を楽しめる赤塚植物園など特徴ある公園が数多くあります。

(2) 生まれ変わる公園とまち

公園

板橋公園では、モビリティコミュニケーション（移動や物流など、人々の生活を支えているモビリティによる人のつながりや交流）の可能性を最大限追求し、展開していくことにより、人とまちとみどりが結ばれ、だれもが快適で安全に利用し、多様な楽しみ方ができる公園を実現していきます。



板橋公園の平面図

板橋区加賀一丁目に所在する「史跡陸軍板橋火薬製造所跡」を整備し、当時の遺構や建造物を含めて公開を行う「板橋区史跡公園（仮称）」の整備を令和11（2029）年度のグランドオープンをめざして進めています。

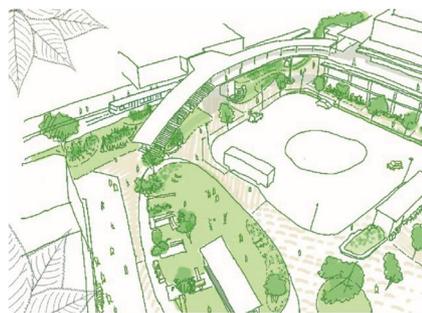


板橋区史跡公園（仮）の鳥瞰図

再開発などのまちづくりによる新たなみどりの創出への期待

大山、板橋、上板橋、高島平地域など各地域の駅周辺では、まちづくり事業が進んでおり、これらを契機として、創出される新たなみどりは、豊かさや愛着をはぐくむみどりとして期待されます。

上板橋駅南口では、駅前広場や都市計画道路の整備とともに、みどり豊かな屋外空間（パブリックスペース）を公民一体となって形成・維持管理するまちづくりが期待されています。



上板橋駅南口のイメージパース

高島平緑地では、社会実験を通じて、地域住民や事業者、市民団体の発想や創造性を取り入れた再整備が計画されています。農機能の導入など、新たな視点での緑地空間の創出が期待されています。



現在の高島平緑地

(3) みどりに関わる区民との協働

区立エコポリスセンター、区立熱帯環境植物館でのみどりに関する協働の取組

区立エコポリスセンターではかんきょう観察事業として区内の動植物調査、自然観察会の開催、自主的な環境調査活動への支援などを通じて、環境について区民が自ら学ぶ機会を提供しています。

また、区立熱帯環境植物館では小学3年生を対象として、館の周辺で花苗の植え付けや、種まき、花壇のデザイン・整備など、季節に合わせた活動を行うキッズガーデナーを年に10回ほどを行っています。活動を終了した方は、次年度からサポーターとして活動に参加していただいています。

さらに、サポーターの活動を終えた中高生を対象に、施設外観の花壇の整備活動を行います。その他にも、熱帯環境植物館で行われるイベントの手伝いやお仕事のサポーターとしての活動も行う、ねったいかんクラブの取組を行っています。



区立エコポリスセンターのかんきょう観察事業



区立熱帯環境植物館のキッズガーデナー

地域がつくる公園制度

地域がつくる公園制度は、地域の共有財産である身近な公園を、地域の方々で見守っていただく制度です。地域の方々のグループによる公園清掃やみどりの手入れなどの作業に対して、清掃用具などの必要経費相当を支援しています。

板橋区と地域の方々との間でお互いの役割を決め、一緒に公園を管理しており、令和6（2024）年12月末時点で27公園、26グループが活動しています。

花づくりボランティア活動

駅前広場や公園、街角などで花壇の設計・管理を行う花づくりグループが区内各地で活動しています。季節に応じた植替えや日常的な手入れを通じて、まちの景観向上に貢献するとともに、活動を通じた地域コミュニティの形成にも寄与しています。

令和6（2024）年12月末時点で80公園、83グループが活動しています。



四ツ又公園の花づくりボランティア

こども動物園の取組

東板橋公園にある板橋こども動物園は昭和 50（1975）年に、徳丸ヶ原公園にあるこども動物園高島平分園は昭和 54（1979）年に開設しました。令和 2（2020）年 6 月からはそれぞれの公園で指定管理者制度を導入しました。「みんなで作る人をつなぐ公園」をめざし、協働の取組を行っています。

協働の種類	協働の内容
こども動物クラブ	<p>平成 21（2009）年から開始した登録制の事業です。小学 3 年生から中学 3 年生までの年齢の異なる子ども達が、放課後や休日など好きな時間に動物園に来て、動物の世話や接客などを行っています。</p> <p>活動を通じて命の大切さや助け合い、思いやりなどを学ぶ場となっているとともに、家庭や学校以外の子ども達の第 3 の居場所にもなっています。また、近隣の商店街に話を聞きに行き地域マップを作成するなど、動物園の外にも活動を広げています。</p> <div data-bbox="647 880 1326 1126" data-label="Image"> </div> <p>令和 6（2024）年度登録者数：約 180 人/月</p>
民間のイベントの受入れ	<p>ZOOパークフェスタのイベントでは、民間の方からの提案により、子ども向けのロボットプログラミング教室やリトミック教室のイベントを、指定管理者の事業の中で一緒に行いました。また、近隣大学の学生によるオリジナル動物図鑑づくりのブース出展を行ったほか、板橋警察署による交通安全コーナーの設置と白バイとの記念撮影会を行いました。</p>

板橋区では、公園や緑地での清掃活動、花壇の管理、環境保全活動など、住民主体の緑化活動が活発に行われています。

現在は、それぞれの活動が個別に行われているため、これらをサイクルとしてつなげることで、より効果的な活動に取り組む必要があります。

コラム

区の木・区の花・区の鳥

区の木「ケヤキ」

「ケヤキ」は古くから武蔵野の雑木林を代表するもので、日本が原産地です。ニレ科の落葉高木で、高さ 30 メートルに達し、樹幹はまっすぐのび、ますます発展する板橋区を象徴するにふさわしい木です。

(昭和 55 年 1 月 1 日指定)



区の木「ケヤキ」

区の花「ニリンソウ」

キンポウゲ科の多年草で、雑木林などの緑陰に多く見られ、春 15 センチメートルほどの草丈に、白いかれんな花を二輪咲かせます。区では、この花が生育する自然環境を大切に守り育てていきたいと考えています。

(昭和 55 年 10 月指定)



区の花「ニリンソウ」

区の鳥「ハクセキレイ」

都会でも一年中見られる最も身近なセキレイの仲間です。河川の岸边、公園の芝生など、いろいろな環境で尾を振りながら歩き、鳴きながら波形を描いて飛びます。スズメより大きく、ムクドリよりも小さい鳥で、白と黒のコントラストがはっきりしています。夏羽は、黒い頭、背と胸の黒い部分が目立ち、白い顔に目を通る黒い線が特徴です。冬羽は背中が灰色です。

鳴き声は、春から夏にかけて、電線など、周辺で最も高い所にとまり、長い間続けてさえずります。さえずりは、「チツチュイ、チツチュイ」と少し太めの声を比較的長い間をあけて発し、時々「ジュイ」と聞こえる濁った声を交えます。

(平成 14 年 12 月 16 日指定)



区の鳥「ハクセキレイ」

※「指定日」は「東京都板橋区緑化の推進に関する条例」に定めた日です。

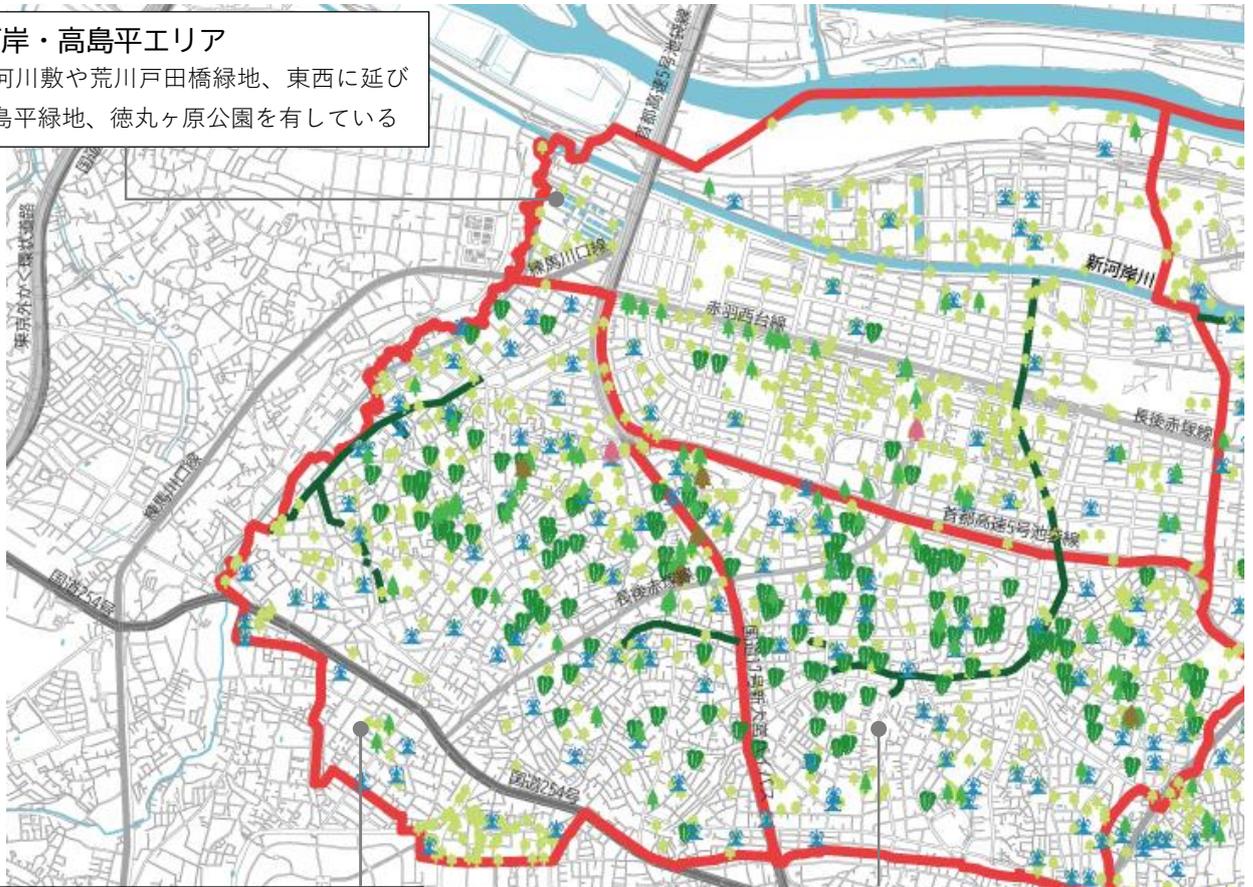
資料) 板橋区 HP「板橋区の木・花・鳥」より

3 板橋区のみどりの特徴

板橋区内各地域の主な“みどり”の特徴は以下のとおりです。

⑦新河岸・高島平エリア

○荒川河川敷や荒川戸田橋緑地、東西に延びる高島平緑地、徳丸ヶ原公園を有している



⑥赤塚・成増エリア

○赤塚城址や不動の滝、屋敷林や農地からなる武蔵野の原風景をとどめ、崖線沿いにはまとまった緑と湧水を有している

⑤徳丸・西台エリア

○区内で農地が最も残り、エリア北部には貴重な湧水と都立赤塚公園をはじめとした崖線のみどりを有している

③上板橋・常盤台エリア

○平和公園や見次公園がみどりの拠点となっているほか、常盤台エリアは、沿道に街路樹が整備されるなど自然資源に恵まれている

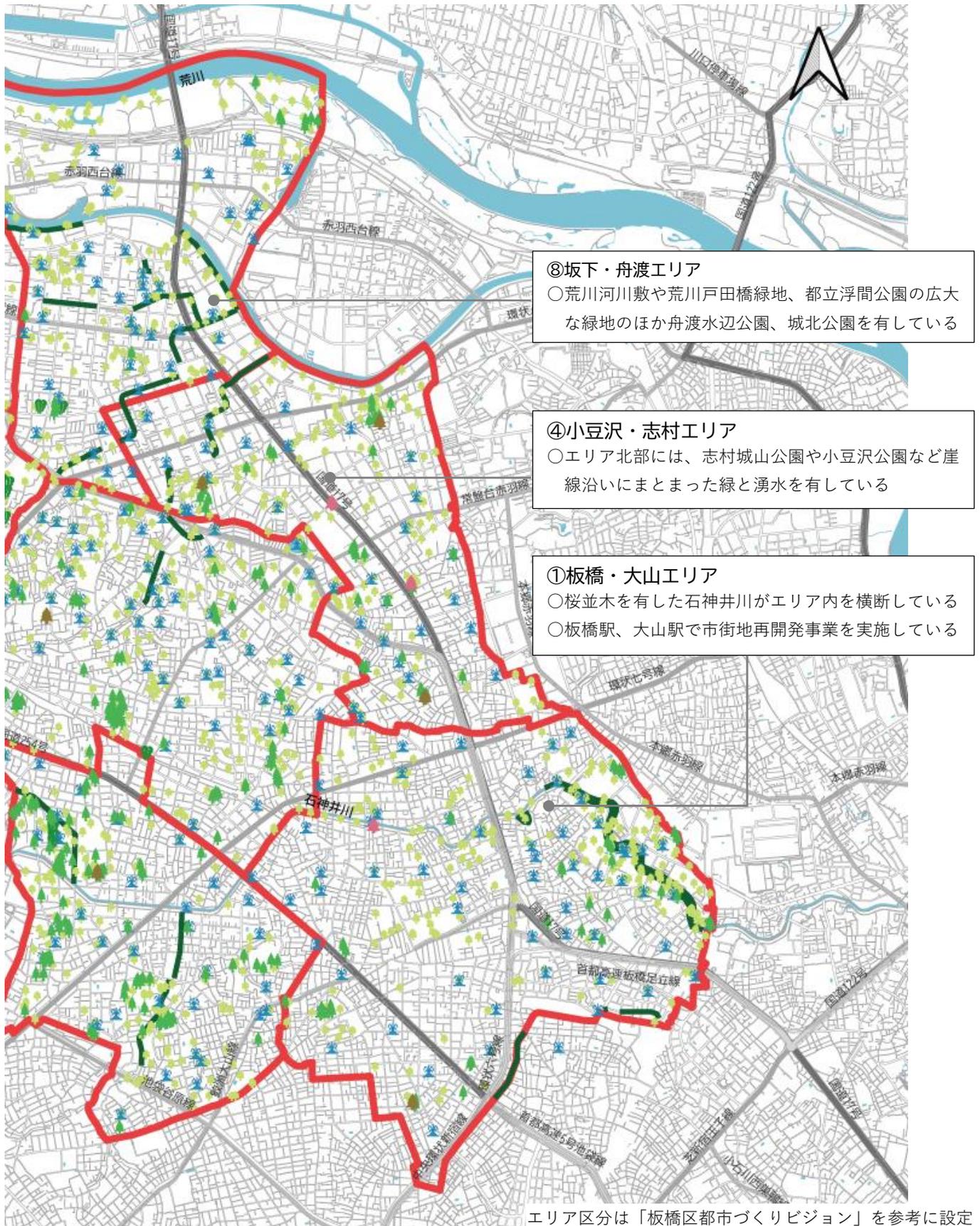
②大谷口・向原エリア

○都立城北中央公園、石神井川、沿道の街路樹といった公共空間における自然資源に恵まれている



- ▲ 古木・名木
- ▲ 板橋十景
- ▲ 保存樹木
- 300㎡以上公園
- 300㎡以上農地
- 300㎡以上樹林地
- 緑道





第3章



これまでの振り返りと課題

- 1 みどりに関わる社会状況の変化
- 2 国や都の動向
- 3 板橋区の現状
- 4 前計画の進捗状況と課題の整理

第3章の概要

みどりに関わる社会 状況の変化

- 前計画策定以降のみどりの社会状況の変化として、(1)ウェルビーイングの希求、(2)アクティビティ創出、(3)ネイチャーポジティブの提唱、(4)ゼロカーボンに向けた取組強化、(5)豪雨災害の激甚化・頻発化、(6)ヒートアイランド現象の激化について説明します。

国や都の動向

- 前計画策定以降の国の法制度改正や取組、ならびに東京都の取組について説明します。

板橋区の現状

- 本計画を策定するにあたっての板橋区の上位計画や将来の人口動向について説明します。

前計画の進捗状況と 課題の評価

- 前計画の目標値の達成状況や施策展開のテーマ別の達成状況について評価します。
- 達成もしくは未達成に至った要因について整理し、今後の施策展開に向けた課題をテーマ別に整理します。
- 計画全体を通じた推進に関する課題を整理します。

1 みどりに関わる社会状況の変化

以下の6つの社会状況の変化に対して、みどりの持つ効果を活用していくことに注目が集まっています。

(1) ウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に幸せな状態であること）の希求

国は、「健康日本21（第三次）」において、自ら健康づくりに積極的に取り組む者だけでなく、健康に関心の薄い者でも、本人が無理なく自然に健康行動をとれる環境づくりを推進しています。

みどりと関わりたいと自然に思えるような、きれいな街路樹や安らげる公園、みどり豊かな駅周辺の広場の整備、ここでのイベントの実施など、魅力的なみどりを通した、みどりとの関係創出は、ウェルビーイング（幸福度）が示す、地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態につながります。



◆ウェルビーイングのイメージ



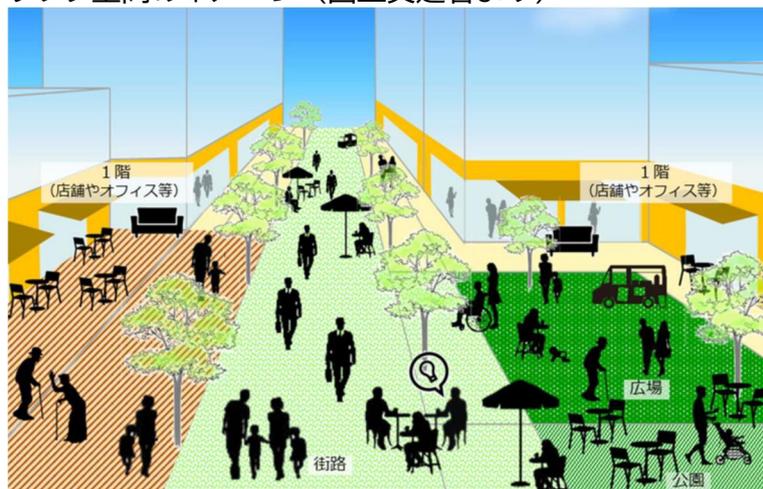
(2) アクティビティ創出（にぎわい空間を創出すること）への期待増大

国は、「居心地が良く歩きたくなる」空間づくり、魅力的なまちづくりを推進しています。

居心地が良く、行きたくなるオープンスペースなどの“場所”の形成に加え、花植え、植樹、農作業体験、レクリエーションイベントなどみどりに触れる機会により、人が集う“空間”を設けることで、にぎわいの創出が期待されます。



◆ウォークラブルなパブリック空間のイメージ（国土交通省より）



(3) ネイチャーポジティブ（生物多様性の損失を食い止め、自然の回復を図り、改善すること）の提唱

生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せることを意味する「ネイチャーポジティブ」という考え方が、世界的な目標となっています。

この実現に向け、国内では令和5（2023）年6月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が改定されました。都市部でも、公園や崖線などの身近な自然の質を高め、地域の生態系に適した取組を進めることは、生きものをつなぐを回復させ、私たちの暮らしを豊かにすることにもつながります。



◆生物多様性のイメージ

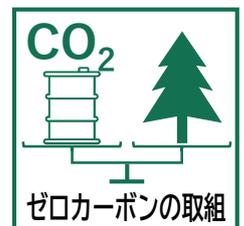


資料：令和5年 いたばし・いきものアルバム(春)より

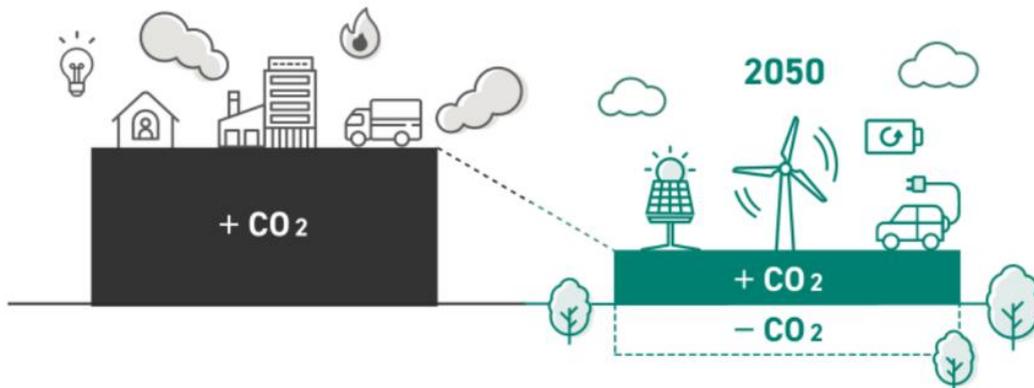
(4) ゼロカーボン（二酸化炭素排出量実質ゼロをめざすこと）に向けた取組強化

令和7（2025）年2月に国の「地球温暖化対策計画」が改定され、令和32（2050）年のカーボンニュートラルに向けた基本的な考えと令和17（2035）年度と令和22（2040）年度の温室効果ガス削減目標を示しました。

緑は、光合成により大気中のCO₂を固定するとともに、固定した炭素を再び大気中に放出しない、という特徴があります。この特徴を活かすことで、ゼロカーボンの実現に寄与します。



◆カーボンニュートラルのイメージ（脱炭素ポータル（環境省）より）



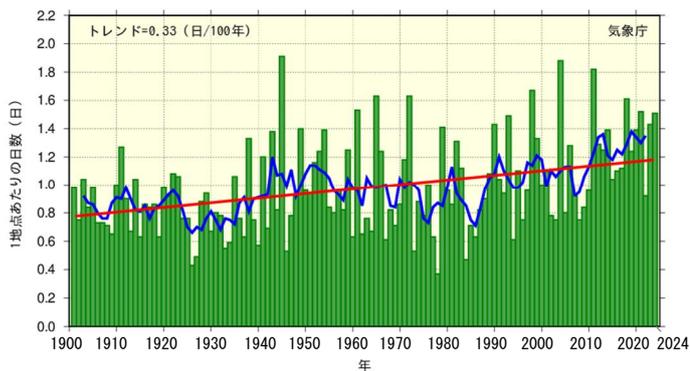
(5) 豪雨災害の激甚化・頻発化

全国的に豪雨災害の激甚化・頻発化が問題視されており、板橋区内でも局地的な短時間の集中豪雨などによる浸水被害が発生しています。今後も気候変動の影響は続く見込みで、浸水対策が求められます。

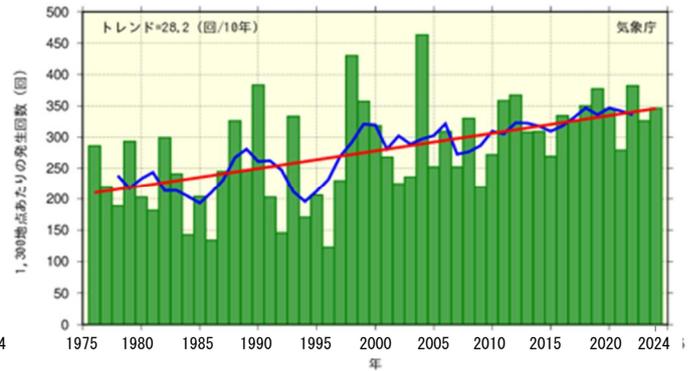
このような中、樹林や草地、農地などのみどりは保水力があることから、豪雨の際に雨水を一時貯留することで、下水道への流入抑制や、浸水深の低減といった効果をもたらしてくれます。



日降水量 200 mm以上の大雨の年間日数の経年変化(1901~2024年)

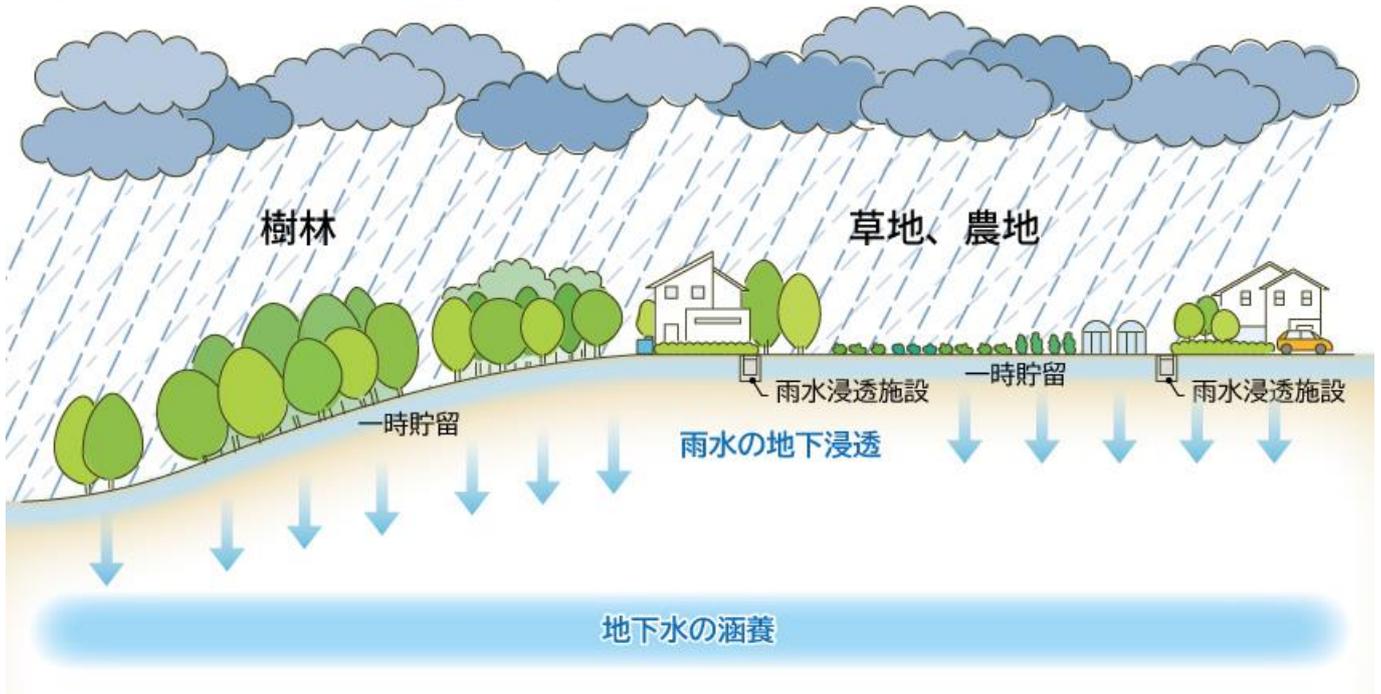


1時間降水量 50 mm以上の短時間強雨の年間発生回数の経年変化(1976~2024年)



資料：「日本の気候変動 2025 - 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書 -」（文部科学省・気象庁）より

◆樹林や草地、農地などによる雨水の一時貯留のイメージ



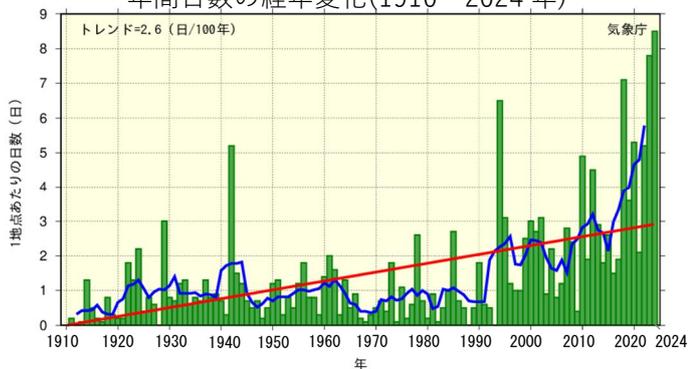
(6) ヒートアイランド現象（都市部が周辺の郊外よりも気温が高くなる現象）の激化

気候変動の影響で日本の気温は上昇傾向にあり、猛暑日の日数が増加するなど、その気候は亜熱帯化ともいえる状況です。今後も平均気温の上昇と極端な高温の頻度の増加が予測されています。また、熱中症により救急搬送される人も総務省が調査を開始した平成20（2008）年以来、増加傾向にあり、令和6（2024）年は全国で過去最高の97,578人が搬送されました。

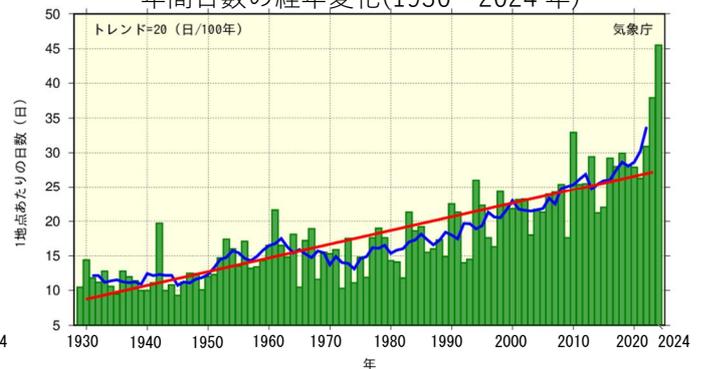


そんな中、みどりによる遮熱や蒸発散で、ヒートアイランド現象の緩和につながることを期待されます。緑陰によって日射の低減が可能であるとともに、地表面や壁面などの緑化により、温度上昇が抑制でき、熱ストレスの軽減につながります。

日最高気温 35℃以上（猛暑日）の年間日数の経年変化(1910～2024年)

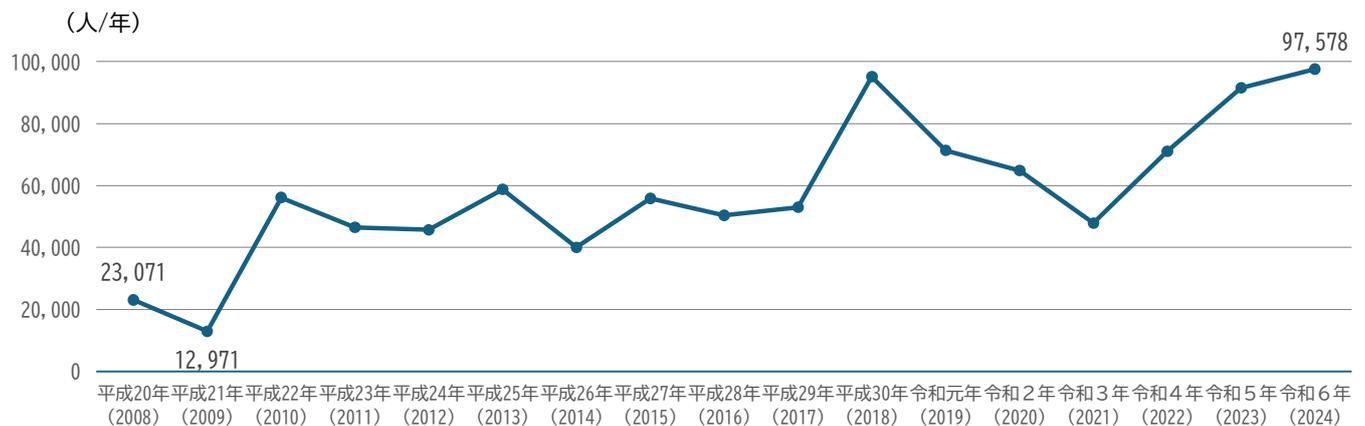


日最低気温 25℃以上（熱帯夜）の年間日数の経年変化(1930～2024年)



資料：「日本の気候変動 2025 - 大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書 -」（文部科学省・気象庁）より

熱中症による救急搬送人員数の推移（全国）



資料：総務省消防庁報道発表資料より作成

コラム

板橋こども動物園の草屋根

東板橋公園内の板橋こども動物園は、令和2（2020）年の改修に合わせて草屋根や壁面緑化による環境負荷軽減への取組を行っています。草屋根を設置することにより、室温を一定に保つことができ冷暖房機器の使用を抑制できます。



2 国や都の動向

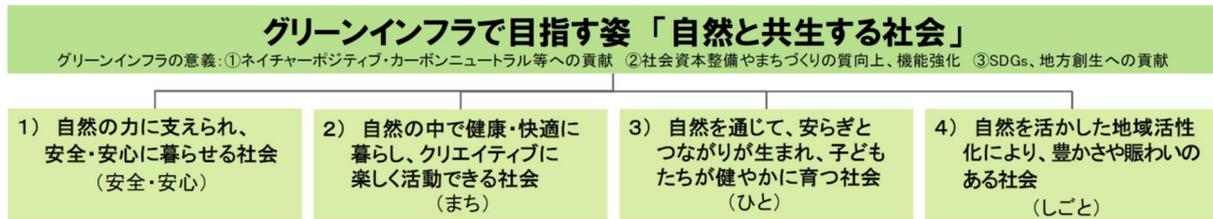
(1) 国の主な取組

グリーンインフラ推進戦略 2023 の策定（令和5（2023）年9月）

自然の力を活かした、より良い社会づくりを全国で進める計画です

国は以前から、自然が持つ様々な力をまちづくりや土地の利用に活かす「グリーンインフラ推進戦略」を進めてきました。近年では、その取組を加速させるため、PPP/PFI手法（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）の活用など、民間の力を積極的に活かしていく方針が示されており、公民が連携した持続可能な国土・都市づくりが求められています。

◆国が示す、これからのグリーンインフラの進め方（グリーンインフラ推進戦略 2023 の概要）



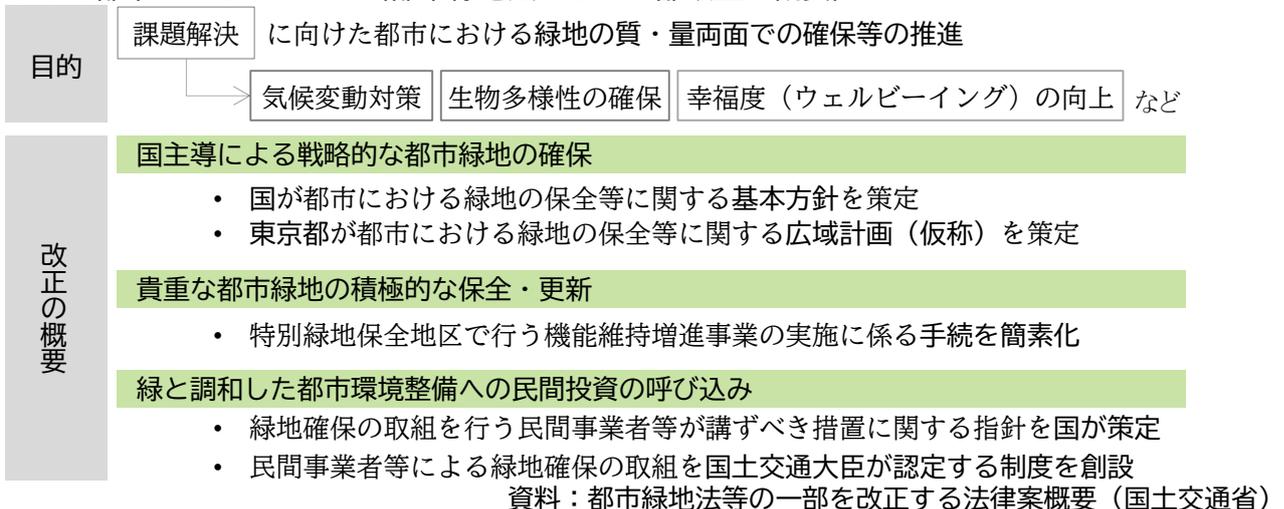
資料：グリーンインフラ推進戦略 2023 概要版（国土交通省）

都市緑地法などの一部改正（令和6（2024）年11月施行）

まちづくりGXを推進し、まちのみどりを守り、質も高めるための法律の変更です

近年の気候変動対策や生物多様性の確保、ウェルビーイング（幸福度）の向上といった課題解決に向け、国土交通省が推進する「まちづくりGX（グリーン・トランスフォーメーション）」の取組の一環として、都市における緑地の質・量両面での確保などを推し進めるために、都市緑地法などの一部が改正されました。

◆これからの都市のみどりづくり（都市緑地法などの一部改正の概要）



森林環境税及び森林環境譲与税の創設

森林を守り育てるためのお金を、みんなで支え合う新しい仕組みです

所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足などが日本社会において大きな課題となっているほか、温室効果ガス排出削減目標の達成（パリ協定）や災害防止などを図るための森林整備などに必要な地方財源を安定的に確保していくことが重要であることから、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

◆森林を守るための新しい税金と、その使いみち（森林環境税及び森林環境譲与税の概要）



資料：林野庁HP

都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言 (令和4(2022)年10月)

公園をもっと楽しく、みんなで使いこなせるようにするための新しい考え方です

国土交通省は、民との連携による「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」を令和4(2022)年10月に出しました。

この提言では都市公園新時代へ向けて7つの取組をまとめています。このうち板橋区では6つの取組、①グリーンインフラとしての保全・利活用、②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり、③利用ルールの弾力化、⑤担い手の拡大と共創、⑥自主性・自律性の向上、⑦公園DXの推進、が特に重要であると捉え、今後の公園施策に活かします。

◆都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言内容

都市公園新時代 ～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～

人中心のまちづくりの中でポテンシャルを最大限発揮するため、パートナーシップの公園マネジメントで多様な利活用ニーズに応え、地域の価値を高め続ける「使われ活きる公園」を目指す

「使われ活きる公園」の実現に必要な 3つの変革	都市アセットとしての利活用 まちの資産とする 公園のストックを地域の資産と捉え、能動的・機動的取組で地域の価値やシビックプライドを高揚する	画一からの脱却 個性を活かす 公園の特性に応じたルールをオーダーメイドでつくり、公園の楽しみを広げ、新たな文化を創造する	多様なステークホルダーの包摂 共に育て共に創る パートナーシップの公園マネジメントを実践し、共有資産である公園を核にまちづくりへの関心を高める
-----------------------------------	--	---	--

◆都市公園新時代に向けた重点戦略～3つの戦略と7つの取組～

<p>重点戦略【1】 新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする</p> <p>公園が新たな価値創出や社会課題解決の場となるよう、NbS(自然を基盤とした解決策)の視点からグリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、市民、事業者等による利活用の状況を管理運営や再整備にさめ細かく反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進。</p> <p>①グリーンインフラとしての保全・利活用</p> <p>○グリーンインフラを導入した緑の基本計画(公園の整備・管理方針を含む)の策定 ○緑の基本計画等に基づく自然環境の有する多機能性の戦略的な保全・利活用 ○緑の充実や再生可能エネルギーの活用等による公園のカーボンニュートラル化</p> <p>②居心地が良く、誰もが安全・安心で、快適に過ごせる空間づくり</p> <p>○公園の利活用状況の点検と点検結果を踏まえた公園再生 ○公園利用者の安全・安心の確保(防災・減災、バリアフリー、老朽化対策、防犯、暑熱対策等) ○政策間連携による社会課題対応型の機能向上(健康、福祉、子育て、教育、地域経済等)</p>	<p>⑦公園DXの推進</p> <p>デジタル技術とデータの利活用により、新たな時代の都市公園の実現を促進。</p> <p>施策の方向性</p> <p>○公園に関わるデータのデジタル化、オープンデータ化 ○データを活用したEBPM ○DXによる新たなサービスを生み出す場としての活用 ○デジタル技術、データを活用した、公園の利活用・管理運営の変革(リアルタイムデータを活用したサービス等)</p>
<p>重点戦略【2】 しなやかに使いこなす仕組みをととのえる</p> <p>公園は誰でも自由に使える空間という基本的な認識の下、多様化する利活用ニーズに応え、さらには公園が機動的なまちづくりの核となるよう、公園の特性等に応じた利用ルールの弾力化、新たな可能性を探る実験的な利活用の推進など、公園を使いこなす仕組みを整理。</p> <p>③利用ルールの弾力化</p> <p>○画一的な利用ルールの見直しの促進(公園条例の方向性や選択制の提示等) ○利用者等の合意形成による公園毎のローカルルールづくり(協議会の活性化)</p> <p>④社会実験の場としての利活用</p> <p>○公園での社会実験の事例・成果の共有(公園条例の方向性や選択制の提示等) ○多様な主体による幅広いテーマの社会実験を円滑に進めるための仕組みづくり(パークラボ)</p>	<p>重点戦略【3】 管理運営の担い手を広げ・つなぎ育てる</p> <p>公園管理者としての体制確保・技術継承、地域との連携等に留意しつつ、多様な主体の参画を促進するとともに、管理運営を安定的に行えるよう自主性・自律性の向上を図り、ステークホルダーとのパートナーシップにより公園の価値を共創。</p> <p>⑤担い手の拡大と共創</p> <p>○公園の特性等に応じた管理運営体制や役割分担の多様化 ○利活用をミッションとする体制構築(中間支援組織との連携等)</p> <p>⑥自主性・自律性の向上</p> <p>○担い手の財政的な自立性の確保(計画的な収益事業実施、広告設置等) ○民間の管理運営への参画を更に促進する仕組みづくり</p>

資料：国土交通省資料

都市農業振興基本計画（平成28（2016）年5月閣議決定）

都市農地を多様な機能を持つ貴重な緑地として保全・活用するための計画です

都市農業振興基本法と、それに基づく国の都市農業振興基本計画では、都市部の農地は食料生産の場としてだけでなく、防災空間、環境学習の場、良好な景観の提供など、多様な機能を持つ貴重な緑地として位置づけられています。その保全と、区民が農に親しむための多面的な活用が求められています。

◆都市農業振興基本計画の概要

基本法の政策課題	都市農業の多様な機能の発揮	農産物の供給	国土・環境の保全	防災
		農作業体験・交流の場	良好な景観の形成	農業に対する理解醸成
施策の方向性	担い手の確保	土地の確保	農業施策の本格展開	
	多様な担い手（営農・食品関連事業、他の企業等）	計画的な保全、土地利用施策との連携、制度のあり方	本格的な農業振興施策が講じられるよう方針を転換	
講すべき施策	農産物を供給する機能の向上並びに担い手の育成及び確保			
	防災、良好な景観の形成並びに国土及び環境の保全等の機能の発揮			
	的確な土地利用に関する計画の策定等	税制上の措置		
	農産物の地元での消費の促進	農作業を体験することができる環境の整備等		
	学校教育における農作業の体験の機会の充実等	国民の理解と関心の増進		

資料：都市農業振興基本計画（概要）（国土交通省）

改正都市再生特別措置法・道路法（令和2（2020）年施行）など

道路空間を柔軟に活用し、誰もが歩いて楽しい、居心地の良いまちづくりを進める取り組みです

国の居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりの推進を背景に、ウォーカブルなまちづくりが全国で進められています。改正都市再生特別措置法や道路法の歩行者利便増進道路制度などを活用し、豊かで快適な歩行者空間を創出する上で、街路樹や沿道の緑化は不可欠な要素として、その重要性が高まっています。

◆「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出の概要

滞在快適性等向上区域と歩行者利便増進道路を併用し「居心地が良く歩きたくなる」空間を創出

滞在快適性等向上区域（都市再生特別措置法）	市区町村が作成する「都市再生整備計画」に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域（滞在快適性等向上区域）を設定し、以下の取組を推進
	<ul style="list-style-type: none"> □ 公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能 □ 区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能 □ イベント実施時などにNPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人で、市区町村が認定する都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応
 両者の併用が効果的	
歩行者利便増進道路（道路法）	<ul style="list-style-type: none"> □ 車線を減らして歩道を拡げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能 □ カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和

資料：「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり～ウォーカブルなまちなかの形成～（国土交通省）

(2) 都の主な取組

東京が新たに進めるみどりの取組（令和元（2019）年5月）

東京のみどりの量を減らさず、未来へつなぐための大切な目標と4つの方針です

2040年代に向け、「都市づくりのグランドデザイン」で掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標としています。

その目標達成に向け、以下の4つの方針のもと、各種施策が示されています。

- 方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する
- 方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ
- 方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る
- 方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある

◆東京都のみどりの取組目標

緑の総量



(現状) みどり率 50.5% (2013年) / 東京都

東京の緑は、公園・緑地が増えているものの、全体としては減少傾向にあります。
今ある緑や農地を守るとともに、都市づくりの機会を捉えて美しい緑を生み出すなど、あらゆる場所で緑を感じられる都市の実現を目指していきます。

資料：東京が新たに進めるみどりの取組（令和元（2019）年5月 東京都）

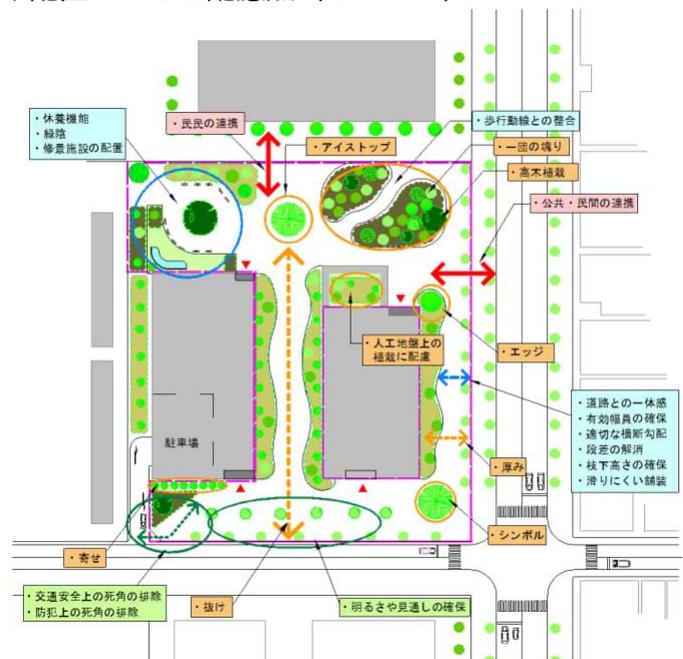
公開空地などのみどりづくり指針に関する手引（令和6（2024）年4月）

建物まわりのオープンスペースを、もっと豊かで使いやすい「みどり」にするための手引です

建物を建てる際に敷地内につくられる、誰でも利用できる空間（公開空地など）について、みどりの量や質を高め、みんなが気持ちよく使えるようにするための考え方や工夫（配慮事項）、緑化の具体的な方法（緑化手法のポイント）などが示されています。

令和6（2024）年4月には、もともとある樹木を大切に守り、管理していくことについての内容などが追加されました。

◆配置における配慮点（イメージ）



資料：公開空地などのみどりづくり指針に関する手引（令和6（2024）年4月、東京都）

東京グリーンビズ（令和6（2024）年1月）

東京のみどりを「まもり・育て・活かす」、100年先を見据えたプロジェクトです

東京グリーンビズとは、自然と調和した、将来も安心して暮らせるまち（持続可能な都市）をめざし、東京都内に住む人や会社で働く人など（都民や企業に勤める人々をはじめ）、様々な人々と一緒に、東京のみどりを「まもる」「育てる」「活かす」取組を進める、100年先を見据えたみどりの計画（プロジェクト）です。

人々の生活にゆとりやうるおいを与えてくれるみどりの価値をさらに高め、都民みんなで未来へ引き継いでいくことをめざしています。

◆東京のみどりを未来へつなぐ「東京グリーンビズ」の考え方



資料：東京都の緑の取組 Ver. 3（令和7（2025）年1月 東京都）

(1) 板橋区の基本構想・基本計画

※現在改定検討中の次期基本構想の答申（案）で示された内容に基づく

板橋区基本構想において、「未来をひらく 緑と文化のかがやくまち"板橋"」を将来像として掲げており、将来像が実現されたまちの姿として、「誰もが幸せを実感している」、「つながりと愛着がはぐくまれている」を示しています。

また、将来像実現に向けて、将来像を9つの視点から具体化した「9つのめざす姿」を掲げており、各視点の概ね10年後の「めざす姿」を表現しています。この「9つのめざす姿」は独立せず有機的につながり、一体となって将来像の実現をめざしていくものです。

将来像が実現されたまちの姿である「誰もが幸せを実感している」、「つながりと愛着がはぐくまれている」状態は、すべてのめざす姿に共通して表現されており、この実現には、板橋区はもとより地域に暮らすすべての人や様々な団体、関係機関など区内のあらゆる主体と連携し推進していく必要があります。

「9つのめざす姿」の実現には、板橋区の諸計画とともにグリーンプラン2035も整合・連携し取り組んでいく必要があります。そのうち特に関連性が高い「みどり豊かで人と地球にやさしいまち」の実現に向けて、板橋が誇る豊かな自然環境を未来へつなぐためには、一人ひとりがあたたかいところでみどりと共存できる人と地球にやさしいまちづくりを進めることが大切です。

グリーンプラン2035では、この実現のための施策のあり方として「多様な主体が担い手となった連携・協働による環境・みどりへの取組の推進と新たな価値の創出」や「ネイチャーポジティブに向けた取組の推進」を掲げており、「"ひと"と"みどり"の共生でウェルビーイングが叶うまち"いたばし"」の実現に向けた取組を推進していきます。（調整中）



資料：板橋区基本構想審議会 答申（案）

(2) 将来人口の見込み

板橋区の人口は、令和7（2025）年4月1日現在で約58万人であり、近年は生産年齢人口、高齢者人口が増加している一方、年少人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

「板橋区人口ビジョン」（令和6（2024）年9月改定）では、令和22（2040）年までは人口が増加し、その後、ゆるやかに減少する見込みです。このうち15歳から64歳までの生産年齢人口は、5年後の令和12（2030）年にピークを迎え、その後、減少に転ずると見込まれています。高齢化率は、今後、増加し続け、20年後には27%に達する見込みです。

板橋区においても区内の人口構成の変化に伴い、税収が減少する可能性があることから、公園内の遊具やトイレなどの施設の適切な規模・配置や、維持管理費用の縮減を今後検討する必要があります。

板橋区の人口・世帯（令和7（2025）年4月現在）

	世帯数	337,372 世帯
	人口	580,912 人
	14歳以下人口	57,191 人
	65歳以上人口 (高齢人口)	131,456 人

資料：板橋区住民基本台帳（令和7（2025）年4月）

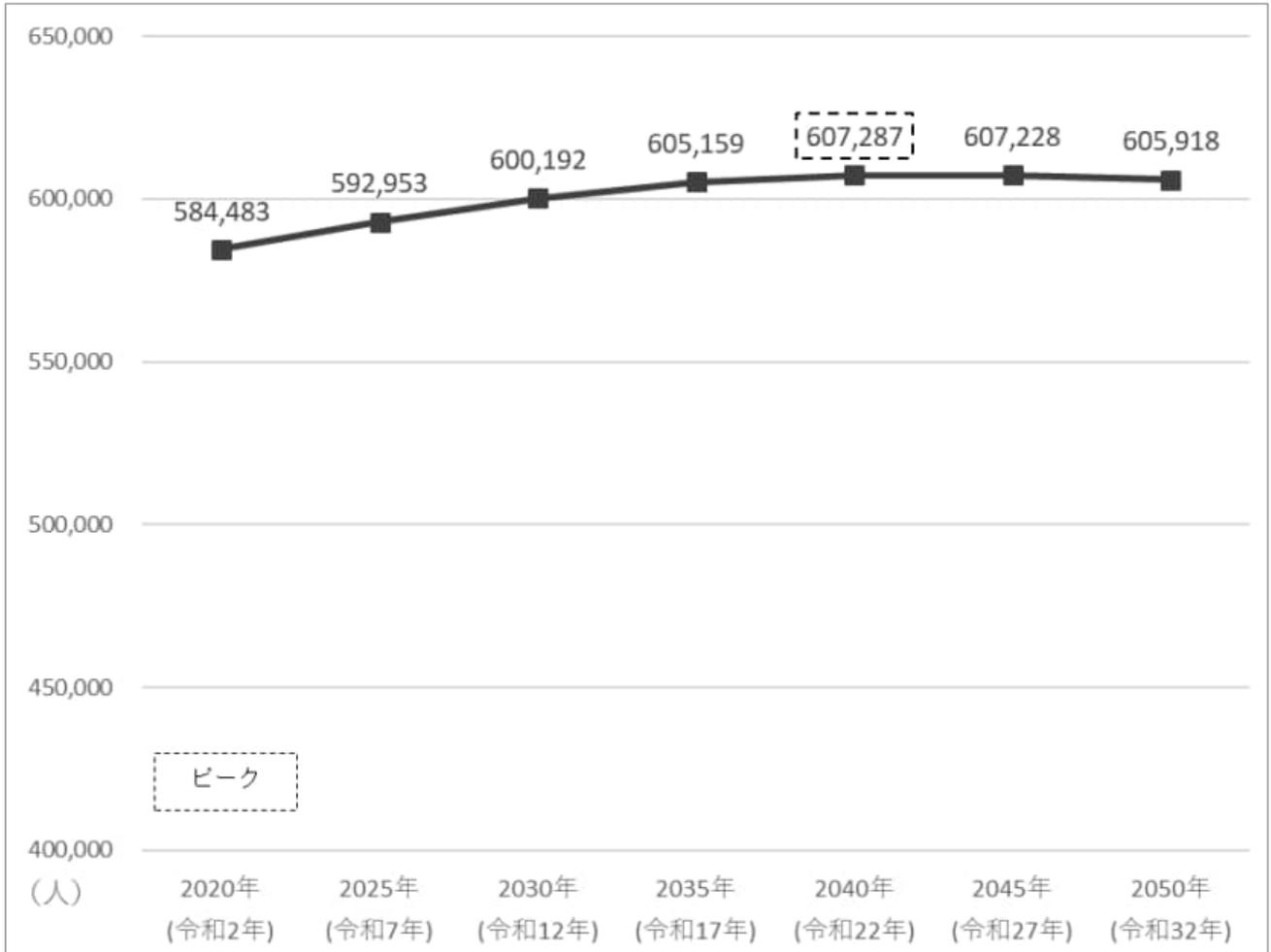
板橋区の10年後・20年後の人口

	現況 (令和7年)	10年後 (令和17年)	15年後 (令和22年)	20年後 (令和27年)
人口	592,953※人	605,159人	607,287人 (最大)	607,228人
生産年齢人口	397,073※人	394,571人	384,735人 (現況から減少)	378,829人 (現況から減少)
65歳以上 高齢人口	135,780※人	148,169人	159,570人	166,139人

※令和2（2020）年国勢調査結果を元に推計した人口であるため、住民基本台帳の人口とは異なります。

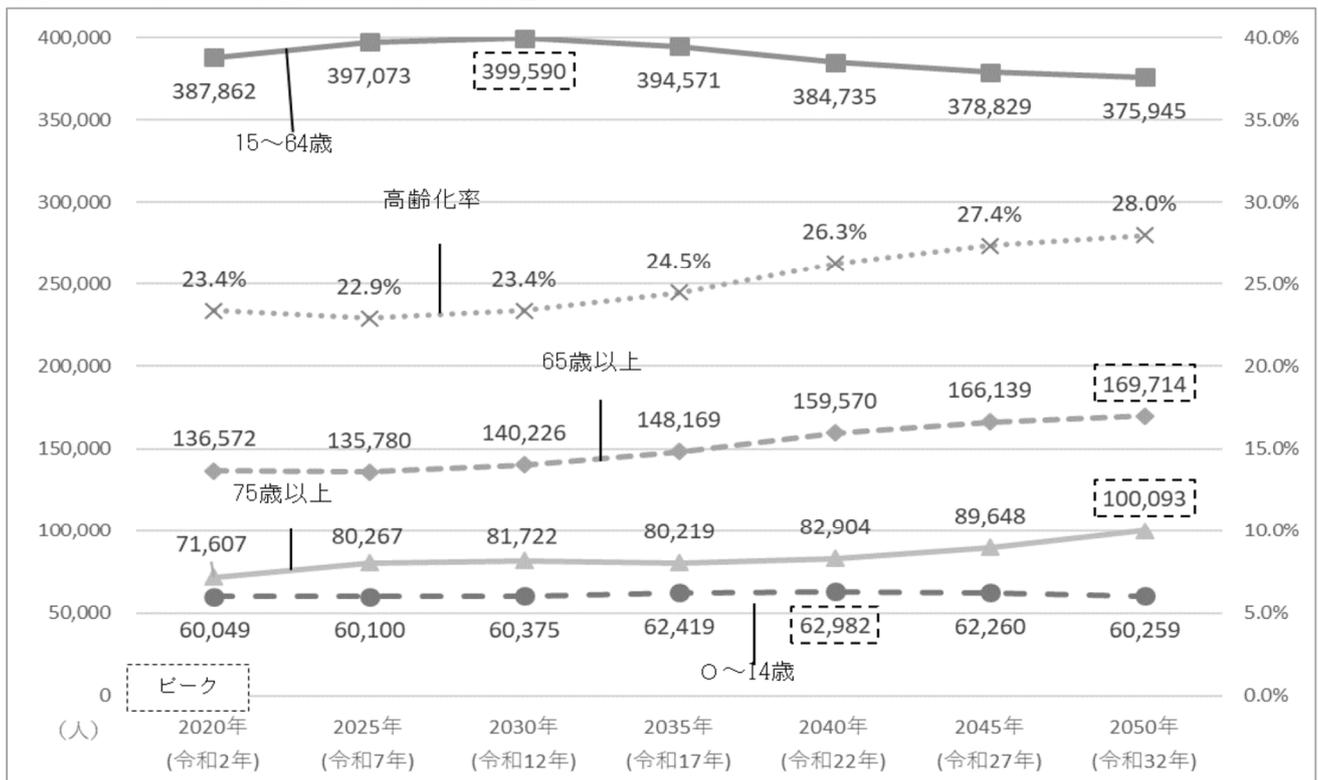
資料：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年9月）

◆板橋区の総人口の長期的見通し



資料：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年9月）

◆板橋区の年齢3区分別人口の長期的見通し



資料：板橋区人口ビジョン（令和6（2024）年9月）

4 前計画の進捗状況と課題の整理

ここでは、前計画である「いたばしグリーンプラン 2025」の成果と課題を振り返ります。

前計画では、板橋区基本構想に掲げる区の将来像「未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”」の実現に向けて、計画のテーマを“みどり”でつなぐ《ひと・まち・みらい》と決めました。

この計画のテーマのもとに“つなぐ”をキーワードとした3つの施策展開のテーマ“みどり”を次世代につなぐ、「みどり”で街並みをつなぐ」、「みどり”と人をつなぐ」を設定し、“みどり”施策を展開しました。

この節では、まず計画全体で設定した目標値の達成状況を振り返ることで、取組の成果を定量的に検証します。その上で、「施策展開のテーマ」ごとの進捗状況とそこから見えてきた課題を整理し、本計画「いたばしグリーンプラン 2035」で取り組むべきことを明確にします。

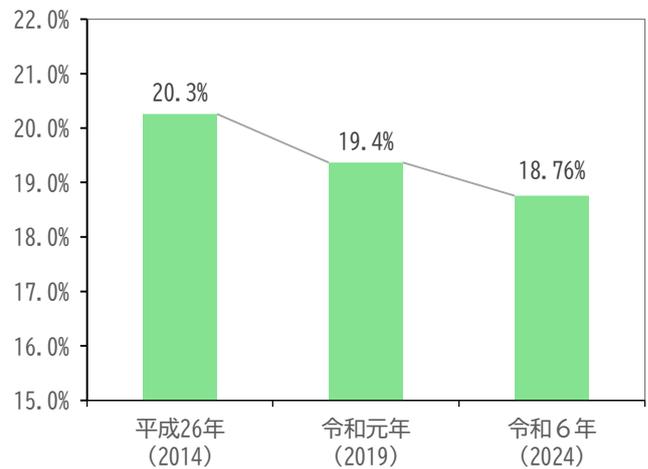
(1) 前計画の目標値の達成状況

① 緑被率（緑被地面積の区面積に占める割合）

平成 26 (2014) 年度 前計画策定実績値	令和 6 (2024) 年度 調査値	令和 7 (2025) 年度 前計画目標値	評価
20.26%	18.76%	21.00%	未達成（仮）

民有地の農地・樹木・樹林・竹林・生垣といったみどりが減少傾向となっています。民有地のみどりをはじめとしたみどりをいかに将来に引き継いでいくかが課題となります。

公共用地においては、樹木を大きく剪定したことによって葉が覆う面積が小さくなったことが緑被率の低下に影響しています。樹冠の拡大を含め、みどりを適切に維持管理していく必要があります。

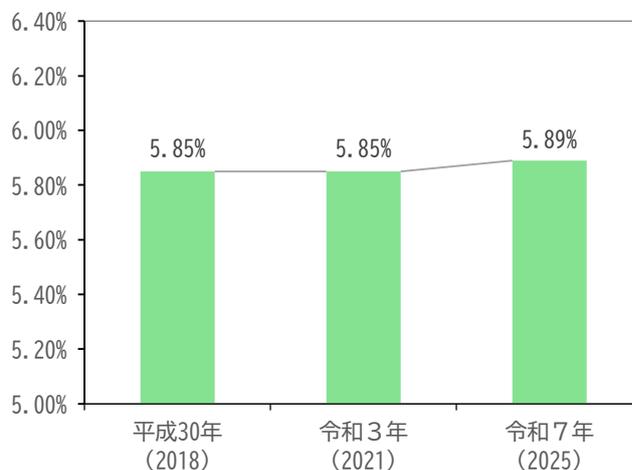


② 公園率（都市公園面積の区面積に占める割合）

平成 30（2018）年 前計画策定実績値	令和 7（2025）年 4月1日時点	令和 7（2025）年度 前計画目標値	評価
5.85%	5.89%	6.10%	未達成（仮）

当初見込んでいた都立公園の拡張工事が事業途中ということもあり、目標には達成していません。また、都市部である板橋区においては新たな公園を作るための用地の確保も容易ではありません。

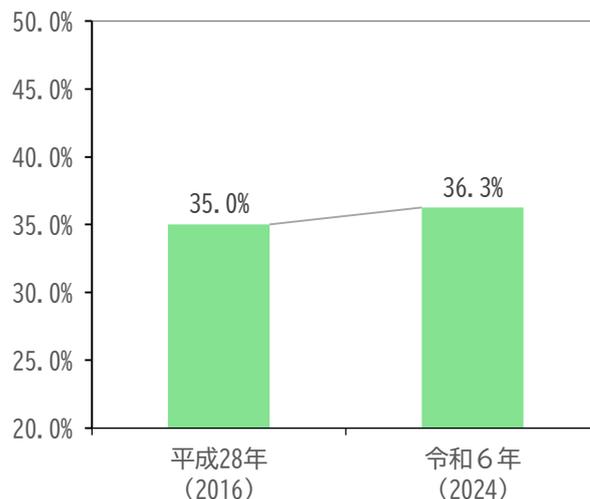
市街地再開発事業などにおいて公共貢献として公園を整備するなど、今後とも公園の整備に努めていく必要があります。



③ 区民満足度（みどりに関するアンケート）

平成 28（2016）年度 前計画策定実績値	令和 6（2024）年度 調査値	令和 7（2025）年度 前計画目標値	評価
35.0%	36.3%	40.0%	未達成（仮）

平成 28 年度時点と比較すると増加しているものの、目標には届いていません。みどりの量や質について、多くの区民が豊かになったと感じられるように、生活に身近で親しみをもてるみどりを維持管理・創出するとともに、みどりと関係する機会の創出を公民連携により展開していく必要があります。



※いたばしグリーンプランに関するアンケート調査より『お住いのまわりのみどりは、「地域の魅力を高める」という点からみて、満足できますか。』の問いに対する回答割合

④ 参加者数（みどりに関するイベント）

令和6（2024）年度末時点 延べ参加人数 平成30（2018）年度～令和7（2025）年度の
前計画（8年間）目標値 評価

36.8 万人

延べ50万人

未達成(仮)

これまでの実績では、目標を達成することは困難な状況です。新型コロナウイルス感染拡大によるイベント中止の影響があったものの、今後はより魅力的なイベントの創出や効果的な広報、新たなみどりと関わるができる機会の創出に努めていく必要があります。

◆対象となるみどりのイベント・協働活動一覧

・グリーンフェスタ	・収穫体験学習
・地域がつくる公園制度	・茶摘み体験学習
・花づくりボランティア	・緑のカーテン普及事業
・公園刈り込みボランティア	・かんきょう観察事業
・赤塚植物園講習会	・板橋グローブクラブ
・赤塚植物園観察会	・ニリンソウ散策ツアー
・緑のガイドツアー	・板橋森林ボランティア
・水田耕作体験	・赤塚植物園農業園イベント
・里山体験事業	・石神井川お花見散策ツアー

(2) 施策展開のテーマ別の達成状況と課題

前計画のテーマⅠ “みどり” を次世代につなぐ <みらい> (目標達成率 58.0%)

事業	済	A	B	C	達成率
緑の資産の保全と継承	1	3	4	3	36.3% (4/11)
農のみどりの保全と活用	2	5	2	3	58.3% (7/12)
生物多様性の向上による生態系の保全と再生	0	4	1	0	80.0% (4/ 5)
うるおいのある水辺と湧水の保全	0	3	0	0	100.0% (3/ 3)
合 計	3	15	7	6	58.0% (18/31)

評価基準 A：実施した、又は実績が向上した B：検討した、又は実施したが十分な効果なし
C：実施しなかった、又は実績が低下した

主な成果

農業体験学校の整備（平成 30（2018）年度）、農業園の開園（令和 2（2020）年度）

- 施設を整備するとともに、収穫体験などの農に興味を持つきっかけを提供することで、農の景色を未来に継承する一助となっています。



農業体験学校の様子

樹林地管理方針の策定（令和 4（2022）年度）

- 樹林地の特徴を踏まえたあるべき姿を整理し、適正な樹林地を将来に引継ぐための管理方針を示すことができました。

景観形成重点地区の追加指定 板橋宿不動通り地区（令和 4（2022）年度）

- 風情ある街並みを形成する地区として、“みどり”などの景観形成方針を設定しました。

コラム

公民連携によるみどりの創出
～MFLP・LOGIFRONT 東京板橋～

MFLP・LOGIFRONT 東京板橋は令和6（2024）年10月2日に舟渡4丁目の新河岸川左岸沿いに開設された大規模な物流施設で、事業者と板橋区との公民連携により、地域に貢献する防災機能や質の高いみどりを整備しています。

1. 施設内に整備された防災機能

- ・災害時にヘリポートとしても活用できる高台広場
- ・河川が氾濫したときに地域住民1,000人が緊急的に命をつなぐために退避できる緊急一時退避場所
- ・高台広場から建物内の緊急一時退避場所へ接続するための避難路（デッキ）
- ・災害時の支援物資の保管・配送拠点として、倉庫の一部を板橋区へ提供

2. 公民連携で創出されたみどり

- ・舟渡水辺公園と敷地内の高台広場等を一体整備
- ・新河岸川の沿川の広場及び緑道を整備

資料)

「三井不動産×日鉄興和不動産 都内最大の街づくり型物流施設 「MFLP・LOGIFRONT 東京板橋」竣工 ～希少性の高い立地と最高峰の施設スペックで物流・地域社会・産業創造の拠点に～」

（三井不動産ニュースリリース、令和6（2024）年10月2日）

「全国初！高台まちづくりを盛り込んだ官民連携の都市計画の決定」（板橋区報道発表資料、令和5（2023）年1月26日）



施設内の災害対応施設



わくわく広場

（上記写真はいずれも三井不動産ニュースリリースより）

課題（テーマⅠ）

① 緑被率の低下傾向とみどりの質の更なる確保が必要

- ・ 土地の売却による土地利用の変化や腐朽による倒木の恐れなどにより、民有地のみどりを中心に、緑被率が低下傾向となっています。

⇒ 今後は、みどりの量を維持・確保する取組を進めるとともに、防災や景観、生物多様性など、みどりが持つべき機能を発揮できるよう質を高めていくことが課題です。



② 農のみどりが減少傾向

- ・ 相続に起因する宅地化により、生産緑地地区や区民農園の面積、箇所数が減少傾向となっています。

⇒ 農地を「みどり」として保全するだけでなく、生産活動の場としての「農業」を支え、発展させていく視点が求められています。



③ みどりが持つ機能の戦略的な活用が必要

- ・ 崖線や樹林、河川などのみどりは、それぞれが持つ防災や環境学習、健康増進といった多様な力を十分に発揮しきれていません。

⇒ これらの力を、社会が抱える様々な課題の解決に向けて、より戦略的に引き出し、活用していくことが大きな課題となっています。

前計画のテーマⅡ “みどり”で街並みをつなぐ <まち> (目標達成率 75.0%)

事業	済	A	B	C	達成率
みどりの創出による快適なまちづくり	0	5	1	4	50.0% (5/10)
公園の整備とリニューアル	3	10	1	0	92.9% (13/14)
合計	3	15	2	4	75.0% (18/24)

評価基準 A：実施した、又は実績が向上した
B：検討した、又は実施したが十分な効果なし
C：実施しなかった、又は実績が低下した

主な成果

まちづくり事業の推進 (継続中)

- ・ まちづくり事業やプラン策定の中で、オープンスペースの整備や、公共空間にみどりを導入し、みどりで街並みをつないでいく等を検討しました。

●市街地再開発事業

- ・ 上板橋駅南口駅前東地区
- ・ 上板橋駅南口駅前西地区
- ・ 大山町クロスポイント周辺地区
- ・ 大山町ピッコロ・スクエア周辺地区
- ・ 板橋駅西口地区
- ・ 板橋駅板橋口地区

●まちづくりプランの策定

- ・ 高島平地域交流核形成まちづくりプラン

公園をリニューアル

- ・ 公園を、より魅力あるものに再整備しました。
 - ・ 小豆沢公園 (あずさわスポーツフィールド整備)
 - ・ 東板橋公園 (板橋こども動物園整備)
 - ・ 板橋区平和公園 (中央図書館の移転)
 これらの公園と施設の一体的な整備は、区民の憩いの場となるだけでなく、**まちのブランド価値を高め、区への愛着や誇りを醸成する重要な取組**となりました。
- ・ 上記の他、緑化指導や街路樹の維持管理などによる、“みどり”の創出を継続しています。



課題（テーマⅡ）

① まちづくりによる民有緑化の推進体制が未構築

- ・ 現状、個別の相談ごとに民有緑化を図っており、まち全体を見据えた、広い視点による民有緑化の推進体制とはなっていません。
⇒まちの魅力を更に向上させるために公民が一体となったみどりのまちづくりの推進体制を構築し、地域の特色を反映した民有緑化を進めていく必要があります。



② 民有緑化制度の形骸化

- ・ 任意の民有緑化推進のための助成制度は、緑化スペースの不足や植栽に付随する建築などのコストの課題などから需要が少なく、実績が伸び悩んでいます。
⇒今後は、まちなかの単なる緑化に留まらず、地域コミュニティを育むとともに緑化活動を支援するなど、まちなかのみどりが、地域の活気とともに広がる必要があります。



③ 公園樹木などの緑被率低下

- ・ 公園の樹木などの公共用地の緑では、枝を大きく剪定したことによって葉が地面を覆う面積が小さくなったことが緑被率の低下に影響するとともに、景観が損なわれるといった事象が見られます。
⇒費用とのバランスを取りつつも、景観や緑陰といったみどりの機能を発揮できるよう維持管理水準を向上させ、みどりの質を高めていくことが課題です。



前計画のテーマⅢ “みどり”と人をつなぐ <ひと>

(目標達成率 78.3%)

事業	済	A	B	C	達成率
みどりを楽しむライフスタイルの推進	0	13	0	2	86.7% (13/15)
みどりと人をつなぐ仕組みづくり	0	0	1	0	0% (0/1)
公園を使いこなす仕組みづくり	2	3	2	0	71.4% (5/7)
合計	2	16	3	2	78.3% (18/23)

評価基準 A：実施した、又は実績が向上した
B：検討した、又は実施したが十分な効果なし
C：実施しなかった、又は実績が低下した

主な成果

こども動物園、赤塚植物園に指定管理者を導入

- “みどり”と人をつなぐ協働活動のきっかけの一助として機能しています。

“みどり”への興味のきっかけとなる事業を実施

- 緑化啓発の事業として、グリーンフェスタ、緑のガイドツアーを実施しました。
- 環境教育の一環として、区内小中学校や保育園、幼稚園などに環境教育プログラムを提供しました。

“みどり”をはぐくむ協働活動を実施

- みどりがより豊かで美しくなるよう、区民との協働活動を実施しました。

協働活動	登録人数（令和6（2024）年度）
花づくりボランティア活動	732人
地域がつくる公園制度	564人
公園刈り込みボランティア	48人
板橋森林ボランティア	48人

公園利用の活性化のための制度改正を実施

- 犬と歩ける公園を設置しました。（平成31（2019）年条例一部改正）
- 公園を全面禁煙にしました。（令和3（2021）年条例一部改正）

犬と歩ける公園のチラシ



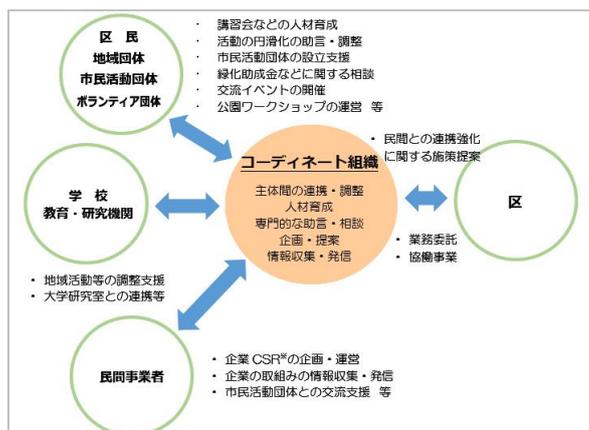
課題（テーマⅢ）

① 区民との協働を促すコーディネート体制が未導入

- こども動物園では、区内在住の小中学生が動物の飼育や接客などを行う「こども動物クラブ」を実施しています。また地域の方々に公園の美化活動に参加いただく「地域がつくる公園制度」など様々な“みどり”と人をつなぐ区民との協働を実現できているものの、前計画で掲げていたコーディネート機能を持つ体制の導入には至っていません。

⇒ 今後は、より幅広い世代や多様な主体が連

携・協働した取組を実現するため、活動をコーディネートする体制を構築していくことが課題です。



② 公園を使いこなす仕組みづくりが道半ば

- ボール遊びや花火の使用について、利用者や近隣住民の意識などを把握する実態調査を実施しましたが、各公園での制限緩和には至っていません。

⇒ まち全体の価値を高めるためにも、公園で「やりたい」を叶える制限緩和などを検討し、公園をより有効に使いこなす仕組みづくりを進めることが課題です。



③ 日常的にみどりと関わり、みどりを守り育てる活動の機会が不足

- 区民が主体となるみどりの維持管理活動は、一部の熱心なボランティアの方々に支えられています。参加者の固定化や高齢化が進んでいるといった課題があります。また、清掃・除草といった作業内容が、新たな参加者、特に若年層や子育て世代にとっては参加のハードルとなっている側面もあります。

⇒ みどりを守り育てる活動の持続性を確保するため、幅広い世代が日常的にみどりに「ふれあい」「学び」「活動する」機会を創出していくことが課題です。



(3) 計画全体を通じた推進に関する課題

① グリーンインフラとしての課題

- ・ 民有地の樹木や樹林、農地の減少のほか、公共用地の樹木の強剪定により緑被率が低下しており、みどりが持つ雨水貯留浸透、生物多様性保全、景観形成、健康増進効果、コミュニティ形成、環境教育、区民の憩いの場としての機能や価値が十分に発揮されていない状況です。
- ・ 特に、近年の命に係わるほど激化する日差しに対しては、緑陰としてのみどりの機能を活かす必要があります。前計画では、「公園」や「緑地」などのポイント（点）の整備を行うことにとどまっていますが、例えば、みどりの量と質の両面から、樹冠拡大をはじめとした連続した緑の整備により、緑陰の“点”を“線”としてつなげ、誰もが快適に歩けるウォークアブルな空間づくりを進める必要があります。
- ・ 今後は、緑の保全に取り組みつつ、様々な社会課題の解決に、みどりが持つ多面的機能を活かすグリーンインフラの視点を取り入れた戦略的な取組が必要です。

② 協働としての課題

- ・ みどりの維持管理活動は参加者の固定化・高齢化が進み、若年層や子育て世代の参加が少ない状況です。前計画で掲げていた「コーディネート機能を持つ体制」の導入には至らず、区民が幅広く活動できる公園管理やみどりとつながる仕組みが不十分です。
- ・ 今後は、多様な世代がみどりに関心を持てる魅力的なイベントの企画や、みどりを使いこなし、みどりと関わる活動に気軽に参加できる仕組みづくりを通じて、生活の中でみどりと触れ合いみどりの豊かさを感じる、地域と民間の活力を活かした持続的な協働体制の構築が求められています。

③ DX推進に向けた課題

- ・ 国の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」の提言や、区の基本構想・基本計画でDXの推進が掲げられるなど、新たな潮流が生まれています。
- ・ これまでの計画ではなかった視点として、これらの動向を踏まえ、みどりの分野においてもDXを活用し、情報発信の強化や効率的な維持管理、データに基づいた計画づくりを進めていくことが求められています。

第4章



いたばしグリーンプラン 2035 における取組

- 1 計画改定のポイント
- 2 将来像
- 3 基本方針
- 4 計画の目標
- 5 みどりの配置方針
- 6 施策展開の視点
- 7 実施方針

第4章の概要

- 計画改定のポイント** ■ 第3章で整理した社会状況の変化と前計画の成果、見えた課題を踏まえ、計画改定のポイントを示しています。
- 将来像** ■ 将来像は、板橋区の最上位計画である基本構想と整合を図り、本計画では、この将来像をみどりの分野から実現するため、「貴重な“みどり”の活用と魅力ある“みどり”の創出」を独自の視点として掲げます。
- 基本方針** 将来像を実現するため、以下の3つの基本方針を定めます。
- **基本方針Ⅰ：みらいがつながる**
 - **基本方針Ⅱ：まちがつながる**
 - **基本方針Ⅲ：ひとがつながる**
- 計画の目標** 計画全体の目標を「区民のウェルビーイングの向上」として、今後10年間の計画期間（令和17（2035）年度末まで）における計画の目標値として、以下の指標を設定し、計画事業の推進に取り組みます。
- (1) みどりの区民満足度
 - (2) みどりのイベント・協働活動参加者数、協働活動実施か所数
 - (3) 緑被率・公園率
- みどりの配置方針** ■ 「みどりのエリアプラン」を定め、それぞれの地域が持つポテンシャルを活かした取組を進めます。
- エコロジカルネットワークの形成方針を示します。
- 施策展開の視点** ■ 施策体系図を示すとともに、基本方針を実施するための共通視点として、グリーンインフラの推進、連携・協働の推進、DXによるみどりの機能の発揮を説明します。
- 実施方針** ■ 3つの基本方針に基づく11の実施方針について、「社会状況の変化」や「国や都の動向」「改定のポイント」のほか「パークマネジメント」との関連性と、方針概要について説明します。

1 計画改定のポイント

第3章で整理した社会状況の変化と前計画の成果、見えた課題を踏まえ、計画改定のポイントを以下に示します。

(1) 社会状況の変化を踏まえた改定のポイント

ウェルビーイングへの関心の高まりや気候変動の影響など、みどりを取り巻く社会状況は大きく変化しています。こうした時代の要請に応えるため、板橋区のみどりづくりは新たなステージへと進化します。

これまでの**量の確保を基本としつつ**、これからは**緑の質を高め**、その多様な力を**最大限に活かす**ことで、区民の暮らしを豊かにし、誰もがウェルビーイング（幸福度）を実感できるまちをめざします。

この新たなステージの実現に向け、本計画では次の3つの視点を柱として、すべての施策を展開します。

「グリーンインフラ」の推進

- ・みどりの機能や価値を十分に発揮するために、みどりを保全しつつ、機能の向上に取り組みます
- ・激化する日射しから身を守る連続したみどりをはじめとした、ウォークアブルな空間づくりを進めます
- ・社会課題の解決に向けて、グリーンインフラ（P68）の視点を取り入れた戦略的な取組を進めます

「連携・協働」の強化

- ・幅広い世代がみどりに関わりたいと思えるように、「コーディネーター組織」の導入など、みどりと人がつながる仕組みづくりを進めます
- ・多様な世代がみどりに魅力を感じるイベントの企画や気軽に触れ合える環境づくりにより、公民が連携した永続的な共同体制を構築します

DX（デジタル・トランスフォーメーション）の活用

- ・みどりの価値を高め、区民とみどりの関係をより豊かにするため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を強力なツールとして活用します
- ・みどりの機能の効率的かつ効果的な発揮のために、SNS等による魅力的な情報発信や、みどりの維持管理の効率化、利用実態に基づいた改修計画とこれに基づく整備を進めます

(2) 前計画の課題を踏まえた改定のポイント

前計画で浮かび上がった課題に対応するため、限りある貴重なみどりの質を高め、その価値を最大限に活用する視点へと転換することが不可欠です。

“みどり”を次世代につなぐ <みらいがつながる>

快適な未来に向けて、みどりの持つポテンシャルの最大活用

－緑被率の維持とみどりの機能の発揮－

緑被率が減少傾向のなか、みどりの機能を発揮するために、減少する貴重なみどりの保全に取り組むとともに、適切な維持管理を行います。

－「農地」の保全と「農業」の保全－

農のみどりについては、農地の保全に取り組むとともに、農業の保全に取り組むことで、板橋の魅力である、都市農業の発展に取り組みます。

－みどりの機能の戦略的な発揮－

社会課題の解決に向けて、みどりが持つたくさんの力（生物多様性の保全、集中豪雨やヒートアイランド現象への対策、心と体の健康づくりなど）を、公民連携による分野横断的な施策・事業により戦略的に引き出します。



“みどり”で街並みをつなぐ <まちがつながる>

歩きたくなるまちに向けたみどりの活用

－まちづくりによる民有緑化のさらなる推進体制の構築－

各拠点で実施している市街地再開発事業によるみどりの整備を機会として捉え、まち全体を見据えつつ地域の特徴を反映した公民連携による緑化を推進します。

－新たな緑化助成による民有緑化の推進－

マンションや商店街などを活動拠点とする新たな緑化制度によって、まちなかのみどりが、地域の活気とともに広がるよう取り組みます。

－公園樹木などの維持管理水準の向上－

公園樹木の剪定について、費用面のほか景観や緑陰といったみどりの機能を発揮するための剪定方法を検討し、みどりの質の向上を図ります。



“みどり”と人をつなぐ <ひとがつながる>

みどりを通して豊かさを感じられる「仕組み」の構築

－区民との協働を促すコーディネート体制の設置－

みどりに関わる活動について、幅広い世代の区民や企業、事業者、NPO・ボランティア団体、学校・教育機関、大学、行政が連携・協働した取組を実現するコーディネート体制を構築します。



－公園を使いこなすための制限緩和－

ボール遊びや花火などの制限緩和、公園でやりたいを叶える仕組みを検討することで、公園の価値を高めるとともに愛着を高めます。

－日常的にみどりと関わり、みどりを守り育てる活動機会の創出－

幅広い世代や様々な主体が、日常的にみどりと関わり、みどりを育てる機会として、みどりに「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出することで、永続的にみどりと人が関わる機会を創出します。

(3) 限りある貴重な“みどり”の最大限の活用

第3章「4 前計画の進捗状況と課題の整理」で掲げた<みらい><まち><ひと>の課題（P42、P44、P46）を踏まえて、これからの計画では「みどりの質」を重視するという考え方で改定します。

◆みどりの質の向上

ウェルビーイングが実現しています



アクティビティが創出されています



ネイチャーポジティブが進んでいます



ゼロカーボンに向けた取組が進んでいます



豪雨災害の被害が軽減されています



ヒートアイランド現象が和らいでいます



板橋区には崖線沿いの樹林地や湧水、荒川河川敷の水辺や台地上の農地など、貴重なみどりの資産があります。

これらの“みどり”と関わることで、私たちの暮らしがより豊かなものになっていく。これからの“みどり”は、そんな「かけがえのない存在」となります。

将来像

“ひと”と“みどり”の共生で ウェルビーイングが叶うまち“いたばし”

～貴重な“みどり”の活用と魅力ある“みどり”の創出～

いたばしグリーンプラン 2035 が考える「“ひと”と“みどり”の共生」とは

いたばしグリーンプラン 2035 がめざす「共生」とは、人とみどりが互いに良い影響を与え合う、双方向で豊かな関係性を指します。

“みどり”から“ひと”へ

みどりは、美しい景観や憩いの場となるだけでなく、気候変動による猛暑や豪雨から私たちの命を守り、心身の健康を支える、かけがえのないグリーンインフラです。本計画では、このみどりの持つ多面的な機能を最大限に「活かす」ことで、区民の安心・安全で快適な暮らしに貢献します。



“ひと”から“みどり”へ

人は、みどりを利用するだけでなく、みどりを育てる活動に参加し、その空間を使いこなすことで、みどりはより一層魅力的な場所になります。本計画では、さまざまな主体の協働を通じて、区民一人ひとりがみどりをはぐくむ主役となることで、みどりへの愛着や活動を通じた生きがいをはぐくむとともに、みどりそのものを豊かにします。



みどりの共生が実現する「ウェルビーイング」

第3章で示したようにウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に満たされた、幸福な状態を指します。前記のような「ひと」と「みどり」の共生は、以下の形で区民のウェルビーイング（幸福度）の向上に貢献します。

身体的・精神的な幸福

グリーンインフラとして機能する質の高いみどりは、夏の暑さを和らげ、きれいな空気をもたらします。また、身近な自然とのふれあいは、ストレスを軽減し、心の平穏を与えてくれます。



社会的な幸福

協働によるみどりの創出・育成活動は、世代を超えた人々の交流を生み、地域コミュニティのつながりを深めます。この社会的なつながりこそが、孤立を防ぎ、地域への誇りをはぐくむ、ウェルビーイング（幸福度）の重要な基盤となります。



貴重な“みどり”の活用と魅力ある“みどり”の創出

将来像を実現するため、本計画は「貴重な“みどり”の活用」と「魅力ある“みどり”の創出」を両輪として推進します。

区の緑の総量を示す緑被率は低下傾向にあり、みどりの量を増やすには限界があります。そこで本計画では、みどりの「量」の確保を基本としつつ、限られたみどりの価値を最大限に引き出すため、「みどりの質」を高めることを重視します。

貴重な“みどり”の活用

崖線沿いの樹林地や農地のほか、まちなかにあるみどりなど板橋区が誇る既存の貴重なみどりを次世代に継承し、その価値を最大限に引き出します。単に保全するだけでなく、みどりを持つ多様な機能を高め、区民の暮らしを豊かにするグリーンインフラとして積極的に活用していきます。

魅力ある“みどり”の創出

身近な場所でみどりを新たに生み出し、育てます。公園や公共施設の再整備、市街地再開発といった、あらゆるまちづくりの機会を捉え、地域の特性やニーズに応じた質の高いみどりを計画的に創出します。これにより、まちの魅力を高め、新たなコミュニティの核となる空間を生み出します。

本計画が考える「みどりの質」とは、単に見た目が美しいだけでなく、みどりが健やかに育つみどりそのものと、そこから生まれる人とみどり、人と人の良い関係性を指します。

この考え方にに基づき、将来像を実現するための3つの具体的な方針を次に定めます。

- ・ みんなで区のレガシーであるみどりを守りみらいへつなげます
- ・ みんなでまちをみどりで彩り地域の愛着をはぐくみます
- ・ みんなでみどりを通したひとの輪を広げます

3

基本方針

将来像を実現するために、3つの基本方針により計画を推進することで、“ひと”と“みどり”の永続的でより良い共生関係を築きながら、「持続可能な未来を“ひと”と“みどり”でつくる」を実践していきます。

基本方針 I

みらいがつながる

みんなで区のレガシーであるみどりを守りみらいへつなげます



板橋区には、崖線の森や湧水、荒川の豊かな自然、台地にある農地など、未来へ残したい貴重な“みどり”（レガシー）がたくさんあります。これらのみどりは、区民に“板橋らしさ”を感じさせ、多くの生きものの命を支える、私たちみんなの大切な宝物です。



この大切なみどりをしっかり守り、次の世代、さらにその先の世代へとつないでいくことが、みどりがもたらす豊かな恵みを未来の子どもたちへ届けることにつながります。



特に、みどりが持つCO₂を吸収する力や気温が上がることを抑える力は、ゼロカーボンや暑熱対策（夏の暑さを和らげる）といった、未来の暮らしやすさに関わる課題の解決にとっても重要です。今あるみどりをみんなで守り続けることが、将来もずっと快適なまちづくりにつながります。

区内にある貴重なみどりを、私たちみんなの“レガシー”として大切に守り、支え、そしてその素晴らしさを子どもたちに伝えていくこと。これによって、板橋のみどりはさらに豊かなものとなり、未来の世代へと確かに引き継がれていきます。

「みらいがつながる」—それは、今のみどりをみんなで大切に守り、その価値を深く理解し、次の世代へきちんと手渡すことで、未来の人たちが豊かに暮らせるためのしっかりとした土台を築き引き継いでいくことです。

基本方針Ⅱ

まちがつながる

みんなでまちをみどりで彩り地域の愛着をはぐくみます



まちの魅力は、立派な建物や便利な道路だけでつくられるものではありません。そこに住む人々が日々の中で感じる豊かさや、まちを歩く楽しさこそが、本当の価値につながります。“みどり”には、私たちの暮らしを快適にするだけでなく、人と人をつなぐとともに、まちの“点”と“点”を結びつけ、そこにしかない物語や愛着をはぐくむ大きな力があります。



現在、板橋区の様々な地域で進む駅周辺のまちづくりは、この考え方を実践する絶好の機会です。私たちは、単に新たな公園や広場という“点”をつくるだけでなく、それらをいかに“線”としてつなぎ、まち全体の回遊性を高めるかという視点を持ち、その計画段階から「どう使えばもっと楽しくなるだろう？」と、地域の方々と対話を重ねます。こうしたプロジェクトを通じて、まちづくりを「自分ごと」として捉え、みんなでいっしょに創り上げていく過程そのものを大切にしていきます。



「緑のカーテン」のような小さな取組や誰もが憩える公園といった“みどりの点”を、商店街や駅前を彩る並木道などの“線”でつなぐほか、樹木の適切な管理によって樹冠を豊かに広げ、夏は涼しい木陰をつくり歩きやすい環境を整えることで、まち全体が「歩いて楽しいウォークアブルなまち」へと変わっていきます。この“点”から“線”への展開は、上板橋駅南口周辺地区などで進められている「新たな公園都市」構想のように、公民が連携して緑豊かな公共空間を創出し、暮らしを豊かにするだけでなく、地域ごとの魅力的な景観を生み出し、板橋区への新たな誇り（ブランド価値）を創造します。

「まちがつながる」—それは、みんなで主体的に関わるみどりのまちづくりを通じて、人とまちの間に豊かな関係性を築き、未来へと続く愛着を育てていくことです。

みんなでみどりを通したひとの輪を広げます



みどりには、私たちの毎日に安らぎやいこいを与え、心と体を元気にし、人と人との絆を深める大きな力があります。この素晴らしい力をできるだけ活かすために、より多くの区民の皆さんとみどりを身近に感じ、その恵みを「いいね！」と実感できるような環境づくりを進めます。



例えば、公園を地域の庭のように、もっと使いやすく居心地のよい場所にします。また、ベランダやお庭、お店の前など、身近な場所で花やみどりを育てる活動を応援します。そして、畑での野菜の収穫体験や、緑地での生きもの観察など、みどりと楽しくふれあえる機会を増やします。こうした取組で、みんなの暮らしの中にみどりを取り入れ、みどりを楽しむ生活スタイルをみんなで広げていきます。



さらに、みどりをきっかけに人と人が出会うことで、新たな交流が始まり、活動の輪がどんどん広がります。みんなで花壇をつくったり、公園をきれいにしたりと、みどりを育てる活動に参加することを通じて、子どもからお年寄りまで様々な世代の交流が生まれ、地域のコミュニティ（仲間の集まり）が育っていきます。そして、こうした活動を皆さんといっしょに広げることで、もっと豊かなみどりが生まれ、良い循環が生まれるのです。

「人がつながる」—それは、みんなでみどりを通じて人々の心を結びつけ、一緒に活動する楽しさや喜びを分かち合い、一人ひとりの幸せな暮らしをつくっていくことです。

4 計画の目標

今後 10 年間の計画期間（令和 17（2035）年度末まで）における計画の数値目標として、次の目標を掲げ、計画事業の推進に取り組みます。

(1) みどりの区民満足度に関する目標値

前計画ではみどりに関する満足度を測る指標として、グリーンプラン改定時に実施している「緑に関するアンケート」の「住まいのまわりのみどりについての満足度」の割合を目標値として設定していました。しかし、グリーンプランの改定期間中にアンケートを実施していたことから、細やかな現状把握に課題がありました。このことから、いたばしグリーンプラン 2035 からは板橋区が 2 年に一度実施する「板橋区区民意識意向調査」における「自然環境、公園・緑地に関する満足度」を指標とします。

区民満足度は本計画の改定のポイントである「みんなで新たな“みどり”を創出し活かす」を実現するうえで重要な「みどりの量の確保と機能の発揮の両面で取組を進める」ための重要な指標です。

これまで行ってきたみどりの保全への取組を推進することに加え、みどりと人がつながる機会の創出を強化することによりみどりの質を高めることで、区民満足度を向上させ、みどりと人との関係創出・関係醸成により、みどりへの意識を高めます。

区民満足度



令和 5（2023）年度
調査値
49.2%

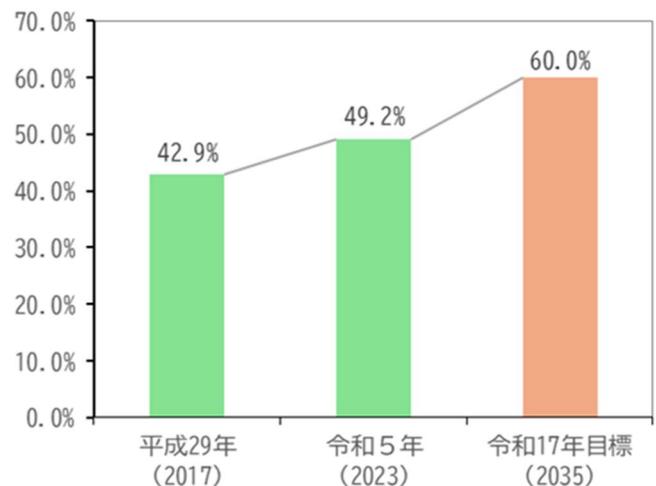


令和 17（2035）年度
目標値

60.0%

自然環境についての満足度は、前計画策定時の平成 29（2017）年度の 42.9%から令和 5（2023）年度の 49.2%へと 7 年間で 6.3 ポイント上昇しています。今後は、より日常的にみどりと関わる事ができるみどりの保全や緑化推進、みどりの利活用取組による、みどりを感じる機会やみどりと関わる機会の創出を強化して取り組むことにより、令和 5 年度からの 12 年後の令和 17（2035）年度の身近なみどりに関する満足度を令和 5 年度より 10.8 ポイント高い 60.0%とします。

◆みどりの区民満足度の推移と目標値



(2) みどりとのかわりに関する目標値

暮らしの中での“みどり”とのかわりに関する指標として、みどりのイベント・協働活動参加者数と協働活動実施か所数を目標値として設定します。

活動の「量」である参加者数に加え、活動の「面的な広がり」を示す実施か所数に対しても目標値を設けることにより、協働が一部に偏らず、区内全域で活発化していることを示します。今後も誰もが身近な場所でみどりの協働活動に参加できる機会の充実をめざします。

参加者数



平成 30 (2018) ~
令和 6 (2024) 年度
合計参加人数
延べ 80.8 万人



令和 8 (2026) ~
17 (2035) 年度
合計目標値
延べ 142 万人

※上記人数は、前計画の合計参加人数 36.8 万人
に「農業まつり」の参加人数を含めた人数

協働活動
実施か所数



令和 6 (2024) 年度
活動実施か所数
85 か所



令和 17 (2035) 年度
目標値
125 か所

参加者数は平成 30 (2018) 年度から令和 6 (2024) 年度までの間は、コロナ禍のためみどりのイベント・協働活動を中断や縮小した期間があったことから、目標に対して参加人数が伸び悩みましたが、今後ともみどりのイベント・協働活動を推進します。

今後、協働活動を行う団体において、高齢化による担い手不足が進行する課題に対して、若年層や子育て世代、団体など多様な主体の参画を促す新たな仕組みを構築し、協働活動に参加しやすい環境整備に取り組みます。

参加者数については、農業まつりやグリーンフェスタといった大規模なイベントのほか、日常的な活動である花づくりボランティアなど協働の参加者数実績をもとにした、みどりの年間イベント・協働活動参加者数 14.2 万人を継続し、令和 17(2035)年度の目標値を 142 万人とします。

協働活動の実施か所数については、現在 85 か所で協働の取組が実施されており、経験豊富な知識を活かしつつ、世代間交流を促進する取組を通じて、積極的な協働の取組促進を進めることで、年間約 4 か所程度の活動実施か所を増やすことをめざして目標値を設定します。

(3) みどりの量に関する目標値

区内のみどりの量を示す指標として、「緑被率」と「公園率」の2つを目標値に設定します。

緑被率は区全体の面積(32.22 k m²)に対する地面や屋上などが樹木や草、農地などのみどりで覆われている面積の割合を示すもので、5年ごとに実施する「緑地・樹木の実態調査」に基づいて算出します。

公園率は区内の都市公園の面積を基に算出します。



近年、みどりの量が減少傾向にある板橋区においては、**これ以上みどりの量を減らさない**ことを目標とします。

平成26(2014)年度以降、区内の緑被率は低下してきています。低下の原因は**公有地の樹木の剪定、民有地の樹木と農地の減少**が大きな要因です。公有地の緑被率の低下は、剪定による一時的な減少であり、民有地の緑被率の低下は、高齢化や相続により樹林地や農地を処分することに伴い、住宅や駐車場などによって変わっていくことが多いものと考えています。

板橋区は令和12(2030)年までは人口が増加するものと想定しており、**目標年次の令和17(2035)年度でも現時点よりも人口が多い**ものと想定されます。

したがって、今後も同様の土地利用が考えられることから**緑被率を上げることは難しい**ものと考えられます。

そこで、今後は、これまで行ってきたみどりの保全に向けた施策の更なる推進に加え、まちづくりをはじめとした新たなみどりの空間創出等の取組により、**これ以上みどりの量を減らさない**ことを目標とします。

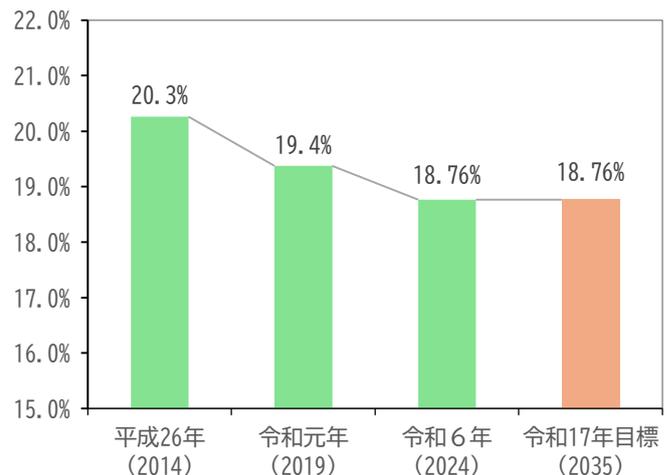
公有地の樹木剪定については、樹冠拡大などの維持管理手法の検討を行うことで緑被率の維持に努めます。

令和6(2024)年度に実施した緑地・樹木の実態調査(XI)では区内に樹木被覆地は415.8ha存在しており、年間640.3トンのCO₂を吸収しています。

なお、令和元(2019)年5月に東京都が策定した「東京が新たに進めるみどりの取組」では、2040年代は「東京の緑の総量としてこれ以上減らさない」ことを目標としています。

※緑被率を0.01%増やすためには、3,222 m²の緑被地面積が必要になります。

◆緑被率の推移と目標値





公園率

令和7（2025）
年度実績値
5.89%

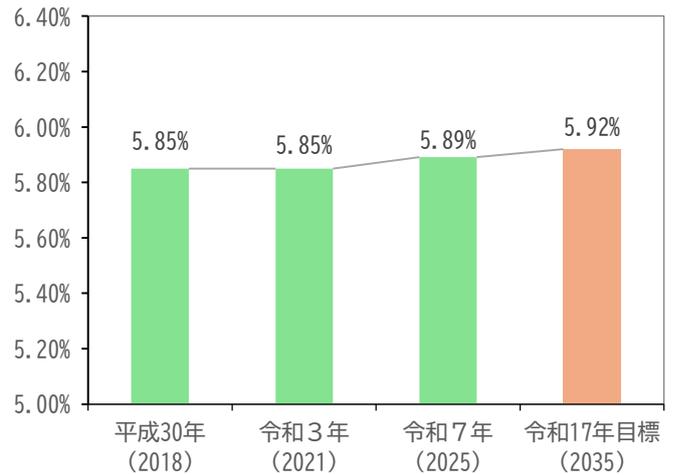


令和17（2035）年度
目標値
5.92%

公園率は区立公園、都立公園を対象としています。

平成26（2014）年度以降、区内の公園率はほぼ横ばいとなっています。板橋区をはじめとした都市部では、用地確保が困難であり、新たな公園整備が難しい状況ですが、今後もまちづくり事業や用地取得の機会を捉え、戦略的に公園整備を行うことで、10年後の令和17（2035）年度の目標値を現在の公園率よりも約0.03ポイント高い、5.92%とします。

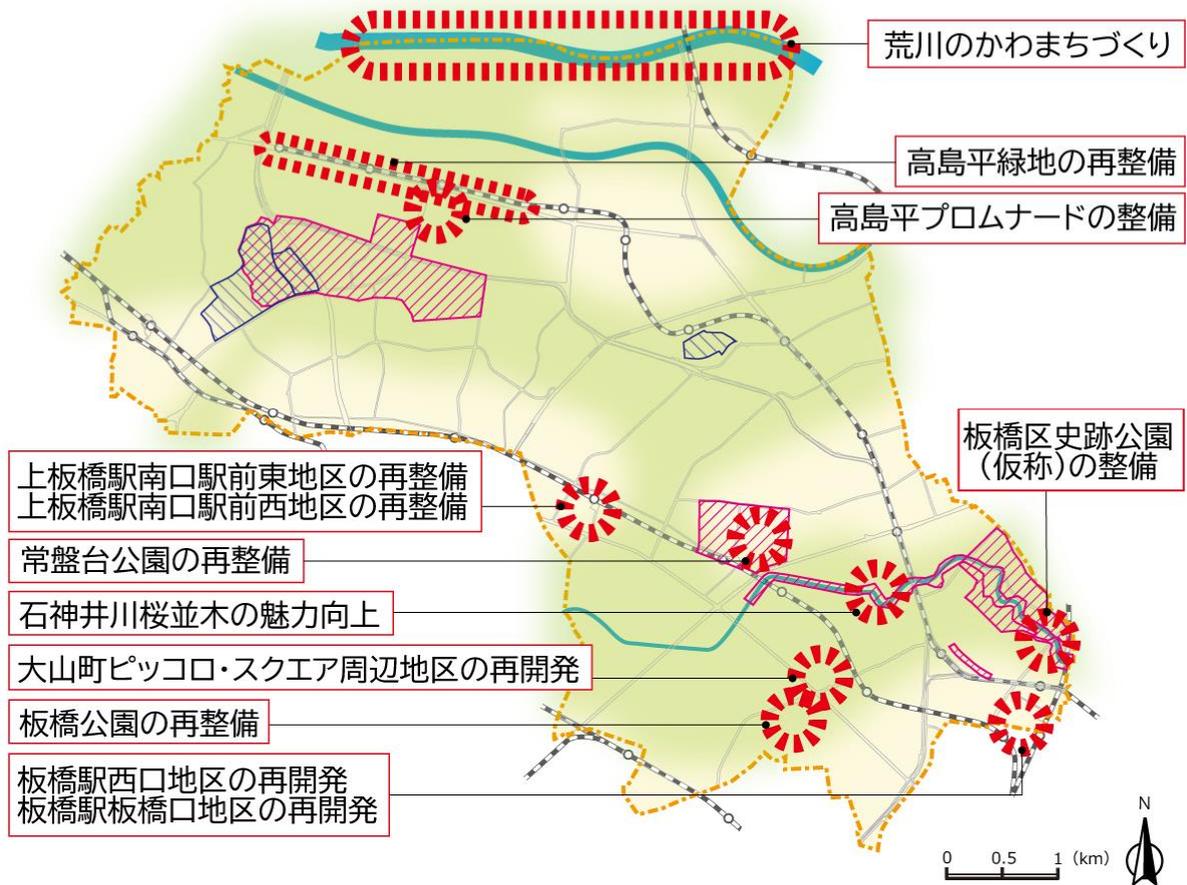
◆公園率の推移と目標値



5 みどりの配置方針

(1) みどりのエリアプラン

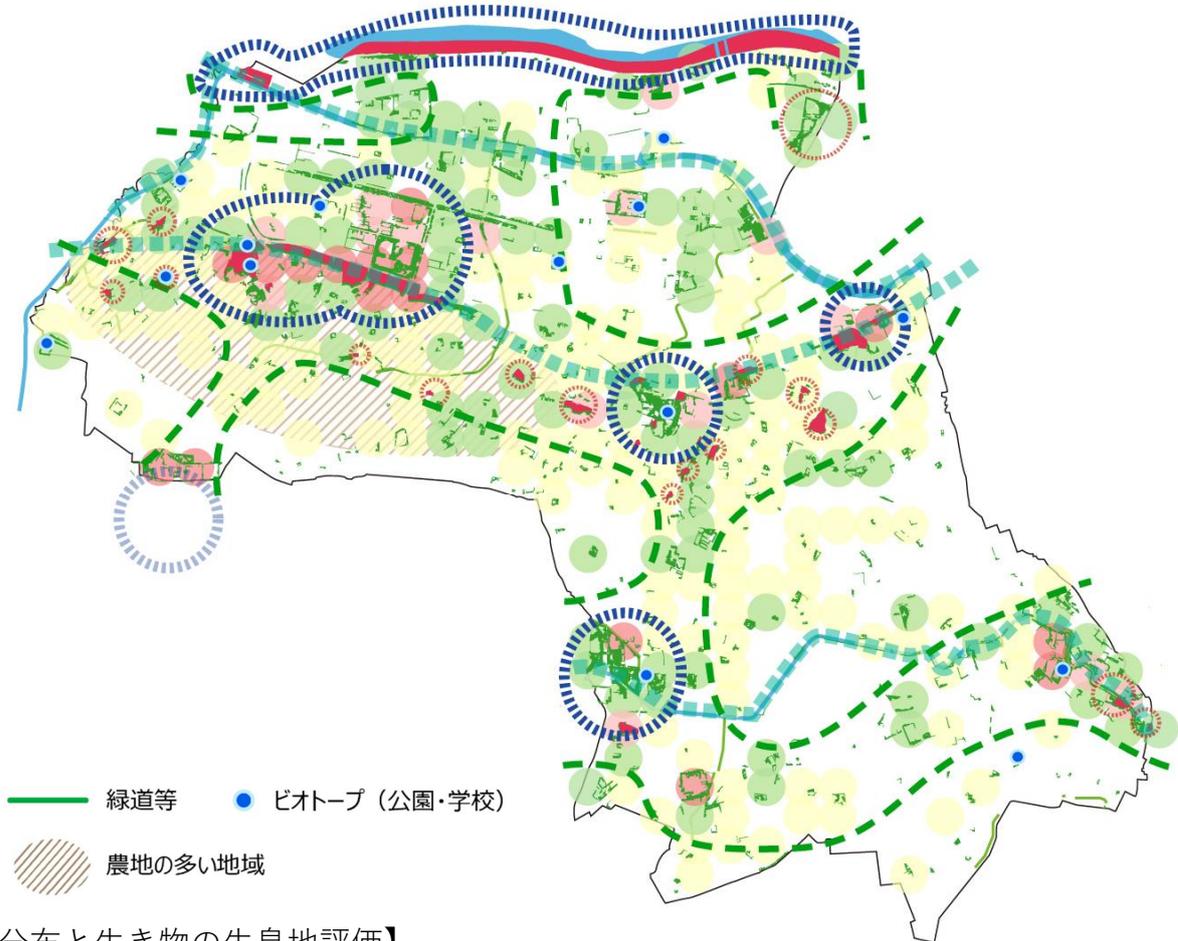
- それぞれの地域が持つポテンシャルを活かして取り組む施策等を、「みどりのエリアプラン」として図示します。



エリアの表示	名称	内容
	主なプロジェクト	計画期間内に施設整備等に取り組む主な箇所
	湧水保全地域	湧水や地下水の涵養を進め保全活動の重要拠点とするエリア
	景観形成重点地区	景観法に基づく方針を共有し、届け出制度を活用して、地区特性を生かした良好な景観形成の推進を図る地区
	エコロジカル ネットワークエリア*	生物の生息域の保全と緑の連続性の確保によって生物多様性*の向上をめざすエリア (P64-65 参照)

(2) エコロジカルネットワーク形成方針図

- 区内の緑地や水系について、その規模や動植物の生息・植生状況などから、生き物の生息空間としてのポテンシャルを評価しました。
- 評価結果をもとに、国の考え方に基づいて、ネットワークの構成要素となる4つのエリア「中核地区」、「拠点地区」、「回廊地区」、「緩衝地区」を設定しています。



【緑の分布と生き物の生息地評価】

緑の分布		まとまりのある樹林地 (1か所 300㎡以上かつ平均高さ 5m以上の樹林地)
		まとまりのある樹林地の割合が5%以上のエリア
生き物の生息地 としての可能性評価		シジュウカラ※の繁殖地となる可能性が高いエリア (樹木被覆率 30%以上のエリア)
		シジュウカラの繁殖地としての可能性が期待され、かつ移動経路となる可能性が高いエリア (樹木被覆率 25%以上のエリア)
		シジュウカラの移動経路となる可能性が高いエリア (樹木被覆率 10%以上のエリア)
		生き物の生息・生育空間として特に重要なみどり (自然性の高い樹林のある公園・緑地及び荒川)
		生き物の生息・生育空間として特に重要なみどり (社寺、宅地等の私有地)

※ シジュウカラ：緑の多い市街地などでも見られるスズメ程の大きさの留鳥。生息空間と樹木被覆率との関係性が調査されていることから、可能性評価の指標種として設定しています。

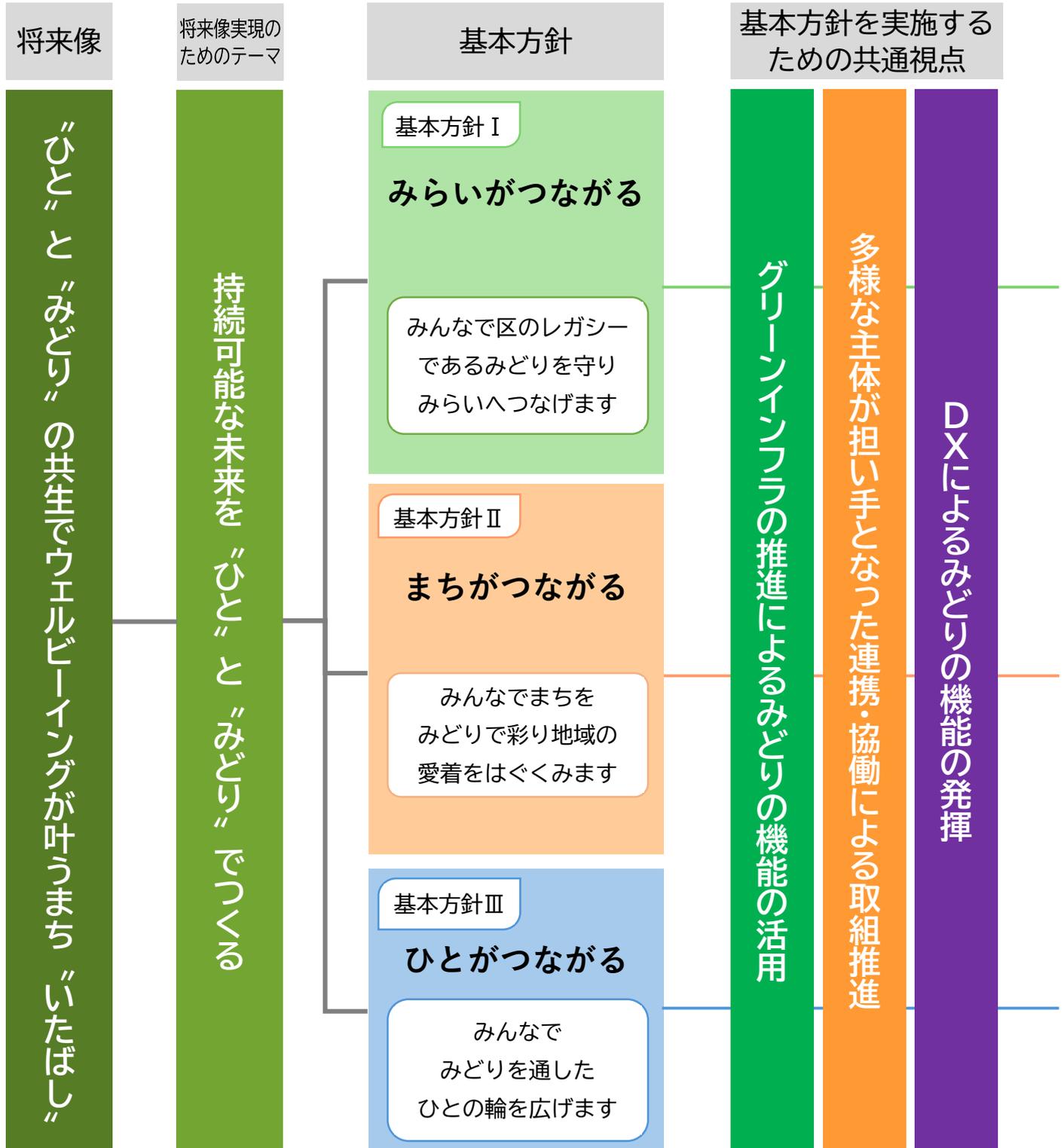
◆エリア区分ごとの形成方針

凡例	エリア区分	形成方針
	中核地区	<ul style="list-style-type: none"> ■ 多様な動植物の生息域となっている大規模な公園緑地などです。 ■ この地区の緑地や水辺は、エコロジカルネットワーク*の中核として、他の地域への生物種の供給源ともなる重要なエリアです。 ■ 荒川戸田橋緑地では、板橋区かわまちづくり計画「自然体験型アーバンリバーパーク」のコンセプトに基づく整備が進められており、都立赤塚公園においては多様な生物が生息する都立公園づくり事業による「生物多様性保全管理計画」が策定され、ニリンソウなどの保全活動が行われています。小豆沢公園などにおいても、今後動植物の生息・生育域の保全に配慮した樹林地管理計画に基づく管理を進めていきます。
	拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> ■ 動植物の分布域の拡大に資する、まとまりのある緑地を有する公園です。 ■ これらの公園では、動植物の生息・生育に配慮した草刈り、落ち葉清掃、照度確保のための枝打ちなどの適切な維持管理のほか、整備・更新にあたっては、野鳥や昆虫の食餌植物や、在来種に配慮した植栽の選定を行うことなどにより、生物多様性*の保全・再生を行うため、樹林地管理計画に基づく樹林地の維持・管理に関する検討を行っていきます。
	回廊地区	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核地区と拠点地区を結び、動植物種の移動空間（コリドー）となるエリアです。区内では、崖線及び新河岸川・石神井川・白子川を回廊地区として位置付けます。 ■ 回廊地区においては、保存樹林や保存樹木の指定、沿川の緑道や公園の緑化推進などにより、生き物の移動経路となるような緑のネットワーク化を進めます。
	緩衝地区	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中核地区、拠点地区、回廊地区に隣接して存在し、これらの地区が安定して存続するために必要な緑地を含むエリアです。 ■ この地区では、既存の緑の保全とともに、コリドーの形成を妨げる緑の少ない区域（ギャップ）の解消を図ることを視点とした取組を進め、ネットワークの範囲を徐々に周辺区域にまで広げていくことをめざします。

(1) 施策体系図

3つの基本方針にしたがって実施方針を設定します。また、基本方針を実施するための共通視点として、「グリーンインフラの推進」と「連携・協働による取組」、「DX」を掲げます。

本計画の施策を公園・緑地で推進するにあたっては、公園・緑地の「運営」というパークマネジメントの視点を取り入れ、適切な維持管理を通して、公園の更なる魅力向上を図ります。



実施方針

緑の資産の保全と継承

—板橋崖線軸地区をはじめとしたレガシーとなるみどりを守り、みどりの魅力を更に引き出します—

農のみどりの保全と活用

—いたばしではぐくまれた農地と農業を守り、魅力ある都市農業を展開します—

湧水の保全とうるおいのある水辺空間の創出

—うるおいの源である崖線の湧水を守るとともに、石神井川や、荒川をはじめとした親しめる水辺空間を創出します—

生物多様性の向上による生態系の保全と再生

—ニリンソウやハクセキレイをはじめとする生物多様性を守り、みどりとの共生関係の基盤を築きます—

都市の拠点となるみどりの創出

—魅力的で快適なみどりの拠点の創出により、愛着をはぐくみつなぐまちを実現します—

拠点間を結ぶみどりの創出

—魅力的な拠点を結ぶみどりの道の創出により、歩きたくなるまちを実現します—

まちなかに広げるみどりの創出

—公民連携によるまちなかのみどりの創出により、居心地のよいまちを実現します—

暮らしを支える安心・安全の創出

—持続可能で安心・安全なまちをみどりで創出します—

みどりをみんなで使いこなす

—みどりの空間のより柔軟な活用により、みどりの魅力を引き出します—

みどりと関わるライフスタイルの創出と醸成

—みどりとの関係をはぐくむ「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出します—

新たな担い手の創出

—“ひと”と“ひと”のつながりのみどりへの取組の推進と新たな価値を創出します—

(2) 基本方針を実施するための共通視点

本計画で示す実施方針は、3つの共通視点に基づき、施策を展開します。

なお、これらの取組は、持続可能な開発目標（SDGs）の理念と軌を一にするものであり、本計画の推進はSDGsの達成にも貢献するものです。

施策展開の共通視点①

グリーンインフラの推進によるみどりの機能の活用

グリーンインフラとは、道路やダムといった人工的な設備（グレーインフラ）だけでなく、**自然が持つ様々な力を、社会の仕組みづくりや土地の利用方法に賢く活かしていこう**という考え方です。

本計画では、このグリーンインフラの考え方をすべての施策の基本とします。

ひとつの“みどり”が持つ、たくさんのチカラ

「みどりの機能発揮」とは、みどりが持つたくさんの良い働き（機能）を、一つだけでなく、同時にいくつも発揮させて、様々な社会の課題解決につなげていくことを意味します。

例えば、樹林地、農地、公園といった多様な“みどり”は、それぞれが持つ力を発揮することで、第3章で示した社会状況の変化に対応する大きな可能性を秘めています。

 <p>ウェルビーイングの希求</p>	美しい景観や安らぎの空間は、心身のストレスを軽減し、ウェルビーイングの向上に貢献します。	 <p>アクティビティの創出</p>	魅力的なみどりの空間は、人々が集い、交流するきっかけとなり、まちの賑わいをつくるアクティビティ創出につながります。
 <p>ネイチャーポジティブの提唱</p>	在来種に配慮したみどりは、鳥や昆虫たちのすみかとなり、生態系ネットワークを形成することは、ネイチャーポジティブの実現に不可欠です。	 <p>ゼロカーボンの取組</p>	樹木は光合成によってCO ₂ を吸収・固定することから、ゼロカーボン社会の実現に貢献します。
 <p>豪雨の激甚化・頻発化</p>	樹林や農地が持つ保水力は、雨水を一時的に貯留し、豪雨災害による浸水被害を軽減します。	 <p>ヒートアイランドの激化</p>	緑陰は夏の強い日差しを和らげ、緑が持つ水分を蒸散させ周囲の気温を下げる働きは、ヒートアイランド現象を緩和します。

本計画では、公園、農地など、“みどり”の保全・創出を行う際に、こうした多面的な機能を最大限に引き出すことをめざし、一つの取組で、複数の課題を効率的・効果的に解決していく、賢いみどりのまちづくりを進めます。

施策展開の共通視点②

多様な主体が担い手となった連携・協働による取組推進

この計画を進める原動力は、区民、事業者、団体といった、皆さん一人ひとりとの「連携・協働」です。行政だけがみどりを守り育てるのではなく、みんなが主役となって、それぞれのアイデアや力を持ち寄ることで、もっと細やかで、もっと温かい、持続可能なみどりのまちづくりができます。この計画では、皆さんの自発的な活動を応援し、活動の輪を広げていくための仕組みづくりを進めます。

「多様な主体」ってどんな人たち？

みどりのまちづくりに関わる主役は、私たち一人ひとりです。

◆多様な主体の役割と期待されるアクション

区民	みどりのある暮らしの主役です。自宅での緑化や、地域の清掃・花壇づくり、公園でのイベント企画など、最も身近な場所から、自発的にみどりを楽しみ、守り、育てる活動が期待されます。
事業者	地域の良き一員として、事業活動を通じた貢献役が期待されます。事業所の敷地緑化や、地域のみどり活動への支援・協賛、従業員が参加するボランティア活動の企画など、企業の社会的責任としての取組が重要です。
NPO・ボランティア団体など	専門的な知識や技術、ネットワークを活かした活動の中核役を担います。自然観察会や環境学習プログラムの提供、行政と区民をつなぐ中間支援、新たな協働プロジェクトの企画・運営などが期待されます。
学校・教育機関	次世代への継承役を担う重要な拠点です。総合的な学習の時間などを活用した環境教育の実践や、地域のみどり活動への参加に加え、区内に立地する大学等と連携し、専門的な知見を活かした調査研究や学生が主体となった活動などを推進します。
行政（板橋区）	多様な主体が活動しやすい環境を整えるサポーター役を担います。全体の計画づくりや、活動の場の提供、情報発信、団体間のマッチング支援、活動のきっかけとなる事業の実施など、協働を促進するための基盤を整備します。

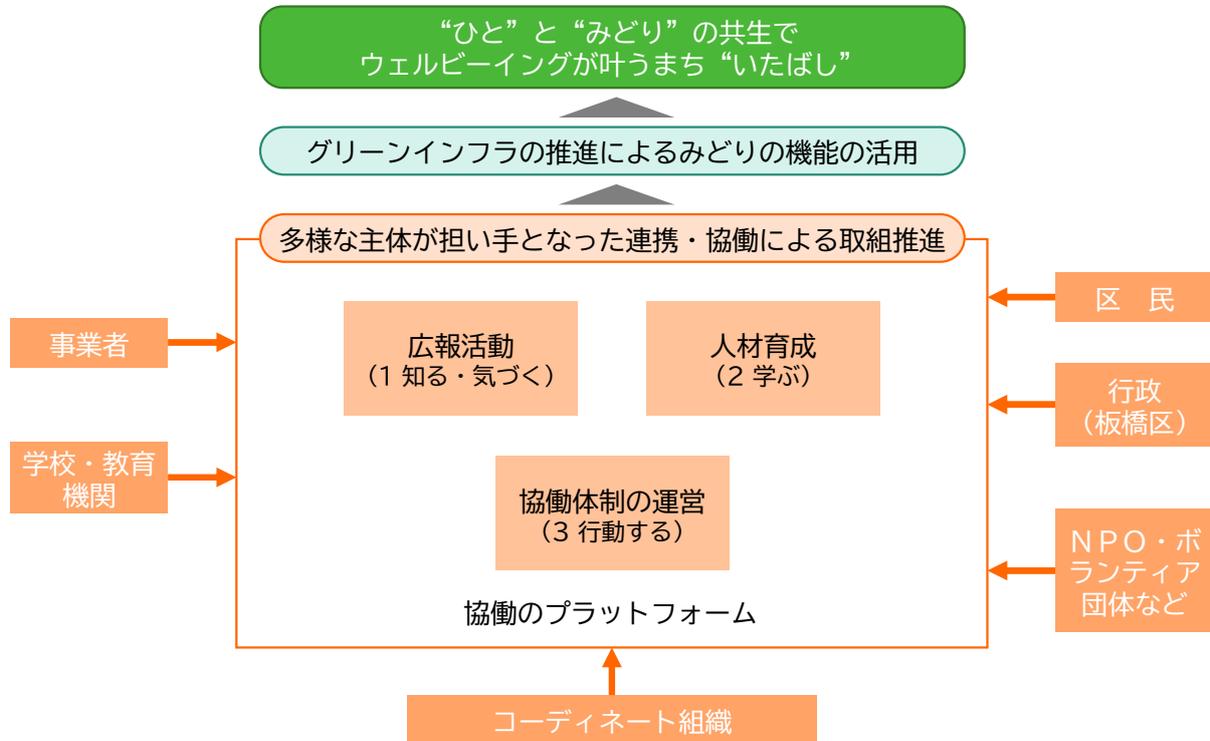
「協働」で生まれる無限の可能性

みんながそれぞれの得意なことや出来ることを持ち寄って協力することで、行政だけではできない、きめ細かで、愛情のこもった、多様なみどりのまちづくりが可能になります。こうした活動を通じて、まちがみどりにより豊かになるだけでなく、人々の交流が生まれ、地域への愛着が深まり、コミュニティそのものが育っていきます。

協働のプラットフォーム

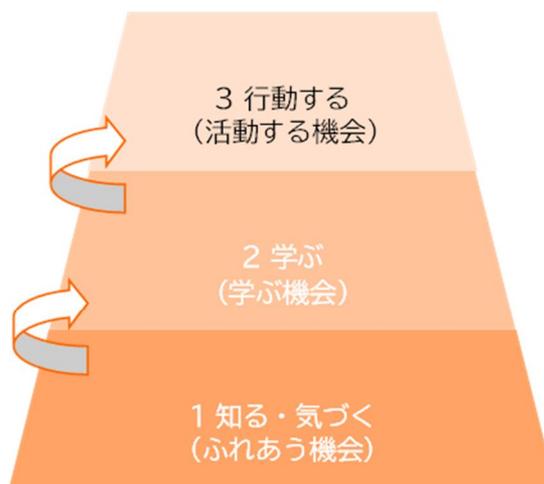
将来像の実現に向け、グリーンインフラの考え方にに基づき多様な主体が連携・協働するための体制づくりを行っていきます。

コーディネート組織が中心となり、みどりが持つ多様な機能の活用を支援します。



協働の3ステップ

みどりへの関わりが「知る」ことから始まり、「学ぶ」、「行動する」と活動のステップが上がっていく過程を示したものです。この循環を通して、連携する機会を創出します。



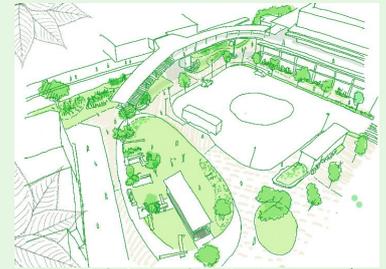
「協働のプラットフォーム」を構築して多様な主体が担い手となった連携・協働による取組推進（連携する機会）

コラム

上板橋駅南口のまちづくり：「新たな公園都市構想と協働の仕組みづくり」

上板橋駅南口では、再開発事業による駅前広場の整備に伴い、みどり豊かな公共空間を、公と民の境界を越えて一体的に整備する計画です。

まちづくりの指針「上板南口まちづくりビジョン」では、人々が混ざり合い、つながる緑豊かなまち「新たな公園都市」を将来像に掲げ、みどりのネットワークの創出や協働の仕組みづくりに取り組んでいます。



駅前広場の整備イメージ

1. めざす都市像「新たな公園都市」

駅前のみどりの空間は、憩いや交流の場、子どもたちが自然や環境の循環を学ぶ場となるだけでなく、災害時の活用やゲリラ豪雨対策にもつながります。

地域の将来像「新たな公園都市」に向けたまちづくりのテーマには、つながる・重なる・混ざり合うというキーワードが散りばめられ、多様な活動が混ざり合い、コミュニティがつながる姿が描かれています（右図参照）。

城北中央公園へと続くみどりの軸や商店街のにぎわいの軸を活かして、回遊性が高く、健康的で文化的なライフスタイルを送れるまちの実現をめざしています。



将来像「新たな公園都市」とまちづくりの5つのテーマ

2. 都市像実現に向けた取組方針

「新たな公園都市」に向けては、以下の3つのステップで、段階的に取組を進めていきます。

計画・制度

壁面後退などのルールにより、民地における空間の拠出を誘導していきます。

緑・移動

公・民の空間を連続的に計画・誘導し、みどりや移動のネットワークを創出します。

運用・利用

空間を良好な状態で保つため、地域の主体が関わる維持管理の仕組みをつくります。

3. 協働の仕組みづくり

上板橋駅南口では、「みどりの育成」を通して、まちへの愛着を育み、まちづくりを自分ごとで捉え、主体的に参画する意識（タウンシップ）を醸成する活動が進んでいます。

地域の人々が様々な活動を行える「共有地」を生み出し、良好に保たれていく持続的な維持管理の仕組みを、協働で構築していきます。



「みどりの育成」を通じた活動例

（左：各自で育てたみどりを駅前に持ち寄る取組）
（右：子どもも参加したプランターワークショップ）

DXによるみどりの機能の発揮

グリーンプラン 2035 におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）はみどりの価値を高め、私たちとみどりの関係をもっと豊かにするための強力なツールです。この計画では、主に3つの方法でデジタル技術を活用します。

知る・つながる（魅力的な情報発信）

SNSなどを活用して、公園の魅力や季節の見どころ、楽しいイベントの情報をタイムリーに発信します。これにより、皆さんがみどりとつながるきっかけを増やし、「行ってみたい」「参加してみたい」という気持ちをはぐくみます。

守る・育てる（効率的な維持管理と区民参加）

例えば、区では街路樹の異常などを、区民の皆さんがスマートフォンで手軽に通報できる仕組みを導入しています。皆さんと行政が情報を共有することで、より効率的できめ細やかなみどりの維持管理をめざします。

賢く計画する（根拠に基づく政策立案：EBPM）

公園の利用状況や地域の人口データ、皆さんからのご意見などを分析し、公園施設の改修や新たな公園の計画に活かしていきます。客観的なデータ（根拠）にもとづいて政策を決めることで、より区民の皆さんのニーズに合った、満足度の高いみどりの整備を実現します。

DXにおける今後の取組

各施策・事業を推進するうえで、日々進歩するデジタル技術を、機会を捉えて活用することにより、「グリーンインフラの推進によるみどりの機能の活用」と「多様な主体が担い手となった連携・協働による取組推進」のより一層の推進をめざします。

7 実施方針

3つの基本方針について共通視点を踏まえ、以下の実施方針で10年間の施策を展開します。

なお、実施方針に基づき、各施策において実施する令和8（2026）年度から令和10（2028）年度の3年間の事業は第6章の第1期実施計画（P101）に示します。

基本方針Ⅰ みらいがつながる

実施方針1 緑の資産の保全と継承

－ 板橋崖線軸地区をはじめとしたレガシーとなるみどりを守り、みどりの魅力を更に引き出します －

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ネイチャーポジティブの提唱、豪雨災害の激甚化・頻発化
国や都の動向	グリーンインフラ推進戦略、都市緑地法改正
改定のポイント	緑被率の維持とみどりの機能の発揮 みどりの機能の戦略的な発揮



特別緑地保全地区（大門東の森）

樹林地の保全に向けた用地取得や適切な管理助成のほか、個別の樹木や生垣の保全を行い、これらの景観を板橋のレガシーとして継承し、まちの魅力向上を図ります。

実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）

01 樹林地の保全と継承	P103
02 歴史ある大径木等の保全	P104
03 板橋らしさを代表する緑の景観の保全	P105

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

実施方針2 農のみどりの保全と活用

— いたばしではぐくまれた農地と農業を守り、魅力ある都市農業を展開します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ネイチャーポジティブの提唱、豪雨災害の激甚化・頻発化
国や都の動向	都市農業振興基本法
改定のポイント	「農地」の保全と「農業」の保全 みどりの機能の戦略的な発揮



開設した農業園（赤塚植物園）

農地の保全に向けた農地減少対策のほか、農業の保全のための農とふれあう機会創出や人材育成に取り組むとともに、区内産野菜の地産地消を促進し、農への愛着を高めめます。

実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）

04 農地の保全と継承	P106
05 農業の保全と継承	P107
06 未来へつなげる農作物の活用	P108

実施方針3 湧水の保全とうるおいのある水辺空間の創出

— うるおいの源である崖線の湧水を守るとともに、石神井川や、荒川をはじめとした親しめる水辺空間を創出します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ネイチャーポジティブの提唱、アクティビティ創出への期待増大
国や都の動向	グリーンインフラ推進戦略
改定のポイント	みどりの機能の戦略的な発揮



荒川河川敷

水の源である湧水の水循環を支える環境の維持・保全に取り組み、生活の質の向上を図ります。また、区内全体の河川の水辺空間においても親水スポットの魅力創出を進めるほか、特に荒川河川敷においては、広大な河川空間と豊富なみどりを活かした「かわまちづくり」を進め、にぎわい創出と、防災機能の充実を図り、荒川河川敷の魅力及び機能向上をめざします。

実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）

07 湧水の保全	P109
08 親しめる水辺づくり	P110

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

コラム

板橋区のかわまちづくり

板橋区のかわまちづくりは、荒川河川敷の広大な空間と豊かなみどりを活かし、その魅力と機能の向上をめざすものです。「自然体験型アーバンリバーパーク」実現のため、にぎわい創出と区のかわまちづくりの特徴である防災の2つを軸に、次の5つの視点から整備や取組を推進します。

かわまちづくり推進の5つの視点と方向性

バー ジ ョ ン ア イ ッ プ の	視点1 区のブランドとなる充実したコンテンツの創出	方向性1 ○にぎわいの核となる拠点等整備 ○河川敷への新たな利用者誘致
	視点2 既存機能の充実	方向性2 ○既存施設等利用者の利便性向上 ○みどり・水辺の利活用促進
	視点3 公民連携の推進	方向性3 ○新たな民間活力の導入 ○関係指定管理者との連携促進及び機能向上
視点4 防災機能の充実		視点5 まちづくりとの連携
	方向性4 ○国との連携による防災活用の推進 ○高台まちづくりによる水防災の取組促進	方向性5 ○まちをつなぐ交通アクセスの機能充実 ○高島平まちづくりとの連携・新たな価値創出

実施方針4 生物多様性の向上による生態系の保全と再生

ー ニリンソウやハクセキレイをはじめとする生物多様性を守り、みどりとの共生関係の基盤を築きますー

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ネイチャーポジティブの提唱、アクティビティ創出への期待増大
国や都の動向	グリーンインフラ推進戦略
改定のポイント	みどりの機能の戦略的な発揮



赤塚溜池公園ビオトープ（閉鎖管理）

生物の生息・生育環境の観点から、共生基盤の保全と形成を図るほか、環境施策の効果測定を行い、施策評価・課題抽出・改善を図ります。また、みどりの保全と質の向上のための環境整備により、みどりのネットワークの形成を図ります。

実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）

09 自然環境実態調査の実施	P111
10 エコロジカルネットワークの形成	P112

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

基本方針Ⅱ まちがつながる

実施方針5 都市の拠点となるみどりの創出

— 魅力的で快適なみどりの拠点の創出により、愛着をはぐくみつなぐまちを実現します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	アクティビティ創出への期待増大、ヒートアイランド現象の激化
国や都の動向	ウォーカブルなまちづくりの推進
改定のポイント	まちづくりによる民有緑化のさらなる推進体制の構築



板橋駅西口 新しい駅前広場のコンセプトスケッチ

まちづくり事業や公園改修による、まちの拠点となるみどりの創出により、景観を向上させ、地域のにぎわいを生み出すとともに、日常的にみどりにつながる環境を創出し、地域への愛着を向上させます。

実施する施策 (00：パークマネジメント関連施策)

- 11 まちづくりによるみどりの創出 P113
- 12 公園改修・拡張による区内外のみんなが集う空間の創出 P114

実施方針6 拠点間を結ぶみどりの創出

— 魅力的な拠点を結ぶみどりの道の創出により、歩きたくなるまちを実現します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	アクティビティ創出への期待増大、ヒートアイランド現象の激化
国や都の動向	ウォーカブルなまちづくりの推進
改定のポイント	まちづくりによる民有緑化のさらなる推進体制の構築、公園樹木などの維持管理水準の向上



手入れの行き届いた街路樹

公民連携によるみどりの創出や街路樹等の質の向上のほか、みどりの魅力発信によりまちの回遊性の向上を図ります。

実施する施策 (00：パークマネジメント関連施策)

- 13 みどりの回遊性の創出 P115
- 14 歩きたくなるまちに向けた魅力発信 P117

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

実施方針7 まちなかに広げるみどりの創出

— 公民連携によるまちなかのみどりの創出により、居心地のよいまちを実現します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	アクティビティ創出への期待増大、ネイチャーポジティブの提唱
国や都の動向	ウォーカブルなまちづくりの推進
改定のポイント	新たな緑化助成による民有緑化の推進



接道部緑化イメージ

公民連携によるまちなかのみどりの創出や、公園施設の改修整備による誰もが使いやすいみどり空間の創出のほか、教育現場でのみどりの創出等、日常的にみどりと関わる機会を増やすことで、みどりとのつながりやにぎわいを創出するとともに、まちなかの景観を向上します。

実施する施策 (00：パークマネジメント関連施策)

15 街並みの緑化推進	P118
16 公園の新設・改修による地域のみんなが集う空間の創出	P119
17 公園施設の改修	P120
18 学校のみどりの保全と活用	P121

実施方針8 暮らしを支える安心・安全の創出

— 持続可能で安心・安全なまちをみどりで創出します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ゼロカーボンに向けた取組強化、豪雨災害の激甚化・頻発化
国や都の動向	グリーンインフラ推進戦略、森林環境譲与税の創設
改定のポイント	みどりの機能の戦略的な発揮



森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み

みどりの質の向上のため森林環境譲与税の活用を推進し、みどりが持つ機能を最大限に発揮します。また、樹林地・農地の保全や公園・緑地の整備によりゼロカーボンや集中豪雨への対応のほか、誰もが安心して利用出来、みどりと触れ合える環境づくりとして防犯対策を促進し安心・安全で快適なまちの実現をめざします。

実施する施策 (00：パークマネジメント関連施策)

19 森林環境譲与税の活用推進	P122
20 安心・安全なまちへ向けたみどりの活用	P123

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

基本方針Ⅲ ひとつにつながる

実施方針9 みどりをみんなで使いこなす

— みどりの空間のより柔軟な活用により、みどりの魅力を引き出します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	アクティビティ創出への期待増大
国や都の動向	都市公園の柔軟な活用
改定のポイント	公園を使いこなすための制限緩和、日常的にみどりと関わり、みどりを守り育てる活動機会の創出



イベント例（グリーンフェスタ）

公園の画一的な管理・運営の見直しのほか、区民や事業者が企画するイベント活動の受入体制の仕組みを構築し、自主的な活動を支援することで、公園の魅力と価値を高めま

実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）

- | | | |
|----|----------------------|------|
| 21 | 柔軟なルールの検討 | P124 |
| 22 | みんなのやりたいを実現させる仕組みづくり | P125 |

実施方針10 みどりと関わるライフスタイルの創出と醸成

— みどりと関係をはぐくむ「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ウェルビーイングの希求、アクティビティ創出への期待増大
国や都の動向	都市公園の柔軟な活用
改定のポイント	日常的にみどりと関わり、みどりを守り育てる活動機会の創出



花づくりボランティア活動（四ツ又公園）

「みどりとふれあう機会」、「みどりを学ぶ機会」、「みどりと活動する機会」、「みどりで連携する機会」を通じた、持続的な協働活動により、みどりと人をつなぐ、人と人をつなぐ共生関係を構築します。

実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）

- | | | |
|----|---------------|------|
| 23 | みどりとふれあう機会づくり | P126 |
| 24 | みどりを学ぶ機会づくり | P127 |
| 25 | みどりと活動する機会づくり | P128 |
| 26 | みどりで連携する機会づくり | P130 |

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

実施方針 11 新たな担い手の創出

— “ひと” と “ひと” のつながりでみどりへの取組の推進と新たな価値を創出します —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	ウェルビーイングの希求、アクティビティ創出への期待増大
国や都の動向	都市公園の柔軟な活用
改定のポイント	区民との協働を促すコーディネート体制の設置、日常的にみどりと関わり、みどりを守り育てる活動機会の創出



新たな担い手の創出のイメージ

「ふれあう」「学ぶ」「活動する」「連携する」という活動の循環は、参加する区民一人ひとりにとって、新たなスキルの習得や生きがい、健康増進といったメリットとなります。さらに、こうした活動を通じて人と人がつながり、地域への愛着という新たな価値が生まれます。この好循環を創り出すことで、協働による永続的なみどりとの共生関係を築きます。

実施する施策 (00 : パークマネジメント関連施策)

27 みどりと人をつなぐ仕組みづくり

P131

横断的施策 DXによるみどりの機能の発揮

— DXの推進により “ひと” と “みどり” をつなぎます —

この実施方針が対応する主な課題・動向

社会状況の変化	アクティビティ創出への期待増大
国や都の動向	都市公園の柔軟な活用
改定のポイント	DX (デジタル・トランスフォーメーション) の活用



板橋区 LINE 公式アカウントによる
誰でも通報可能な区道の通報システム

みどりの魅力発信や新たな通報システムによる施設管理、的確にニーズを捉えた施設の計画改修により満足度を向上させます。

実施する施策 (00 : パークマネジメント関連施策)

28 デジタルツールの活用

P132

29 E B PM(根拠に基づく政策立案)の実施

P134

なお、実施する施策は社会状況の変化や進捗状況に応じて見直す可能性があります。

第5章



いたばしパークマネジメント

(公園や緑地の整備・管理に関する方針)

～公園が生きる、みらい・まち・ひとをつなげる～

- 1 はじめに
- 2 パークマネジメントの基本理念
- 3 パークマネジメントの目標と実施方針
- 4 公園種別ごとのマネジメントの方針

第5章の概要

はじめに

- パークマネジメントとは何かについて説明します。
- 前計画である「板橋区パークマネジメントガイドライン」を「いたばしグリーンプラン 2035」と統合した計画として位置づけます。
- 「グリーンインフラとしての保全・利活用」や「利用ルールの弾力化」など、パークマネジメント改定にあたり重点を置く6つのポイントを明記します。

パークマネジメントの基本理念

- 基本理念を「みんなでつくる、ひとをつなぐ公園」と定めます。
- 公園の利活用や共創をより一層推進するため、「～公園を活かし、ひとをつなぎ、共にはぐくむ～」を副題として取り組みます。

パークマネジメントの目標と実施方針

- 基本理念を具体化するため、以下の3つの目標を設定します。
 - ・ 目標1：みんなで集える公園をつくります
 - ・ 目標2：いろいろなことができる公園をつくります
 - ・ 目標3：未来へつなぐ、すこやかな公園をはぐくみます

公園種別ごとのマネジメントの方針

- 区が管理する公園や緑地などを8つの種類に分類し、それぞれの現況を整理します。
- 公園の種類ごとに、その特性を最大限に引き出すための具体的なマネジメント方針を定めます。
- 例えば街区公園では地域住民と協働で美化活動を進め、近隣公園ではPark-PFIの活用などを検討します。

1 はじめに

(1) パークマネジメントとは

誰からもわかりやすい明確な公園の運営方針を定め、めざすべき姿を実現するために、地域住民・団体などと連携し、適切な管理運営を継続的にしていくことをパークマネジメントといいます。



板橋区平和公園

(2) パークマネジメント（第5章）の位置づけと役割（いたばしグリーンプラン2035（第4章）との関係）

前計画である「いたばしグリーンプラン2025」と「板橋区パークマネジメントガイドライン」は別冊ではあるものの、相互に連携・整合しながら各々の事業を進めてきました。

本計画では、計画に掲げた将来像である「“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち“いたばし”」をより効果的に実現させるため、「いたばしグリーンプラン2035」と「板橋区パークマネジメント」を統合したうえで、計画を推進することにしました。

(3) パークマネジメント改定のポイント

公園を取り巻く社会は、ここ数年で大きく変わりました。少子高齢化が進み、ライフスタイルも多様化しています。また、国からも「公園をもっと自由に、楽しく使いこなそう」という新しい提案がなされています。

こうした変化に対応し、公園が本来持つ多様な機能（憩い、交流、防災、健康づくり、ウェルビーイングの向上など）をこれまで以上に引き出すことをめざし、パークマネジメントを改定します。重点を置くポイントは次ページに示す6つです。

◆重点を置くポイント

グリーンインフラとしての保全・利活用	公園が持つ防災、環境、景観などの機能を、地域課題の解決に戦略的に活用します。
居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	施設の老朽化対策はもちろん、誰もが自分らしく快適に過ごせる、安心・安全な空間をつくります。
利用ルールの弾力化	一律の規制を見直し、公園ごとの実態やニーズに応じた柔軟なルールの設定を進めます。
担い手の拡大と共創	行政だけでなく、区民、事業者など多様な主体が参画し、共に公園をつくり育てる「共創」を進めます。
自主性・自律性の向上	公民連携により、民間事業者のノウハウや活力を活かした、質の高いサービスやにぎわい創出をめざします。
公園DXの推進	デジタル技術を活用し、区民への魅力的な情報発信や、効率的で質の高い管理運営を実現します。

6つのポイントは国土交通省の「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会提言」での都市公園新時代へ向けた7つの取組のうち6つに対応しています。(P 30 をご参照ください)

2 パークマネジメントの基本理念

改定のポイントを踏まえ、いたばしパークマネジメントの基本理念を以下のようにします。

基本
理念

みんなでつくる、ひとつをつなぐ公園
～公園を活かし、ひとつをつなぎ、共にはぐくむ～

前計画「板橋区パークマネジメントガイドライン」の理念には協働、公園の特性に応じ、ポテンシャルをさらに発揮させるための概念を示しているとともに、この施策である公園の整備改修や一律なルールの見直しのほか、公園を協働で運営する取組など、引き続きグリーンプラン 2035 で掲げた将来像の実現に不可欠なものです。

グリーンプラン 2035 では、将来像実現のための共通視点のひとつとして、「多様な主体が担い手となった連携・協働による取組推進」を掲げており、今後も前計画で示した取組を含め、地域に暮らすすべての人や様々な団体、関係機関や板橋区など、まちに関わるあらゆる主体が連携・協働しながら継続的に取り組む必要があります。

このことから、本パークマネジメントでは、前計画の内容を踏襲するとともに、国土交通省の提言でも示される公園の利活用の推進や共創の考え方を踏まえ、副題として「～公園を活かし、ひとつをつなぎ、共にはぐくむ～」を加え、各主体と連携・協働しながら引き続き、将来像の実現のために取り組んでいきます。

公園を活かし

公園を、新たな価値創出や社会課題解決の場とします。グリーンインフラとしての保全・利活用に計画的に取り組むとともに、区民や事業者による利活用の状況を管理運営に反映し、居心地が良く誰もが快適に過ごせる空間づくりを推進することで、公園のポテンシャルを最大限に「活かし」ます。

～新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする～

ひとつをつなぎ

公園を多様な人々が交流する「人中心のまちづくり」の拠点とします。公園の特性に応じた利用ルールの弾力化や、新たな可能性を探る実験的な利活用を推進するなど、公園をしなやかに使いこなす仕組みを整えることで、人と人をつなぎます。

～しなやかに使いこなす仕組みをととのえる～

共にはぐくむ

公園を、多様な主体が関わる「共に育て共に創る」大切な空間とします。管理運営の担い手を広げ、つなぎ、育てるとともに、多様な主体とのパートナーシップにより公園の価値を共創することで、その価値を未来へとはぐくんでいきます。

～管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる～

1. 板橋公園再整備・管理運営事業

50年以上にわたって利用されてきた板橋公園の公園が持つ歴史や資源を未来へとつなぐため、パークマネジメントの視点を取り入れた大規模なリニューアルを行います。

公園を活かす

- ・ 公民連携によりカフェなどを導入し、その収益を公園の維持管理に充てることで、持続可能な運営をめざします。

ひとをつなぐ

- ・ 「パークステーション ～ひと・まち・みどりをつなぐ地域の拠点～」をコンセプトに、モビリティを介して誰もが気軽に集い、交流できる地域の「ステーション」となります。



共にはぐくむ

- ・ 指定管理者が、マルシェや朝活など住民の「やってみたい」という活動をサポートします。
- ・ 住民ヒアリングやワークショップの声を計画に反映し、地域と共に公園を育てます。

2. 高島平緑地再整備事業

約50年にわたってはぐくまれた高島平緑地を、地域の自慢となる「みどり豊かな居場所」をテーマに再整備します。

公園を活かす

- ・ 広幅員で豊かな緑量という「高島平緑地らしさ」を最大限に活用します。
- ・ 既存の樹木を活かした緑陰空間の確保など、グリーンインフラとしての機能を強化します。

ひとをつなぐ

- ・ 子どもが遊べる場所や文化にふれる場所など、多様な活動ができる6つの居場所を創ります。
- ・ キッチンカーや音楽イベントなども導入し、新たなにぎわいを生み出します。



共にはぐくむ

- ・ 共存する緑地をめざして、社会実験などを通じて住民のニーズを計画に反映させます。
- ・ 地域の方々と一緒に緑地を維持管理できる仕組づくりを検討します。

地域とはぐくむ協働の事例 ～パークマネジメントの実践～

1. 板橋こども動物園（東板橋公園、徳丸ヶ原公園内）

ヤギやヒツジなど、身近な動物とのふれあい体験ができる入園無料の動物園です。

公園を活かす

- ・近隣の商店街や大学、図書館、地元企業と連携して、動物園を含む広い公園を舞台に様々なイベントを開催しており、地域のにぎわいの拠点となっています。

ひとをつなぐ

- ・地域活動の拠点として地元企業やボランティアの協力を得て動物園の運営を行っています。未来のために、地域全体で循環型社会をめざしています。



共にはぐくむ

- ・第2章で紹介した「こども動物クラブ」の活動などを通じて、子どもたちが主体的に動物の世話や運営に関わり、園と地域と共に成長する機会を創出しています。また、この活動が家庭や学校以外の第3の居場所を提供しています。

2. 赤塚植物園

武蔵野の面影を残す園内で、四季折々の多様な植物を観賞できる植物園です。

公園を活かす

- ・武蔵野の自然を保全・活用し、植物や生物多様性について学べる場を提供します。

ひとをつなぐ

- ・園芸教室や展示会などを通じ、植物という共通の関心を持つ人々が集い、交流する拠点となっています。

共にはぐくむ

- ・専門家やボランティア、地域団体が連携し、貴重な植物の保全活動を行い、その価値を未来へ継承しています。



3

パークマネジメントの目標と実施方針

基本理念に基づいて、前計画の2つの目標を踏襲するとともに、新たに目標3「未来へつなぐ、すこやかな公園をはぐくみます」を追加します。これは、公園を持続可能なグリーンインフラとして捉え、その多様な機能を通じて未来へみどりをつなぐという考え方に基づくものです。

また、目標を達成するための実施方針は、「第4章 いたばしグリーンプラン 2035における取組 6 施策展開の視点」で示した実施方針(P67)と整合させるとともに、基本方針を実施するための共通視点(P66)についても、これと整合させ「グリーンインフラの推進によるみどりの機能の活用」、「多様な主体が担い手となった連携・協働による取組推進」「DXによるみどりの機能の発揮」の視点で取り組みます。

基本理念

みんなでつくる、ひとをつなぐ公園

～公園を活かし、ひとをつなぎ、共にはぐくむ～

- 地域、民間などの活力を活用した公園運営、区民の声を反映させた柔軟な公園の使い方ができる公園とすることで、『みんなでつくる、ひとをつなぐ公園』をめざします

目標1

みんなで集える公園をつくります

～ひとをつなぎ～

- ◆ 居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり
 - 公園が、誰もが気軽に訪れ、多様な交流が生まれる地域の魅力的な拠点となることをめざします。
- ◆ 担い手の拡大と共創
 - みどりと「ふれあう」「学ぶ」機会に加え、公園を共にはぐくむ運営に「活動」として参加し、多様な主体と「連携」する機会を創出することで、地域への愛着と豊かなライフスタイルをはぐくみます。

目標2

いろいろなことができる公園をつくります

～共にはぐくむ～

- ◆ 自主性・自律性の向上
 - 公民連携により新たなにぎわいを創出し、誰もが居心地の良い、暮らしを豊かにする場所となることをめざします。
- ◆ 利用ルールの弾力化
 - 柔軟なルールで多様な活動を可能にし、それぞれの公園が持つ魅力を引き出します。

目標3

未来へつなぐ、すこやかな公園をはぐくみます

～公園を活かし～

- ◆ グリーンインフラとしての保全・利活用
 - 公園が持つ防災、環境、景観などの多様な機能を、地域課題の解決に活かします。

4 公園種別ごとのマネジメントの方針

パークマネジメントは、板橋区が管理を行う公園、緑道、緑地、遊び場などを対象とします。これらの公園等は、都市公園法に基づく分類や設置目的、規模、利用特性などにより、多様な種類に分けられます。それぞれの類型が持つ特性や期待される役割を理解し、それに応じたきめ細かなマネジメントを行っていきます。

(1) 板橋区における公園等の分類

区内には計 390 箇所、154.87ha の区立の都市公園等（都市公園法に基づく公園の他に市民緑地、緑地広場など公園に準ずる施設を含みます）が整備されています。このうち、326 箇所（83.6%）が街区公園であり、規模の小さい公園の割合が多くなっています。

◆都市公園法に基づく公園の設置状況

種別	内容	設置数	面積(ha)
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積 0.25 ha を標準として設置	326	48.6
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は 2 ha を標準として設置	9	17.5
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、面積 15～75 ha を標準として設置（小豆沢公園）	1	7.0
特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則して設置（赤塚植物園）	1	1.2
都市緑地	主として都市の自然環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられる緑地で、面積 0.1 ha 以上を標準として設置	3	67.8
都市林	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地などの保護や都市の良好な自然的環境を形成することを目的として設置	2	0.2
合計		342	142.3

令和 7（2025）年 4 月 1 日現在

※各面積は四捨五入処理をしているため、合計と一致しない場合がある

◆公園に準ずる施設の設置状況

種別	内容	設置数	面積(ha)
市民緑地	都市緑地法に基づき、土地所有者との土地使用貸借契約により、板橋区が表面管理を行う樹林地等又は植樹等による良好な緑地	0	0.0
緑地広場	板橋区中高層住宅団地建設等指導要綱及び板橋区大規模建築物等指導要綱に基づき、土地所有者との土地使用貸借契約により、板橋区が表面管理を行うもの	10	0.8
遊び場	都市公園以外の遊び場の提供を目的として、土地所有者との土地使用貸借契約により、板橋区が表面管理を行うもの	10	1.0
ポケットパーク	主として市街地における都市景観の向上、防災対策、休憩等の利用に供する小規模な広場等で板橋区が所有し管理するもの	11	0.4
合計		31	2.1

令和7(2025)年4月1日現在

※各面積は四捨五入処理をしているため、合計と一致しない場合がある

◆その他施設の設置状況

種別	内容	設置数	面積(ha)
緑道	公共溝渠(東京都板橋区公共溝渠管理条例により管理)や河川区域の一部を遊歩道(緑道)として整備したもの	10	10.1
その他	公園予定地など	7	0.3
合計		17	10.4

令和7(2025)年4月1日現在

※各面積は四捨五入処理をしているため、合計と一致しない場合がある

(2) 公園種別ごとのマネジメントの方針

公園種別毎に、パークマネジメントにおける主要な視点を以下に示します。

1. 街区公園（児童遊園を含む）～日常生活に最も身近なみどりの空間～ （板谷公園、常盤台公園、前野児童遊園、中丸児童遊園ほか 322 か所）



街区公園（西台公園）

■街区公園（児童遊園を含む）のマネジメントの方針

貢献する 目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	・遊具の安全点検・更新を徹底するとともに、誰もが安心・安全で快適に利用できるよう日常的な安全管理を行います。
目標1	担い手の拡大と共創	・地域住民（公園愛護会、花づくりボランティア等）との協働による日常的な清掃・美化活動や見守りを推進し、地域ぐるみで公園をはぐくむ体制を支援することで、みどりとの豊かなライフスタイルをはぐくみます。
目標2	利用ルールの弾力化	・公園ごとの利用実態に応じたルールの緩和を検討することで、多様な活動による公園の魅力を引き出します。
目標3	グリーンインフラとしての保全・利活用	・公園や緑地の樹木について、周辺状況に応じて景観や緑陰などに配慮した維持管理を行うことにより、グリーンインフラとしての機能を発揮させます。

2. 近隣公園 ～地域の拠点となる公園～

(赤塚新町公園、板橋区平和公園、城北公園、新河岸三丁目公園ほか5か所)



近隣公園（東板橋公園）

■近隣公園のマネジメントの方針

貢献する目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な利用ニーズに応える施設の維持管理と計画的な機能更新を図り、安心・安全で快適な環境を提供します。 ・水辺空間を持つ公園では、区民がより水に親しめる空間となるよう、魅力向上や活用を推進します。
目標1	担い手の拡大と共創	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者やボランティアなど多様な主体と連携し、公園運営やイベントを開催することで、みどりとの豊かなライフスタイルをはぐくみます。
目標2	自主性・自律性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の適切な運用やPark-PFIの活用検討により、民間事業者のノウハウや創意工夫を活かした質の高いサービス提供やにぎわい創出を促進します。 また、公民連携手法によるカフェやレストラン等の導入も検討し、公園の魅力と利便性を高めます。
目標3	グリーンインフラとしての保全・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のヒートアイランド現象を緩和する緑の拠点としてグリーンインフラ機能を計画的に維持・向上させます。 ・設置可能な公園では農業スペースの整備・運営を通じて、農の保全と継承を図ります。
共通	公園DXの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント情報や施設の利用案内などをウェブサイトやSNSで効果的に発信し、広い世代の利用者層への情報提供と利用促進を図ります。

3. 運動公園～本格的なスポーツや健康づくり活動の拠点～ (小豆沢公園)



運動公園（小豆沢公園）

■運動公園（小豆沢公園）のマネジメントの方針

貢献する 目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	・ 体育館やグラウンド等の各スポーツ施設について、専門的な維持管理と厳格な安全基準の遵守により、利用者が安心・安全で快適にスポーツを楽しめる環境整備を引き続き行っていきます。
目標2	自主性・自律性の向上	・ 指定管理者制度を活用し、専門的なノウハウによる効率的な施設運営と利用者サービスの向上を図っています。

4. 特殊公園～植物の収集・展示、自然観察、学習の場～ (赤塚植物園)



特殊公園（赤塚植物園）

■特殊公園（赤塚植物園）のマネジメントの方針

貢献する 目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	担い手の拡大と共創	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の活用を基本としつつ、専門家・ボランティア団体との連携・協働を推進し、質の高い教育・解説プログラム（園内ガイド、講習会など）を提供することで、みどりとのつながりを創出します。 ・専門的な知識に基づき、植物の収集・育成・展示管理、園内施設の維持管理を行います。
目標2	自主性・自律性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的な運営による季節ごとのイベント企画や積極的な広報活動を展開し、施設の魅力を高め、集客力の向上を図ります。
目標3	グリーンインフラとしての 保全・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・板橋区における生物多様性保全の中核拠点として、また、グリーンインフラの重要性を学ぶ環境学習の場として、その価値を最大限に活用します。 ・区の生態系ネットワークの核として、在来種や希少種の保全、ビオトープの管理など、生物多様性の向上に積極的に貢献します。

5. 都市緑地 ～都市の緑の景観をなす緑地～ (荒川戸田橋緑地、高島平緑地ほか1か所)

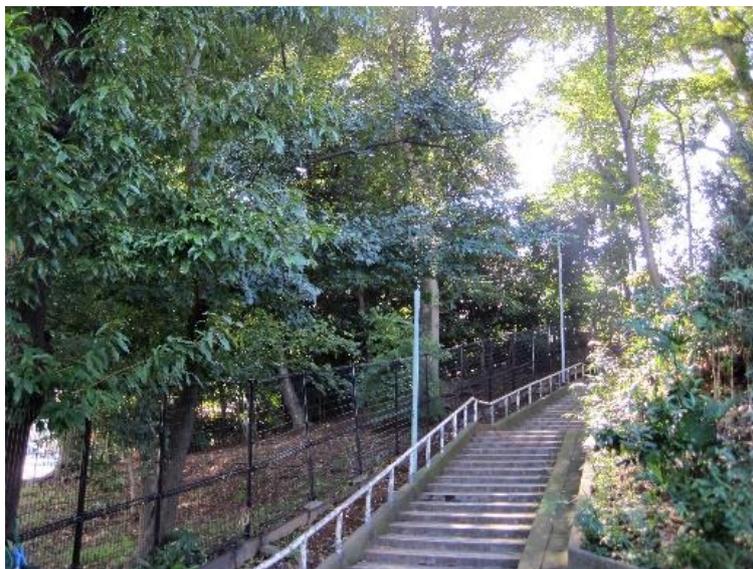


都市緑地（高島平緑地）

■都市緑地のマネジメントの方針

貢献する目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	・誰もが安心・安全で快適に利用できるよう、園路をはじめとした施設の安全確保、夜間照明の適切な配置、定期的な巡回などを通じて、安全で快適な利用環境を維持します。
目標1	担い手の拡大と共創	・地域の環境を守り育てる主体としての、近隣住民や活動団体、企業等と連携したイベントの実施により、みどりとの豊かなライフスタイルをはぐくみます。
目標2	自主性・自律性の向上	・荒川戸田橋緑地など、にぎわいが期待でき利活用のポテンシャルが高い空間については、民間との連携により地域のにぎわいや魅力向上に資する機能の導入を検討し、その運営主体が自主的に価値向上に取り組める環境づくりを支援します。
目標3	グリーンインフラとしての保全・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系のネットワークや防災空間、良好な景観形成の核として、グリーンインフラの機能発揮のために、保全・活用を図ります。 ・設置可能な緑地では農業スペースの整備・運営を通じて、農の保全と継承を図ります。

6. 都市林 ～動植物の生息地となる樹林地～ (成増一丁目向新田の森、成増四丁目新田の森)



都市林（成増四丁目新田の森）

■都市林のマネジメントの方針

貢献する目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全で快適に自然とふれあえるよう、園路や階段等の安全点検を徹底し、危険木の適切な管理を行います。また、過度な照明設置は避け、自然環境と安全性のバランスに配慮します。
目標1	担い手の拡大と共創	<ul style="list-style-type: none"> ・樹林地の生態系を守り育てるため、環境団体や専門家、地域住民と連携した保全活動（外来種駆除、下草刈り、自然環境調査等）を計画的に実施することで、みどりとの豊かなライフスタイルをはぐくみます。
目標3	グリーンインフラとしての保全・利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養や土砂流出抑制、生物のサンクチュアリ（聖域）として、最も重要なグリーンインフラの一つと位置づけ、その環境機能を最優先に保全します。 ・区のレガシーとなる緑の資産として、その歴史的・文化的価値も含めて次世代へ継承できるよう、計画的な保全管理を行います。

7. 公園に準ずる施設（市民緑地、緑地広場、遊び場、ポケットパーク）

～生活空間に密着した小規模な広場～

（幸町46番遊び場、上板橋一丁目えのき広場、板橋三丁目おうぎ小広場ほか28か所）



遊び場（双葉さくらプチガーデン）

■公園に準ずる施設（市民緑地、緑地広場、遊び場、ポケットパーク）のマネジメントの方針

貢献する目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	・小規模ながらも安心・安全で快適な空間を確保します。
目標1	担い手の拡大と共創	・清掃や草刈りなど、地域住民やボランティア団体との協定や協力に基づく維持管理を推進することで、みどりとの豊かなライフスタイルをはぐくみます。

8. その他（緑道） ～人々の健康づくりや憩いの場となる帯状の空間～ （石神井川緑道、前谷津川緑道、蓮根川緑道、出井川緑道ほか6か所）



緑道（石神井川緑道）

■その他（緑道）のマネジメントの方針

貢献する 目標	対応する重点ポイント	マネジメントの方針
目標1	居心地が良く、誰もが安心・安全で、快適に過ごせる空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・まちとまちをつなぐ、安心・安全で快適な環境整備（路面管理、植栽管理）に努めるとともに、都市の緑地景観を維持します。 ・みどりの拠点間を結び、人々の回遊性を高める快適な歩行者空間として、樹木診断等による質の高い維持管理を行います。
目標1	担い手の拡大と共創	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道の地域住民や団体との連携を強化し、清掃美化活動や、緑道の魅力を発信する活動を支援することで、みどりとの豊かなライフスタイルをはぐくみます。

第6章



いたばしグリーンプラン 2035 第1期実施計画

- 1 第1期実施計画について
- 2 実施する施策

第6章の概要

第1期実施計画について

- 「いたばしグリーンプラン 2035」の将来像を実現するため、計画の初期3年間（令和8（2026）年度から令和10（2028）年度）における具体的な取組内容を定めます。
- 3つの基本方針と11の実施方針及び1つの横断的施策に基づく29の施策を対象とし、各施策の事業量を明確にすることで計画の実効性を高めることを目的とします。

実施する施策

- 11の実施方針及び1つの横断的施策に沿って、29の施策の具体的な内容を示します。
- 施策ごとに、施策概要、具体的な事業計画、担当課・パークマネジメントに寄与する事業を明記します。
- 事業計画では、個別の事業、評価指標、そして令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの年度別実施内容を一覧表で詳しく示します。

1 第1期実施計画について

(1) 第1期実施計画の位置づけ

本実施計画は、「いたばしグリーンプラン 2035」(以下「本計画」という。)に掲げる将来像「“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち“いたばし”」の実現に向け、計画期間(令和8(2026)年度から令和17(2035)年度)のうち、令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間における具体的な取組内容を示すものです。

これにより、本計画の施策を着実に推進するとともに、この実効性を高めます。

(2) 計画期間

令和8(2026)年度から令和10(2028)年度までの3年間とします。

なお、社会状況の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(3) 実施する施策

本計画に定める3つの基本方針、11の実施方針及び1つの横断的施策に基づく29の施策について、第1期（令和8（2026）年度から令和10（2028）年度）に実施する具体的な事業を対象とします。

基本方針	実施方針（目標）	実施する施策（00：パークマネジメント関連施策）	頁
Ⅰ 「みらいが つながる」	1 緑の資産の保全と継承	01 樹林地の保全と継承 ○	P103
		02 歴史ある大径木等の保全	P104
		03 板橋らしさを代表する緑の景観の保全 ○	P105
	2 農のみどりの保全と 活用	04 農地の保全と継承 ○	P106
		05 農業の保全と継承 ○	P107
		06 未来へつなげる農作物の活用 ○	P108
	3 湧水の保全とうるおい のある水辺空間の創出	07 湧水の保全	P109
		08 親しめる水辺づくり ○	P110
	4 生物多様性の向上によ る生態系の保全と再生	09 自然環境実態調査の実施	P111
		10 エコロジカルネットワークの形成 ○	P112
Ⅱ 「まちが つながる」	5 都市の拠点となるみど りの創出	11 まちづくりによるみどりの創出 ◎	P113
		12 公園改修・拡張による区内外のみんなが集う空間の創出 ○	P114
	6 拠点間を結ぶみどりの 創出	13 みどりの回遊性の創出 ○	P115
		14 歩きたくなるまちに向けた魅力発信	P117
	7 まちなかに広げるみど りの創出	15 街並みの緑化推進 ○	P118
		16 公園の新設・改修による地域のみんなが集う空間の創出 ○	P119
		17 公園施設の改修	P120
	8 暮らしを支える安心・ 安全の創出	18 学校のみどりの保全と活用 ○	P121
19 森林環境譲与税の活用促進 ◎		P122	
Ⅲ 「ひとが つながる」	9 みどりをみんなで使い こなす	20 安心・安全なまちへ向けたみどりの活用 ○	P123
		21 柔軟なルールの検討 ○	P124
	10 みどりと関わるライフ スタイルの創出と醸成	22 みんなのやりたいを実現させる仕組みづくり ○	P125
		23 みどりとふれあう機会づくり	P126
		24 みどりを学ぶ機会づくり	P127
		25 みどりと活動する機会づくり	P128
		26 みどりで連携する機会づくり ○	P130
11 新たな担い手の創出	27 みどりと人をつなぐ仕組みづくり ○	P131	
横断的施策	DXによるみどりの機能 の発揮	28 デジタルツールの活用 ◎	P132
		29 E B P M(根拠に基づく政策立案)の実施 ◎	P134

◎：新規の施策

○：バージョンアップ

2 実施する施策

基本方針Ⅰ みらいがつながる

実施方針1 緑の資産の保全と継承

施策01 樹林地の保全と継承

レガシーとなるみどりを守る、みどりの魅力を更に引き出す

- 民有地における樹林地について、用地取得のほか、管理費助成による維持管理の負担軽減、国や都への相続税の優遇要望により民有樹林地の保全を行います。
- 公有地の樹林地は、適切な維持管理により樹林地の持つ存在価値、利用価値を向上させます。
- これにより、みどりの保全と質の向上につなげ、みどりの基盤形成を図ります。



特別緑地保全地区 (大門東の森)



保存樹林 (中台地区)



樹林地管理計画対象 (小豆沢公園、ニリンソウ群生地)

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1) 公有地化による緑の保全と継承			調整中	
(2) 保存樹林・竹林制度				
(3) 樹林地管理計画に基づく樹林地管理【新規】				
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

	調整中
--	-----

施策02 歴史ある大径木等の保全

レガシーとなるみどりを守る、みどりの魅力を更に引き出す

- 民有地における地域の良好な景観形成や文化財的価値のある樹木、生垣に対して各種保存制度を適用し、所有者に対して管理費等の助成を行います。
- これにより、民有地の緑を保全することで、まちなかの骨格となる緑の保全につなげます。



保存樹木（中台地区のサンシティ）



名木（諏訪神社の夫婦イチョウ）

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）
(1) 保存樹木制度の運用		調整中		
調整中				
(3) 保存生垣制度の運用				
(4) 名木・古木の保全				
		調整中		

実施方針1 緑の資産の保全と継承

施策03 板橋らしさを代表する緑の景観の保全

レガシーとなるみどりを守る、みどりの魅力を更に引き出す

- 板橋十景・石神井川桜並木の維持・保全とともにライトアップを行うことで、みどりの質の向上及び魅力を向上させます。
- 景観形成重点地区の追加指定により、いたばしの強みである緑の景観の維持・形成を図ることで、板橋らしさを代表する緑のレガシーの継承とともにみどりのまちの魅力向上を図ります。



石神井川の桜並木



板橋崖線軸地区（景観形成重点地区）の範囲

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)板橋十景・石神井川桜並木の魅力向上	調整中	調整中	調整中	調整中
(2)景観形成重点地区の緑の保全と充実				
調整中				
		調整中		

施策04 農地の保全と継承

農地と農業を守る、魅力ある都市農業を展開する

- 区の貴重な農地の保全と継承を行うために生産緑地地区の指定及び農地減少対策を実施します。
- これにより、いたばしのレガシーである農を次の世代に継承し、みどりとふれあう場の基盤形成を図ります。



生産緑地地区



区民農園（赤塚地区）



開設した農業園（赤塚植物園内）

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）
調整中		調整中		
(5)公園内における農業スペースの整備				
調整中		調整中		
高島平緑地（高島平九丁目地区）の再整備【新規】		調整中		
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

	調整中
--	-----

実施方針2 農のみどりの保全と活用

施策05 農業の保全と継承

農地と農業を守る、魅力ある都市農業を展開する

- 農地やそこで生産された農産物を通じた、農とふれあう機会や農業に従事する人材の育成に取り組むことで、区内における農業の魅力を広く啓発し、継続的な都市農業の発展を実現します。



ジャガイモ掘り体験の様子



農業まつりのシンボル・野菜宝船



ふれあい農園会給食

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)公園内における農業スペースの整備(再掲)				
調整中		調整中		
高島平緑地(高島平九丁目地区)の再整備【新規】		調整中		
(2)区民農園の運営・開設(再掲)		調整中		
(3)農業体験農園の運営、農のイベントの実施、板橋ふれあい農園会の活動		調整中		
調整中		調整中		
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

	調整中
--	-----

施策06 未来へつなげる農作物の活用

農地と農業を守る、魅力ある都市農業を展開する

- 農家の用地取得や直売所の開設費助成により区内産野菜の地産地消を増やし、農業への理解を促すことで、区の農への愛着を高めます。



農産物直売所の例（JA 東京みどり国立地区）

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中		調整中		
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

実施方針3 湧水の保全とおいしいのある水辺空間の創出

施策07 湧水の保全

うるおいの源である崖線の湧水を守る

- 湧水の保全が必要なエリアである「湧水保全地域」の指定を維持し、区内の健全な水循環を維持するとともに、雨水浸透施設の積極的な設置促進などにより湧水涵養の取組を進めます。
- また、湧水を起点としたガイドツアーを開催することにより、水循環の保全の重要性を啓発することで、区民の湧水をはじめとしたみどりの保全意識を高め、着実な湧水の保全を図ります。
- なお、「施策01 樹林地の保全と継承」「施策04 農地の保全と継承」により、地下水を涵養する機能を持つ樹林地・農地を保全し、水循環の健全化と安定的な水資源の確保を図ります。



資料：いたばしの河川 昭和61年度 板橋区教育委員会、
湧水マップ 平成25年度 東京都環境局



不動の滝（赤塚8丁目）

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1) 湧水保全地域の指定維持		調整中		
(2) 雨水涵養の取組				
(3) 湧水の活用促進				
(4) 樹林地・農地の保全推進における水源涵養機能の維持				
		調整中		

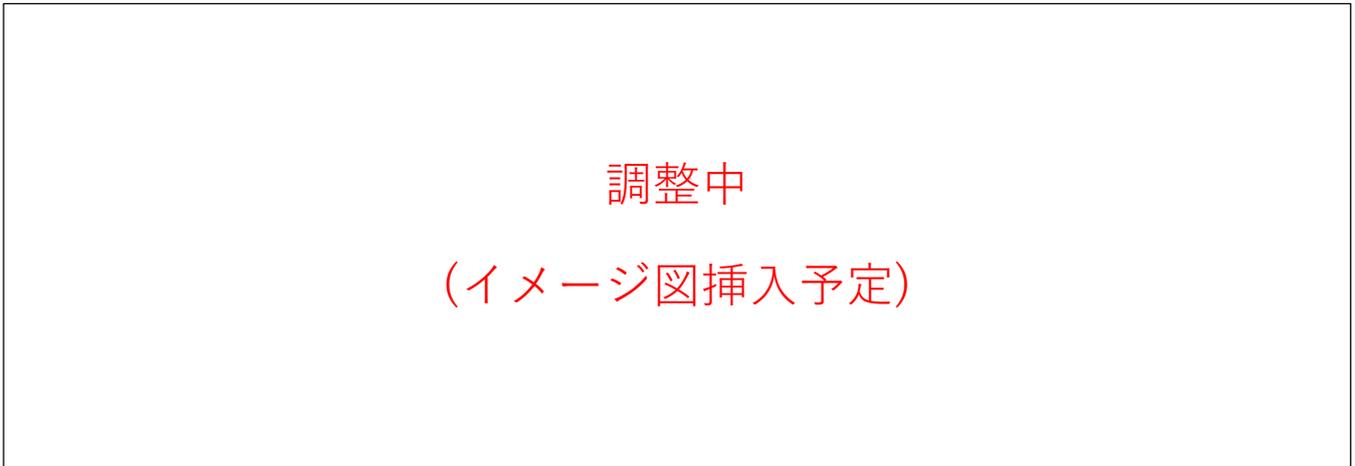
◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策08 親しめる水辺づくり

親しめる水辺空間を創出する

- 水辺や親水公園をはじめとした親水スポットの魅力向上に取り組み、水辺空間がより活用され、区民に親しまれるような空間を創出します。
- これにより、みどりと関わりを持つきっかけとなる機会を持たせることで、みどりの「質の向上」につなげるとともに、みどりととの関係創出に取り組みます。
- また、みどりの活動を通して、みどりへの愛着をはぐくむことで、みどりを守る意識を醸成させ、「みどりの保全」につなげます。



◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

実施方針4 生物多様性の向上による生態系の保全と再生

施策09 自然環境実態調査の実施

生物多様性を守る、みどりとの共生関係の基盤を築く

- 自然環境実態調査を通して、みどりの環境施策の効果測定を行い、みどりの保全と継承にかかわる施策の評価・課題の抽出・改善を行います。
- これにより、適切な評価にもとづく施策の実施に取り組むとともに、区内のみどりの評価を見える化することによる、みどりの魅力や価値を広め、みどりの保全への意識啓発を図ります。

調整中
(関連資料挿入予定)

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)河川生物調査		調整中		
(2)湧水保全地域における湧水量調査				
(3)河川・地下水水質調査				
調整中				
(5)緑地・樹木の実態調査				
		調整中		

基本方針Ⅱ まちがつながる

実施方針5 都市の拠点となるみどりの創出

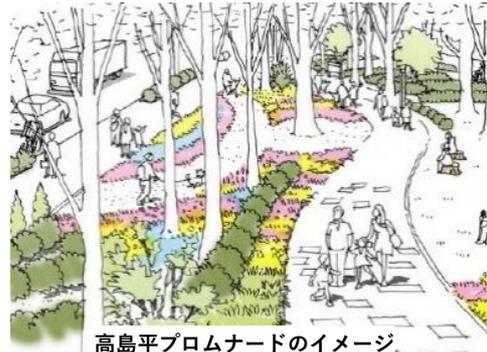
施策11 まちづくりによるみどりの創出

魅力的で快適なみどりの拠点を創出する、愛着をはぐくみつなぐまちを実現する

- まちづくり事業における、拠点となる緑地整備を通して、区内の新たな緑の創出を図ります。
- これにより、日常的にみどりとつながる環境を創出し、地域のにぎわいを生み出すとともに、みどりを通じて地域への愛着が向上し、区民満足度を高めます。



上板橋駅南口のイメージパース



高島平プロムナードのイメージ

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)まちづくり事業の公民連携によるみどりの空間整備				
大山町ピッコロ・スクエア周辺地区市街地再開発事業【新規】		調整中		
上板橋駅南口駅前東地区市街地再開発事業【新規】				
板橋駅周辺事業(板橋口地区再開発)【新規】				
板橋駅周辺事業(西口地区再開発)【新規】				
板橋駅周辺事業(駅前広場再整備)【新規】				
(2)高島平プロムナードの整備【新規】				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策12 公園改修・拡張による区内外のみんなが集う空間の創出

魅力的で快適なみどりの拠点を創出する、愛着をはぐくみつなぐまちを実現する

- 公民が連携した整備・運営を行う「板橋公園」や、近代化・産業遺産を活用した都内初となる「史跡公園」の整備など、まちの人の流れをかえる拠点として、公園の再整備を進めます。
- 新たな公園・緑地の設置や既存公園・緑地の拡幅などによるみどりの創出とみどりの質の向上をめざします。
- 日常的にみどりとつながる環境を創出し、地域のにぎわいを生み出すとともに、みどりによる地域への愛着を向上させ、区民満足度を高めます。



◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)板橋公園(交通公園)の再整備【新規】	調整中	調整中	調整中	調整中
(2)板橋区史跡公園(仮称)の設計・整備				
調整中				
(4)高島平緑地(高島平九丁目地区)の再整備(再掲)【新規】				
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

実施方針6 拠点間を結ぶみどりの創出

施策13 みどりの回遊性の創出

魅力的な拠点を結ぶみどりの道を創出する

- まちづくり事業など、公民連携によるみどりの創出により、回遊性の創出を図ります。
- また、みどりの維持管理の質を向上させるため、街路樹のほか公園緑道の樹木点検や診断により、適切な維持管理に向け取り組み、みどりの質を高めます。
- このことより、みどりと親しめる基盤の構築を図ります。



手入れの行き届いた街路樹

実施方針6 拠点間を結ぶみどりの創出

施策14 歩きたくなるまちに向けた魅力発信

歩きたくなるまちを実現する

- 区の強みである「みどり」の魅力を発信することで、自然にみどりとつながりたいと思える機会を創出し、日常生活のなかにみどりを取り入れるきっかけづくりと、その継続を図ります。
- これにより、生活を豊かにするとともに、地域の活性化や区民満足度の向上を図ります。



X (旧 twitter) によるみどりの情報発信



観光いたばしガイドマップの表紙

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)メディアを活用した情報発信		調整中		
(2)ガイドマップによる情報発信				
		調整中		

施策15 街並みの緑化推進

公民連携によるまちなかのみどりを創出する、居心地のよいまちを実現する

- 民有地の内、緑化指導をはじめとした緑化の推進により、新たな緑を創出すると共に、道路部分に面したみどりの配置により、まちなかで感じられるみどりを増やすことで、日常生活の中でのみどりとのかかわりとにぎわいを創出し、区民満足度を向上させます。



接道部緑化イメージ



集合住宅の緑化事例



緑のカーテン

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中				
(3)緑化指導による緑化の推進				
(4)緑のカーテンの普及・啓発				
		調整中		

実施方針7 まちなかに広げるみどりの創出

施策16 公園の新設・改修による地域のみんなが集う空間の創出

公民連携によるまちなかのみどりを創出する、居心地のよいまちを実現する

- 地域住民にとって身近な公園・緑地について、地域の実情やニーズ、利用者の視点に立ったユニバーサルデザインを捉えた、計画的な新設・改修整備を進めます。
- 改修に伴い、樹冠拡大を見越した植栽の植替えや、裸地の芝生化など、みどりの創出・拡大に取り組めます。
- これにより、地域の誰もが使いやすい安心・安全で快適な公園・緑地とすることで、地域への愛着を向上させ区民満足度を高めるとともに、公園率、緑被率の向上をめざします。



大門東の森公園

調整中
(イメージ図挿入予定)

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策17 公園施設の改修

公民連携によるまちなかのみどりを創出する、居心地のよいまちを実現する

- 地域の実情やニーズ、利用者の視点に立ったユニバーサルデザインのほか、老朽度やトイレの配置状況、施設の利用状況などを捉えた「トイレの配置計画」、「遊具の長寿命化計画」に基づく計画的な公園施設の改修により、コスト抑制に務めるとともに、誰もが安心・安全で快適に利用できる居心地の良い空間整備とする。誰もが訪れたいくなるみどりの環境を創出します。
- これにより、日常生活の中でみどりとかかわる機会を創出し、みどりの機能が十分に発揮された、みどりとの関係創出による区民満足度の向上をめざします。



だれでもトイレ



全面改修に伴う遊具改修

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)公園トイレの改修整備		調整中		
(2)公園遊具の改修整備				
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

実施方針7 まちなかに広げるみどりの創出

施策18 学校のみどりの保全と活用

公民連携によるまちなかのみどりを創出する、居心地のよいまちを実現する

- 緑のカーテンをはじめとした学校のみどりを通じて、学校施設に人と自然とが触れ合う空間を創出し、環境に対する子どもたちの豊かな感受性をはぐくみます。



板橋第二小学校のビオトープ

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)緑のカーテンの普及・啓発(再掲)				
調整中		調整中		
調整中				

施策19 森林環境譲与税の活用推進

持続可能で安心・安全なまちをみどりで創出する

- みどりの質の向上のため森林環境譲与税の活用を推進することによる、グリーンインフラの機能を最大限に発揮させます。
- このことを通して、みどりとの共生関係の基盤構築と、みどりへの意識向上を図り、みどりによる豊かな暮らしの実現で区民満足度を向上させます。



◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
		調整中		
		調整中		

実施方針8 暮らしを支える安心・安全の創出

施策20 安心・安全なまちへ向けたみどりの活用

持続可能で安心・安全なまちをみどりで創出する

- 樹林地・農地の保全、新たな公園・緑地の整備などによる、ゼロカーボン、集中豪雨などの自然災害への対応のほか、誰もが訪れたいくなるみどりと触れ合える環境とするために、犯罪の抑止効果となるパトロールや防犯カメラの設置をはじめとした、防犯への取組などを進めることで、みどりの機能を向上・発揮させ、みどりを通した安心・安全で快適なまちの実現をめざします。



緑を生かした雨水の流出抑制のイメージ

(さいたま市緑の基本計画より抜粋)

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)樹林地・農地・みどりの施設における水源涵養機能の創出・維持(再掲)				
(2)街路樹診断による質の向上(再掲)				
調整中				
(4)街路樹の維持管理におけるSNS通報システムの運用【新規】				
(5)防犯への取組				

調整中

調整中

◆ パークマネジメントに寄与する事業

--	--	--	--	--

調整中

基本方針Ⅲ ひとつにつながる

実施方針9 みどりをみんなで使いこなす

施策 21 柔軟なルールの検討

みどりの空間をより柔軟に活用する、みどりの魅力を引き出す

- これまでの公園の画一的な管理・運営を見直し、地域のニーズや実態に応じたルール策定や運用を行い、公園における「みんなのやりたいを叶える」ことで、公園運営への利用者の意識を高めるとともに、公園の魅力と価値を高め、みどりの区民満足度を向上させます。



板橋オリめイベント（板橋区平和公園）



区内でボール遊び可能な場所案内図

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

実施方針9 みどりをみんなで使いこなす

施策22 みんなのやりたいを実現させる仕組みづくり

みどりの空間をより柔軟に活用する、みどりの魅力を引き出す

- 公園において、これまで行ってきた町会イベントの受入を継続するとともに、区民や事業者が企画するイベント活動について、受入体制の仕組みを構築し、自主的な活動を支援することで、みどりの空間利用の活性化を図り、地域のみどりへの愛着を深め、みどりの区民満足度を向上させます。



イベント例（東板橋公園）

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）
調整中				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策 23 みどりとふれあう機会づくり

「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出する

- 子どもから高齢者までを対象とした、みどりにかかわるイベントを年間を通じて実施することにより、継続的にみどりとつながる「知る・気づく（ふれあう）」機会の創出を図ります。
- また、SNS等を用いた継続的かつ積極的な情報発信（施策 28）により、更なるイベントへの集客を行い、みどりととの関係創出及びその継続を図ります。
- これにより、みどりに関わる関係人口を増加させ、板橋区全体でみどりに関わる満足度を高めるとともに、みどりへの意識を高めることで、みどりの保全と創出への機運醸成につなげます。

◆ 第 1 期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)
(1)グリーンフェスタの開催				
(2)緑のガイドツアーの開催				
調整中				
(4)みどりを楽しむ機運の醸成				
(5)ZOOパークフェスタの開催				
(6)農業まつりの開催				
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

実施方針 10 みどりと関わるライフスタイルの創出と醸成

施策 24 みどりを学ぶ機会づくり

「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出する

- 子どもから高齢者までを対象としたイベント参加者や、みどりに興味のある方の次の「学ぶ（知識・技術を得る）」ステップとして、みどりへの理解を深める講習会や展示会の開催などを行います。
- みどりを学ぶ機会の創出を図り、区民が自らみどりについて学ぶ意識の向上を後押しすることで、みどりが生活のなかでより身近で、欠かせない存在となるみどりとの関係醸成を図り、みどりの保全と創出への機運醸成につなげます。

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)
調整中		調整中		
(2)赤塚植物園の緑の講習会・展示会・農業体験の開催				
(3)環境教育・環境学習のイベント・講座等の開催				
調整中				
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策 25 みどりと活動する機会づくり

「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出する

- みどりと関わるきっかけや学びの、次のステップである、みどりに対して「行動する(活動する)」機会として、農作物や花づくり、緑地管理の場、動物の世話や接客の場の提供、ボランティアとの各種イベントの共同開催などの行動機会の場を創出します。
- 自らがみどりを通した課題解決に対して働きかける意識を向上させ、区民のみどりへの愛着をより強固なものにすることで、みどりの保全と創出への機運醸成につなげます。
- この活動を通して、子どもをはじめとした居場所づくりを進めます。



山中児童遊園の花づくりボランティア活動



四ツ又公園の花づくりボランティア活動



板橋区の森の枝打ち作業



赤塚新町公園の刈り込みボランティア



東板橋公園の子ども動物クラブで作成した地域マップ

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)区民農園の開設(再掲)				
(2)緑化推進機材の貸出し				
(3)花づくりボランティア活動				
(4)地域がつくる公園制度による美化活動				
(5)板橋区の森維持管理(再掲)				
(6)公園刈り込みボランティアによる緑の手入れ				
(7)こども動物クラブ(本園)				
(8)赤塚植物園版こども動物クラブ				
(9)農業体験農園の運営、農のイベントの実施、板橋ふれあい農園会の活動におけるボランティアとの連携				
(10)区の花ニリンソウの保全とPRにおけるボランティアとの連携				
調整中				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策 26 みどりで連携する機会づくり

「ふれあう機会」「学ぶ機会」「活動する機会」「連携する機会」を創出する

- 協働活動の課題である活動者の高齢化や固定化、孤立した活動、活動意欲の低下に対して、「伝えて仲間を増やす（連携する）」ステップとして、活動主体や団体への情報発信支援や講習会などを実施します。
- 新たな活動者の参入や、さまざまな活動主体や団体などの交流・連携、これによる活動意欲の向上を図り、持続可能な協働活動を実現し、みどりと人との共生関係を構築します。



X (旧 twitter) による花づくりボランティアの活動紹介

板橋区 SDGs プラットフォームポータルサイト

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
(1)会報誌の発行による情報発信				
(2)SNSを活用した活動者の情報発信支援				
(3)SDGsプラットフォームによる情報発信				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

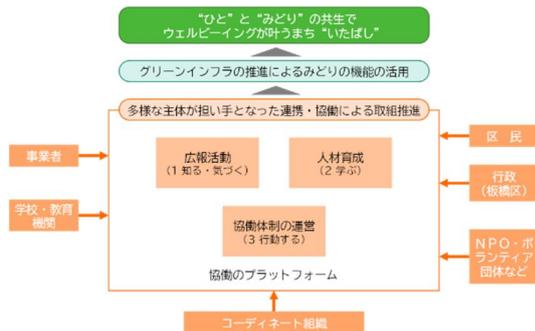
--	--	--	--	--

実施方針 11 新たな担い手の創出

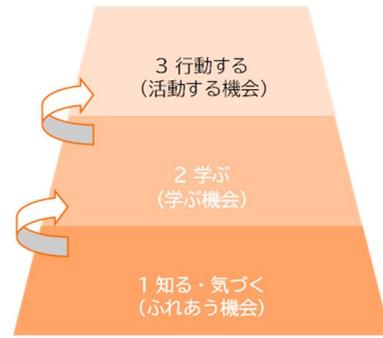
施策 27 みどりと人をつなぐ仕組みづくり

“ひと”と“ひと”のつながりでみどりへの取組の推進と新たな価値を創出する

- 樹林や農地、河川、まちなかのみどりなど、さまざまなみどりの空間における「知る・気づく（ふれあう）」「学ぶ（知識・技術を得る）」「行動する（活動する）」「伝えて仲間を増やす（連携する）」を循環させる仕組みを構築します。
- 地域と民間などの活力を活かしたみどりと人のつながりを永続的な活動とすることで、みどりととの関係創出・関係醸成をみんなでつなげていき、みどりと人の共生関係を築きます。



みどりと人をつなぐコーディネーター組織のイメージ



協働の実現に必要なステップ

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中				
調整中				

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中				
-----	--	--	--	--

横断的施策：DXによるみどりの機能の発揮

横断的施策 DXによるみどりの機能の発揮

施策 28 デジタルツールの活用

DXの推進により“ひと”と“みどり”をつなぐ

- みどり施設（街路樹など）の異常を区の点検・巡視以外の区民や施設利用者からのSNS通報により把握することで、施設の監視体制及び維持管理を充実させるとともに、区民・公園利用者のみどりへの意識と協働意識の向上及び安心・安全で快適なみどり施設の維持管理を通じた、みどりの区民満足度を向上させます。



板橋区 LINE 公式アカウントによる誰でも通報可能な区道の通報システム

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中		調整中		
(5)街路樹の維持管理 におけるSNS 通報システムの 運用(再掲) 【新規】		調整中		
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

調整中

施策 29 EBPM（根拠に基づく政策立案）の実施

DXの推進により“ひと”と“みどり”をつなぐ

- 公園・緑地の施設改修について、地域のニーズや利用実態、地域住民の年齢構成、地域課題・特色などに基づいた改修計画・方針による整備を実施することにより、効率的かつ透明性のあるみどり空間の整備を図ります。
- これにより、的確な動向を捉えた公園整備を実施し、区民のみどりの満足度を向上させます。



だれでもトイレ



全面改修に伴う遊具改修

◆ 第1期実施計画で実施する事業と年度別実施内容

事業	評価指標	年度別実施内容		
		令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)
調整中		調整中		
		調整中		

◆ パークマネジメントに寄与する事業

	調整中
--	-----

第7章



プランの推進と進行管理

- 1 全体的な進め方
- 2 計画別の進め方

第7章の概要

全体的な進め方

- プランの進行管理にあたり、PDCA サイクルで管理することを示しています。

計画別の進め方

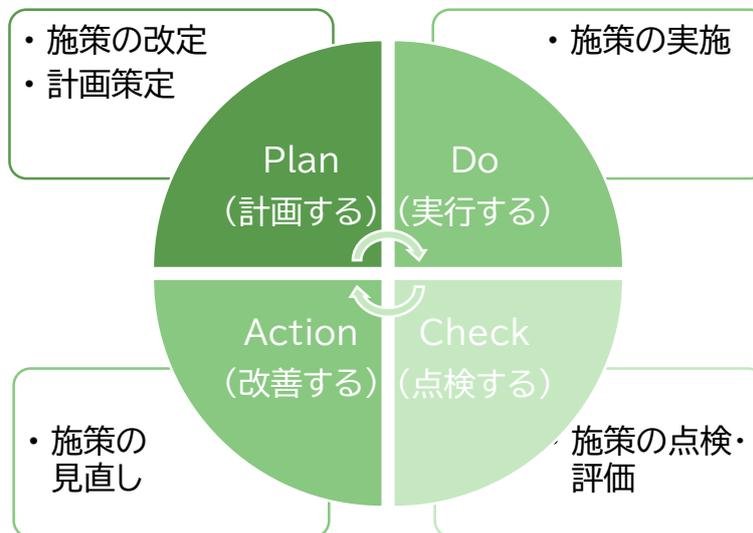
- 第4章から第6章までの3つの計画（グリーンプラン2035、パークマネジメント、第1期実施計画）それぞれについて、PDCA サイクルを回す期間など計画別の進行管理の進め方を示します。

1 全体的な進め方

いたばしグリーンプラン 2035 の実効性を確保し、社会状況の変化や区民ニーズに柔軟に対応しながら、将来像「“ひと”と“みどり”の共生でウェルビーイングが叶うまち “いたばし”」の実現をめざすためには、実効性のある推進体制と適切な進行管理が不可欠です。

(1) PDCAマネジメントサイクルの実施

本計画に基づく施策の推進にあたっては、計画－実行－点検・評価－改善のPDCAマネジメントサイクルを実施し、継続的な改善を図ります。各施策の進捗状況を定期的に把握し、目標達成に向けた課題や改善点を明らかにします。



(2) 「板橋区緑と公園の推進会議」による点検・評価

本計画の進捗状況を点検・評価する機関として、学識経験者並びにみどりの協働活動を行っている区民等で構成される「板橋区緑と公園の推進会議」を位置づけます。同会議は、本計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、計画の推進方策や、みどりに関する施策や課題についての提案及び助言を行います。これにより、専門的な見地や区民の視点からの評価・助言を今後の施策展開に反映させます。

2

計画別の進め方

(1) いたばしグリーンプラン 2035、いたばしパークマネジメントの進行管理

いたばしグリーンプラン 2035、いたばしパークマネジメントは、実施計画に基づいて実施します。実施計画が終了を迎える年度において、実施状況を評価するとともに、次期実施計画の策定において、区内外の社会状況の変化や、各施策や事業の実施状況に応じて、実施方針や施策に対する見直しが必要となった場合において、グリーンプラン 2035 やいたばしパークマネジメント自体の中間見直しを行います。

(2) 実施計画の進行管理

区内外の社会状況の変化や、各施策や事業の実施状況に応じて、この後の事業計画に変更が生じる場合は、実施計画の一部見直しや調整を行います。第1期実施計画が終了する令和10（2028）年度に、第1期実施計画の総括を行うとともに、次の第2期実施計画を作成します。

◆計画別のPDCAサイクルのイメージ



第8章



資料編

- 1 板橋区のみどりの現況
- 2 みどりに関する区民意識
- 3 みどりに関する子どもの意識

資料編 目次

1	板橋区のみどりの現況	資-3
	(1) 植生被覆率・緑被率・みどり率の変化	資-3
	(2) 緑被率の推移と緑被分布	資-4
2	みどりに関する区民意識	資-5
	(1) 緑に関する区民アンケート概要	資-5
	(2) アンケート結果（抜粋）	資-6
3	みどりに関する子どもの意識.....	資-11
	(1) 子どもアンケートの調査概要の概要	資-11
	(2) アンケート結果（抜粋）	資-12

1 板橋区のみどりの現況

(1) 植生被覆率・緑被率・みどり率の変化

- 令和元年度と令和6年度の調査時における各指標の数値は以下のようになっています。
- 調査時点における緑被率は、23区の中で上位から概ね9番目の調査値となっています（区によって調査年次が異なるため、正確な比較ではありません）。

表 植生被覆率・緑被率・みどり率

指標区分	令和元年	令和6年	増減	精度	対象とする緑地
植生被覆率	18.1%	18.6%	0.5%	0.01 m ²	植生に被われた区域
緑被率	19.4%	18.8%	▲0.6%	1 m ²	(樹木被覆地+草地+農地+屋上緑化)区域
樹木被覆地率	13.6%	12.9%	▲0.7%	1 m ²	樹木に被われた区域
草地率	4.9%	5.1%	0.2%	1 m ²	草本類で被われた区域
農地率	0.6%	0.5%	▲0.1%	1 m ²	農地(樹木畑・果樹園含む)
屋上緑化率	0.3%	0.3%	0.0%	1 m ²	屋上(人工地盤上)緑化地
みどり率	23.4%	22.8%	▲0.5%	1 m ²	(公園の全区域+緑被地※+水面※)区域 ※公園区域に含まれないもの

小数第2位で四捨五入しているため、増減値が合わない場合がある。

※緑被地減少の内訳

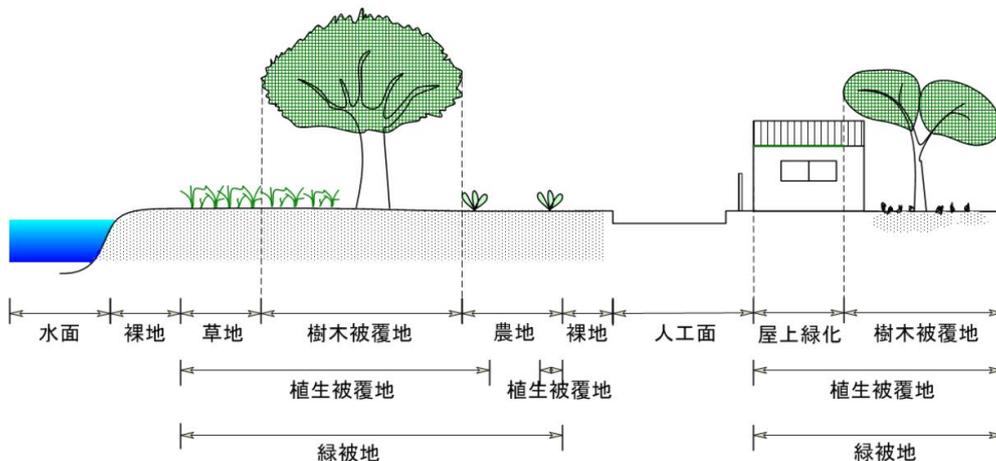
- ・公園運動場等：▲7.45ha（都立・区立公園等の樹木の剪定等による）
- ・独立住宅：▲5.88ha（屋敷林等の消失による）
- ・農業用地：▲3.36ha（畑、樹園地等の消失による）

出典：板橋区緑地・樹木の実態調査（XI）令和6年度

図 植生被覆地・緑被地の模式図

■植生被覆率と緑被率の増減について

植生被覆率は航空写真から植生を画像処理により当初抽出されたものでノイズを含み、緑被率は植生被覆率を基に、更に目視判読により区分したものであるため、各増減の傾向が異なる場合がある。



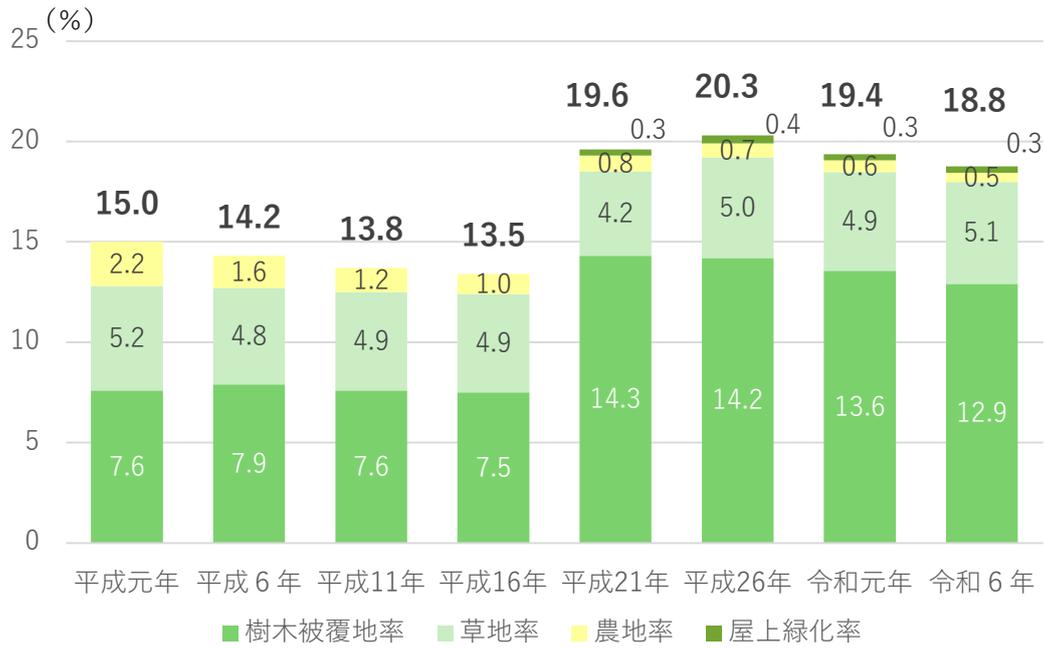
※緑被地=樹木被覆地+草地+農地+屋上緑化

※植生被覆地=植生指数が一定以上を示している植生(緑)に覆われている箇所

※人工面=緑被地、裸地、水面以外の箇所

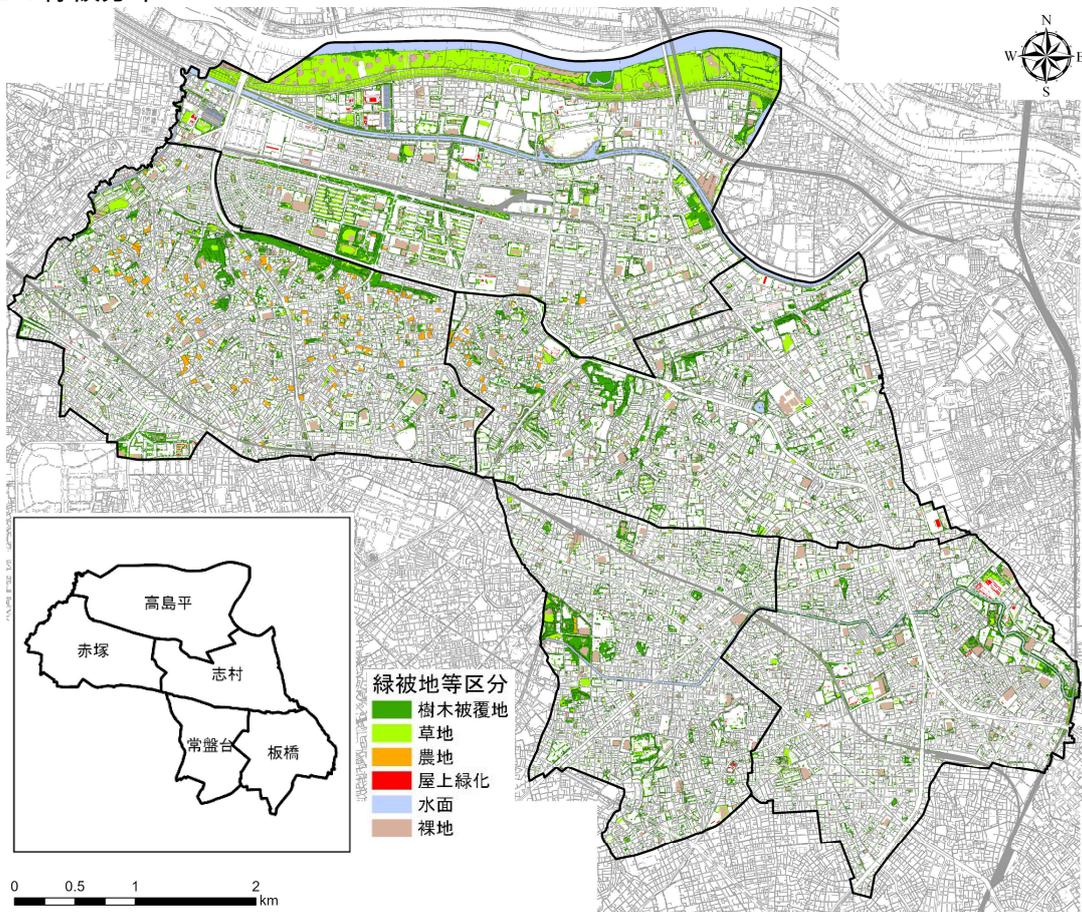
(2) 緑被率の推移と緑被分布

図 板橋区の緑被率の推移



※図中の平成元年から平成16年までは精度100㎡、平成21年以降は精度1㎡の緑被率の値

図 板橋区の緑被分布



この地図は、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)(MMT利許第06-119号)

出典：板橋区緑地・樹木の実態調査(XI)令和6年度

2 みどりに関する区民意識

(1) 緑に関する区民アンケート概要

- 緑の基本計画改定に向け、区民の緑に関する意識を調査し、計画に反映するため、15歳以上の一般区民に対して（無作為に3,000名を抽出）アンケートを行いました。
- アンケートは全28問で構成されており、問1～問12が「緑の基本計画」に関する調査、問13～問23までが「パークマネジメント」に関する調査となっています。また問24～28までは回答者についての質問となっています。
- アンケートの概要と緑の基本計画に関するアンケート結果は以下の通りです。

表 区民アンケートの調査概要

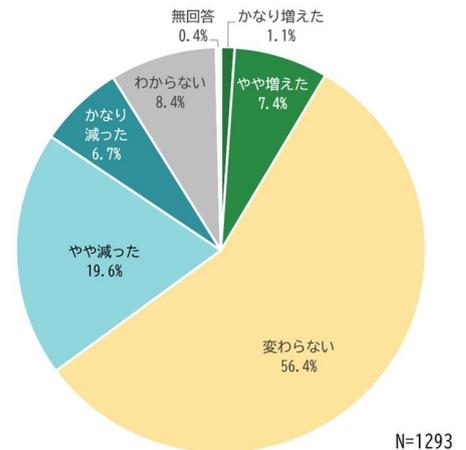
調査期間	令和6年11月1日～11月15日
調査対象者	15歳以上の板橋区民 及び 板橋区ホームページ閲覧者
配布地域	板橋区内全域
配布回収方法	郵送配布、自記入郵送回収もしくは Webアンケートフォームへの記入
配布数	3,000通（15歳以上の板橋区民を対象とした無作為抽出）
回収数	総合計1,293通回収 内訳：紙面回答による郵送回収923通 Web回答346通 板橋区ホームページ経由による回答24通
回収率	42.3%（板橋区ホームページ経由による回答を除いた回収率）

(2) アンケート結果（抜粋）

1) 緑の量や質について

- 最近5年間で、お住まいのまわりのみどりの量は、どのように変わりましたか。

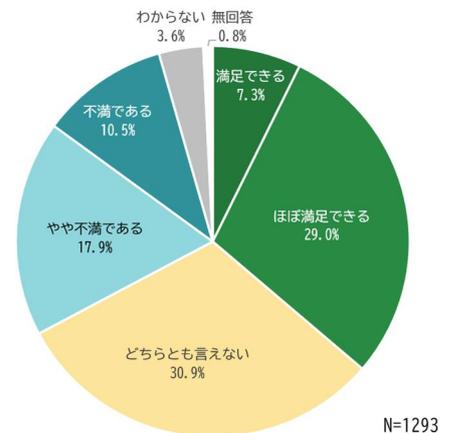
「変わらない」が56%を占め最も多く、「やや減った」「かなり減った」をあわせて26%、「かなり増えた」「やや増えた」をあわせて9%でした。



- お住まいのまわりのみどりは、「地域の魅力を高める」という点からみて、満足できますか。

「満足できる・ほぼ満足できる」が36%、「やや不満である・不満である」が27%、どちらとも言えないが31%と、ほぼ均衡した結果でした。

グリーンプラン2025の目標値であるみどりの満足度40%に対して、「満足できる」と「ほぼ満足できる」で合わせて36.3%となっており、目標値に届いていません。

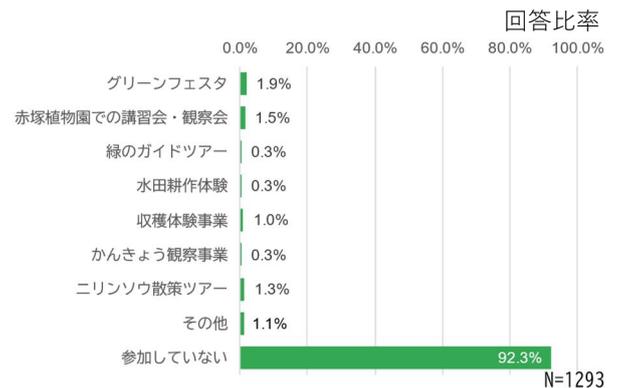


2) 区の実施している取組についての関わりについて

- 5年間の中で、みどりに関わるイベントに参加したことがありますか。（あてはまるもの全てを選択）

参加した人の中では、多い方から順にグリーンフェスタ、赤塚植物園での講習会・観察会、ニリンソウ散策ツアーとなっています。

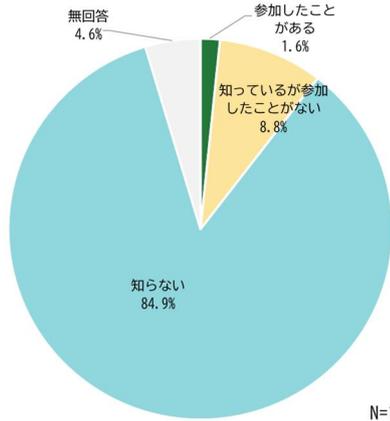
「参加していない」が92%となっています。



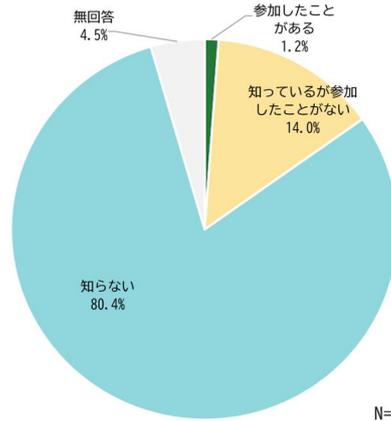
- 公園等を区民と協働して管理する取組についてご存知ですか。

- 地域がつくる公園制度を知っている人は全体の10%となっています。
- 花づくりグループを知っている人は全体の15%となっています。
- 公園刈り込みボランティアを知っている人は全体の11%となっています。
- 板橋森林ボランティアを知っている人は全体の7%となっています。

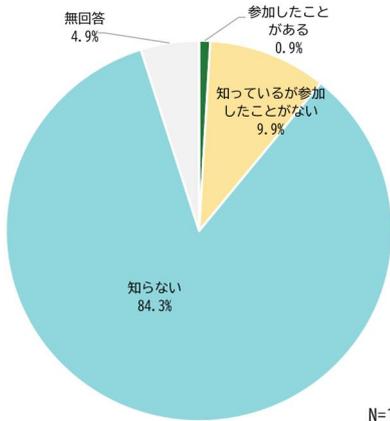
地域がつくる公園制度の認知度



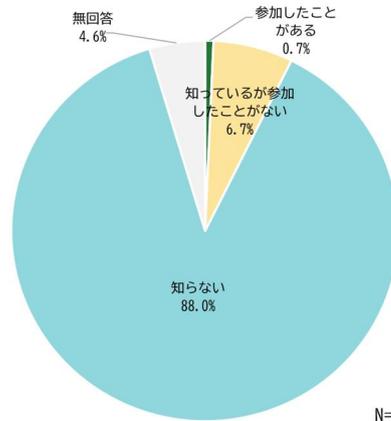
花づくりグループの認知度



公園刈り込みボランティアの認知度



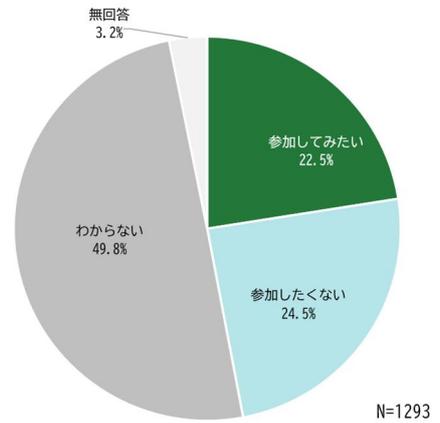
板橋森林ボランティアの認知度



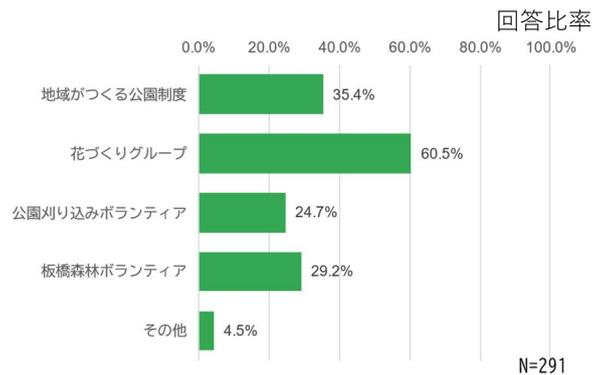
■ みどりや公園に関する協働活動に参加してみたいと思いますか？

「参加してみたい」が23%、「参加したくない」が25%となっており、「参加してみたい」が「参加したくない」を2ポイント下回っています。

「参加してみたい人」の中では、花づくりグループに参加してみたい人が61%と最も多く、地域がつくる公園制度が35%、森林ボランティアが29%、公園刈り込みボランティアが25%となっています。



参加してみたい協働活動

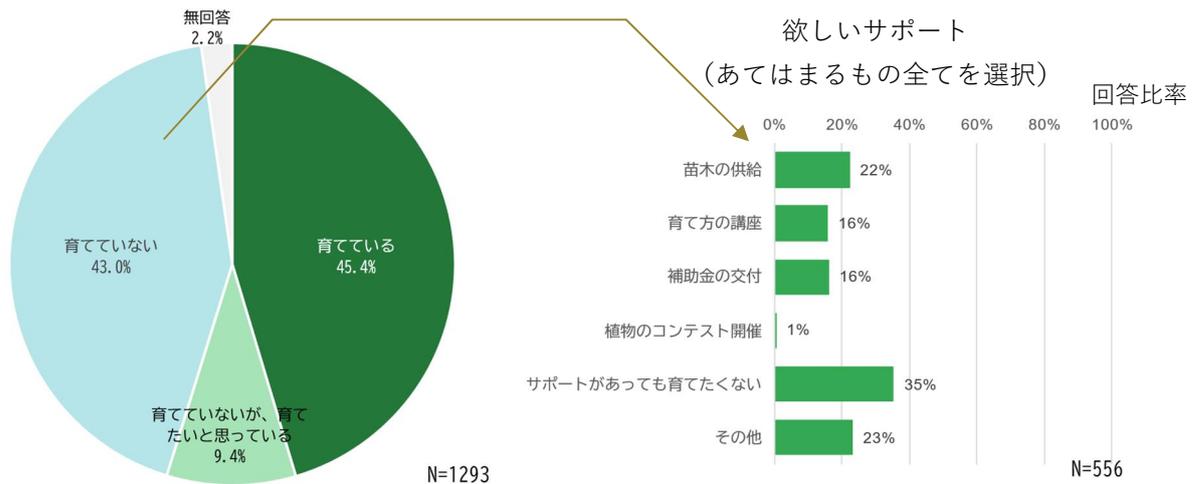


3) 区民の緑化の取組について

- ご自宅でみどり（芝生、畑等も含む）を育てていますか？
どのようなサポートがあったら育てたいと思いますか？

「育てている」「育てていないが、育てたいと思っている」併せて 55%となっており、「育てていない」人の 43%を上回っています。

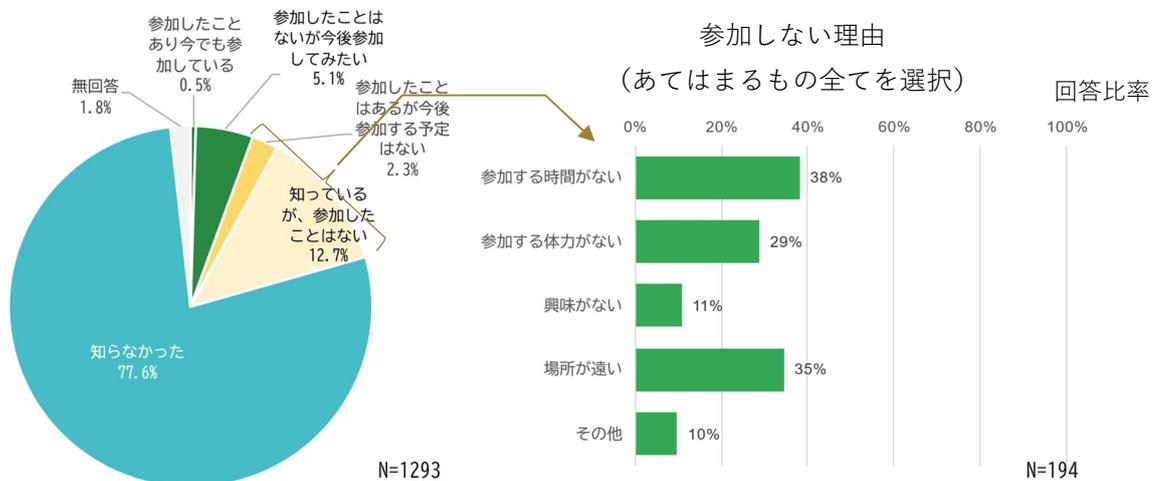
「育てていない」人の中では、育てたくない人は 35%となっています。欲しいサポートとしては、苗木の供給が 22%、育て方の講座、補助金の交付がそれぞれ 16%となっています。



- 講習会や観察会、緑化相談に参加したことはありますか？

「参加したことがあり今でも参加している」「参加したことはないが今後参加してみたい」併せて 5.6%となっています。

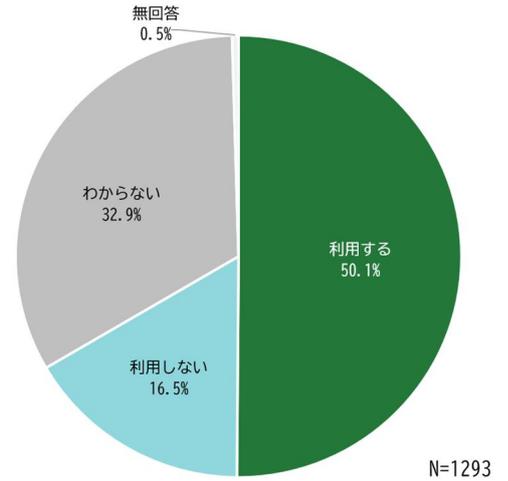
「参加したことはあるが今後参加する予定はない」「知っているが、参加したことはない」は合わせて 15.0%となっています。今後参加しない、参加したことがない理由としては、参加する時間がないが 38%、場所が遠いが 35%、参加する体力がないが 29%となっています。



4) パークマネジメントについて

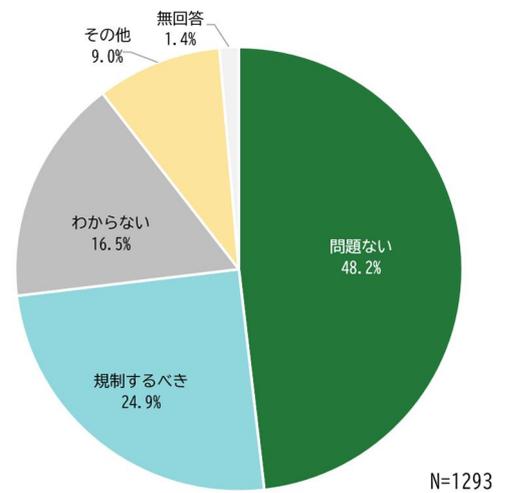
■ 公園にキッチンカーが来たら利用しますか？

「利用する」が50%、「利用しない」が17%となっています。利用しない理由としては、「周辺の売店等で十分」が57%、「金額が高い」が30%となっています。



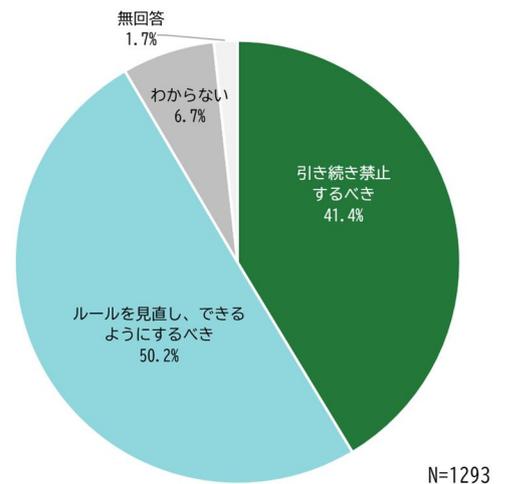
■ 公園で、特定の事業者が営利目的の活動（物品販売等）をすることについて、どのように思いますか？

「問題ない」が48%、「規制するべき」が25%となっています。



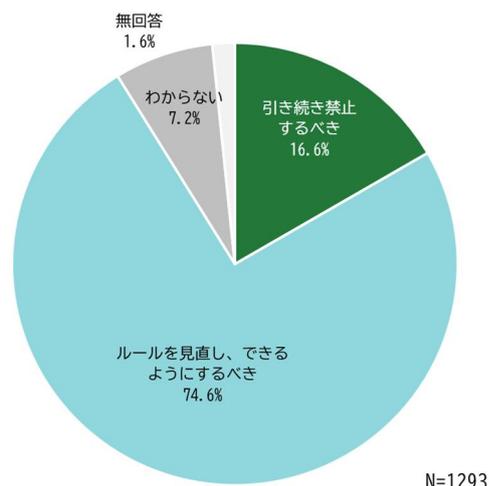
■ 公園内で「花火」をできるようにすることについて、どのように考えますか？

「引き続き禁止するべき」が41%、「ルールを見直し、できるようにするべき」が50%となっています。



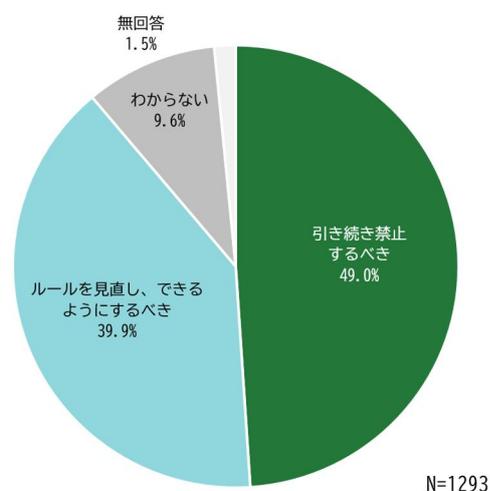
- 公園内で「ボール遊び」をできるようにすることについて、どのように考えますか？

「引き続き禁止するべき」が17%、「ルールを見直し、できるようにするべき」が75%となっています。



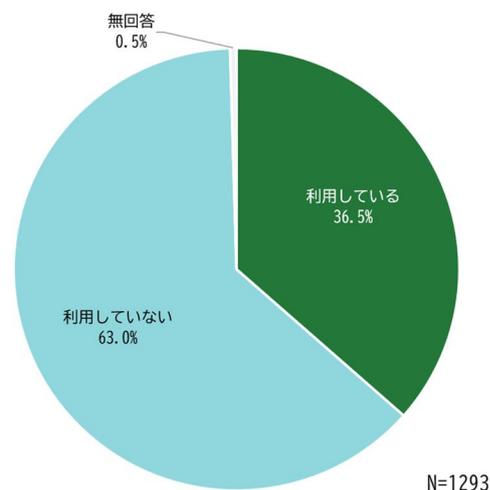
- 公園内で「自転車の乗入れ」をできるようにすることについて、どのように考えますか？

「引き続き禁止するべき」が49%、「ルールを見直し、できるようにするべき」が40%となっています。



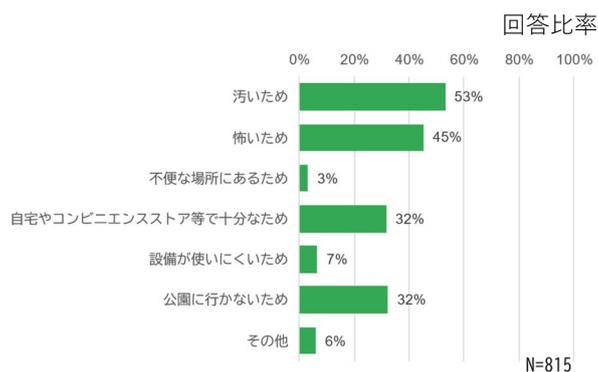
- 公園のトイレは利用していますか？

「利用している」が37%、「利用していない」が63%となっています。



- 公園のトイレを利用していない理由を教えてください。(あてはまるもの全てを選択)

「汚いため」が53%、「怖いため」が45%、「自宅やコンビニエンスストア等で十分なため」、「公園に行かないため」がそれぞれ32%となっています。



3 みどりに関する子どもの意識

(1) 緑に関する子どもアンケート概要

- 緑の基本計画改定に向け、将来の板橋区を担う子どもたちの緑に関する意識を調査し、計画に反映するため、区の祭事に参加した子どもたちにアンケートを行いました。
- アンケートは全9問で構成されており、問1～問2が「みどり」に関する調査、問3～問8が「公園」に関する調査となっています。また問9は回答者についての質問となっています。
- アンケートの概要と子どもアンケート結果は以下の通りです。

表 子ども向けアンケート調査の概要

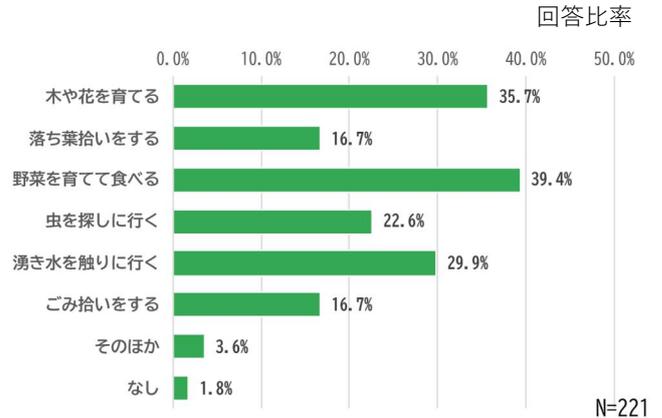
調査期間	令和6年10月19日・20日（板橋区民まつり） 11月9日・10日（板橋農業まつり）	
調査対象者	区内在住の幼稚園児～中学3年生	
調査方法	調査員による聞き取り調査	
回収数	総合計 221 通回収	
	実施祭事、実施日	回収数
	板橋区民まつり（10月19日（土））	59 票
	板橋区民まつり（10月20日（日））	52 票
	板橋農業まつり（11月9日（土））	54 票
	板橋農業まつり（11月10日（日））	56 票
	合計	221 票

(2) アンケート結果（抜粋）

1) みんなと一緒にやってみたいこと

- みどりと接する取組として、あなたがみんなと一緒にやってみたいことは何ですか？（あてはまるもの全てを選択）

「野菜を育てて食べる」ことや、「木や花を育てる」ことが全体の40%近くに上っています。

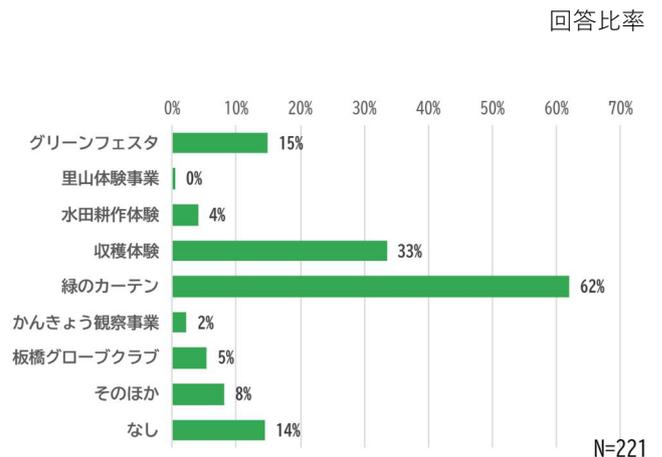


2) 区の実践の認知度

- みどりと接する板橋区の実践について、知っているものはありますか？（あてはまるもの全てを選択）

「緑のカーテン」は62%の子どもが知っています。学校で行っていることから、認知度が高いものと考えます。次いで「収穫体験」が33%、「グリーンフェスタ」が15%と続いています。体験したことのある実践で認知度がある一方、体験したことのない実践の認知度が低い傾向があります。

知っているものがなかった子どもも14%（32人）存在しました。



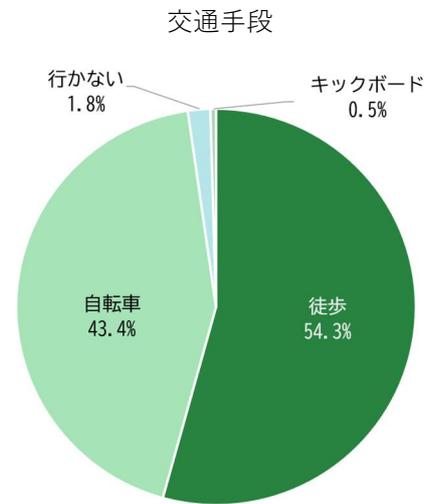
3) 公園について

- 普段遊んでいる公園は、おうちからどれくらいで行けるところにありますか？

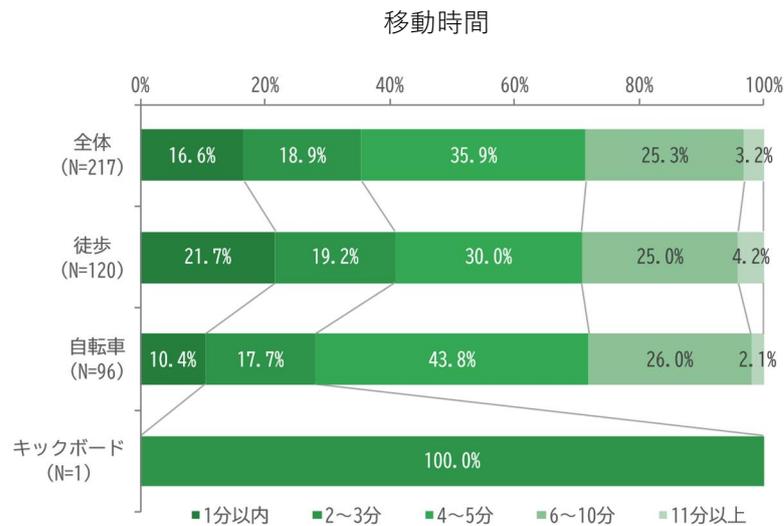
交通手段では自転車よりも徒歩の方がやや多い結果となりました。その他は5名おり、そのうち4名は公園で遊ばない人、1名はキックボードでした。

移動時間では3分以内、4～5分がそれぞれ36%ずつで、5分以内が72%に上ります。6～10分も25%おり、全体の97%が10分以内です。

交通手段別では自転車は徒歩と比べて、3分以内の割合が下がり、4～5分の割合が上がります。徒歩3分と自転車1分を同等と考えると、徒歩3分以上の距離になると、自転車を使う人が出始め、徒歩10分以上（自転車3.3分以上）になると、ほぼ自転車となると考えることができます。



N=221



- 公園で花火ができないことは知っていましたか？

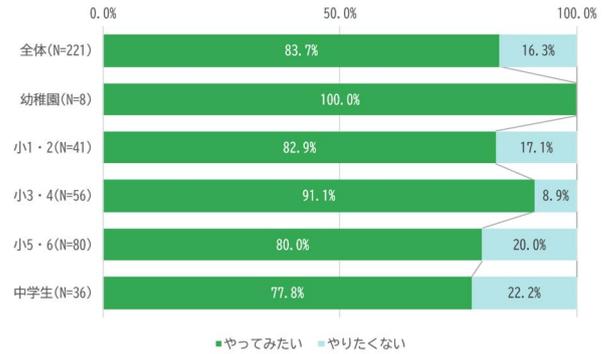
子どもたちの83%は花火が禁止されていることを知っています。



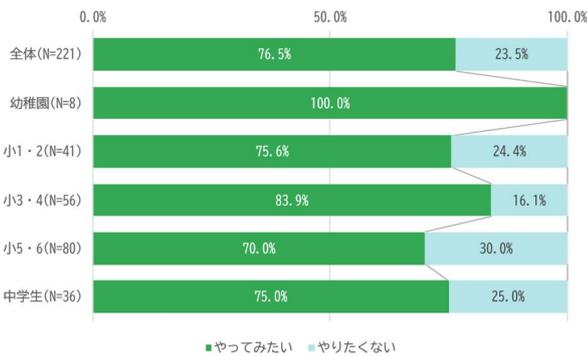
■ ルールがあっても^{はなび}花火を^{おも}したいと思いませんか？

どのルールについても 80%前後の子どもたちはやってみたいと回答しています。このうち、夜8時までなら可という条件については、他の2つよりも賛同率が低くなります。

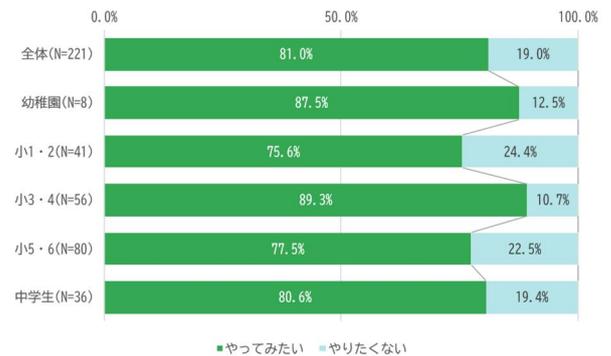
大人と一緒にいる条件



夜8時までなら可能という条件



特定の日のみ可能という条件

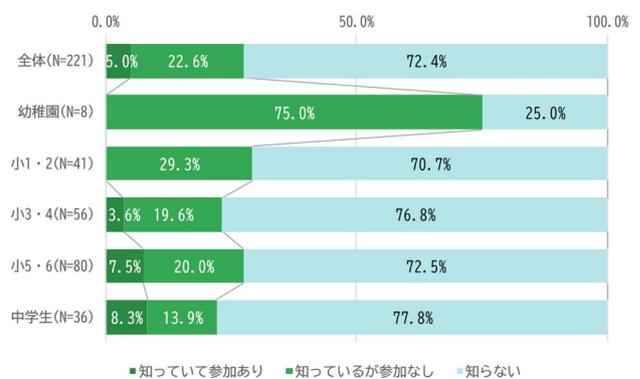


4) こども動物クラブについて

■ 「こども^{どうぶつ}動物^しクラブ」を知っていますか？

こども動物クラブの認知度は28%、そのうち参加したことがある子どもは5%となっています。参加したことがない子どもは23%となっています。

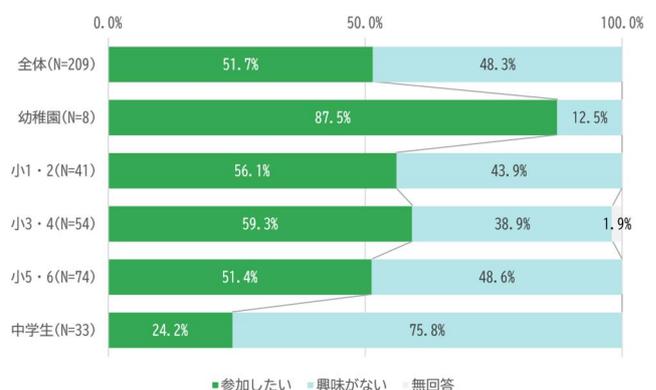
学年が上がるにつれて、参加したことがある子どもの割合が上がります。



■ こども動物^{どうぶつ}クラブに^{さんか}参加^{おも}してみたいと思いませんか？

こども動物クラブに参加したことがない95%の子どもたちのうち、約半数は参加したいと回答していることから、こども動物クラブの知名度向上により参加者が増える可能性があるものと考えられます。

ただし、学年が上がるにつれて、参加意向の割合が下がります。



■ こども動物クラブに参加できない理由があったら教えてください。

「習い事が忙しい」が18.5%、「友達と一緒にないと不安」が15.7%となっています。一方、「特になし」と回答した人も9%に上っています。

